

## 第 1 章 請負工事における提出書類等

## 1 . 工事着手前の提出書類

### 1 - 1 現場代理人等通知書

#### 1 . 書類の目的と関連法規

工事現場の運営、管理等を行う者又は建設工事の技術上の管理をつかさどる者の氏名を明らかにするための書類（工事請負契約書第10条）

#### 1 - 1 - 1 現場代理人

現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、工事請負契約書第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使する。（契約書第10条第2項）

現場代理人は、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者と兼務することが出来る。

#### 1 - 1 - 2 主任技術者（又は監理技術者）

主任技術者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者で、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

当該工事が建設業法第26条第2項に該当する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を定めなければならない。

監理技術者は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者とする。ただし、指定建設業の7業種については同法第15条第2号イ又はハの規定により建設大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

## 2 . 留意事項

専門技術者は、当該工事が建設業法第26条の二に該当する場合には定めなければならない。  
なお、専門技術者は主任技術者と同等以上の資格要件でなければならない。

**経常建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、JVを構成する全ての請負者が主任技術者を専任しなければならない。**

特定建設共同企業体（以下「特定JV」という。）の場合もJVと同様である。

請負代金額が、1億6千万円を超える土木工事の主任技術者は、1級土木施工管理技士（1級建設機械施工技士）又は技術士（建設部門・農業土木・森林土木に限る。）の資格を有する者でなければならない。

また、請負代金額が、4,500万円以上1億6千万円未満の土木工事の主任技術者は、1級又は2級土木施工管理技士（建設機械施工技士）又は技術士（建設部門・農業土木・森林土木に限る。）の資格を有する者でなければならない。

請負代金額が、7,000万円を超える冷暖房衛生設備工事（熱絶縁工事、水道工事又は消防設備工事の各単体工事を除く。）の主任技術者は、1級管工事施工管理技士又は技術士（流体機械・暖冷房及び冷凍機械に限る。）の資格を有する者でなければならない。

また、請負代金額が、1,700万円以上7,000万円未満の冷暖房衛生設備工事（熱絶縁工事、水道工事又は消防設備工事の各単体工事を除く。）の主任技術者は、1級又は2級管工事施工管理技士又は技術士（流体機械・暖冷房及び冷凍機械に限る。）の資格を有する者でなければならない。

### 3. 提出時期・部数

提出時期は工事請負契約締結後速やかに提出する。また、現場代理人等を変更した場合はその都度通知する。 正 1 部 副 3 部

### 4. 様式

- 様式集「様式 1」現場代理人等通知書  
「様式 2」経歴書  
「様式 3」現場代理人等変更通知書

### 5. 通知にあたっての注意事項

専門技術者については、それぞれの技術者毎にその管理対象となる建設工事の種類を（ ）書きで表す。

【例】 建築工事の専門技術者の場合 国土太郎（建築）  
電気工事の専門技術者の場合 国土太郎（電気）

不要な事項は、削除する。

提出日は、請負者が必ず記入する。

請負者がJV又は特定JVの場合は、主任技術者名の後に構成する会社名を〔 〕書きで記載する。

【例】 国土太郎〔 建設 〕

経歴書の資格及び資格番号欄には、技術士（ 部門）、土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築士等と記載し、その資格番号を（ ）書きで記載する。

別途資格等証明書（写し）を添付する。なお、監理技術者は資格者証と指定講習会修了証の写しも添付する。

資格者証の表面で恒常的な雇用関係を確認できない場合（再雇用等）は裏面の記載事項面も添付する。

実務経験による資格の場合は、実務経験（実務経験証明書）を証明する資料を添付する。

なお、主任技術者が実務経験の場合は、土木工事の請負金額が4,500万円未満でなければならない。また、冷暖房衛生設備工事の場合は、1,700万円未満でなければならない。

## 1 - 2 品質証明員届

### 1. 書類の目的と関連法規

施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）第3編1-1-8）

### 2. 品質証明員の資格要件

品質証明員は、当該工事に従事していない者で下記資格を有する者であることが必要。

- ・ 10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・ 造園工事については1級造園施工管理技士
  - ・ 電気工事については1級電気工事施工管理技士
- ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

3. 提出様式及び提出期限  
様式集「様式 4」品質証明員届 正 1部  
提出期限は、契約締結後14日以内に監督職員に提出

4. 提出時の注意事項  
法定資格の写しを添付する。  
10年以上の現場経験を有する必要があることから、現場経歴を箇条書きする。  
現場経歴には、当該工事の同種類工種の実績を含めることが望ましい。  
提出日は、請負者が必ず記入する。

### 1-3 品質証明員の業務内容

#### 1. 概説

一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（通称「PL法」という。）等に見られる供給者（製造者、施工業者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、請負者自らが、今まで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための業務で、工場製作・現場施工と分割して実施することも可能である。

2. 対象工事 1億円以上の工事及び事務所長が必要と認める工事。

#### 3. 業務内容

##### 施工計画書の確認

施工計画書作成時に安全、工程及び品質確保のための施工方法、品質証明ができる品質管理方法等について確認する。

- ・安全管理（安全に関する組織、緊急時の体制及び連絡体制の確認）
- ・施工方法（品質に関係する施工方法の確認）
- ・施工管理計画（設計図書等に規定された品質が確保できるか確認）
- ・工程管理（計画工程が無理なく実施可能か確認）
- ・品質管理（品質管理基準に基づいて品質試験項目、試験方法、試験頻度等の確認）
- ・出来形管理（出来形管理基準に基づいて測定位置、測定頻度等の確認）
- ・写真管理（写真管理基準に基づいて撮影項目、撮影時期、撮影頻度、提出頻度との確認）
- ・その他（施工体制台帳の記載内容、体系図等の確認）

##### 施工実態の確認

- ・現場の施工（事前測定の測定結果の照査も含む。）及び安全、工程、品質が施工計画書と同様に行われているか関係資料等で確認する。
- ・現場が設計図書の品質、出来形が確保されているかを、施工管理資料等により確認。
- ・臨場確認を必要とする場合及び関係資料等で確認した結果、不可解な点がある場合、臨場して確認。

##### 検査前の事前確認

- ・検査職員が行う検査（中間技術、既済部分、完成）毎の事前に、現場が設計図書に基づく品質（出来形を含む。）が確保されていることを関係資料等で確認する。
- ・施工段階で作成された全ての資料を対象に確認（前検査時以降から部分）

#### 4. 品質確認の証明方法

品質確認を行った項目については、検査時毎に提出する。  
なお、添付する品質証明表（チェックリスト）は各社の独自様式とする。

5. 品質証明書の提出様式及び時期並びに部数

提出様式	様式集「様式 5」品質証明書
時 期	検査時まで
提 出 先	監督職員
提出部数	正 1 部

6. 品質証明書提出時の留意事項及びその他

品質証明員は、原則として検査時に立会うものとする。

品質証明項目毎に、社内検査基準等により実施した品質証明表を添付する。

品質証明書は、検査時毎に別葉として、余白については斜線又は「以下余白」等で、追記できないようにして、請負者が押印して提出する。

品質証明書が複数枚になる場合は、最終頁に請負者の押印を押すこととし、その他の頁については、省略する。

# 1 - 4 技術者設置基準等について

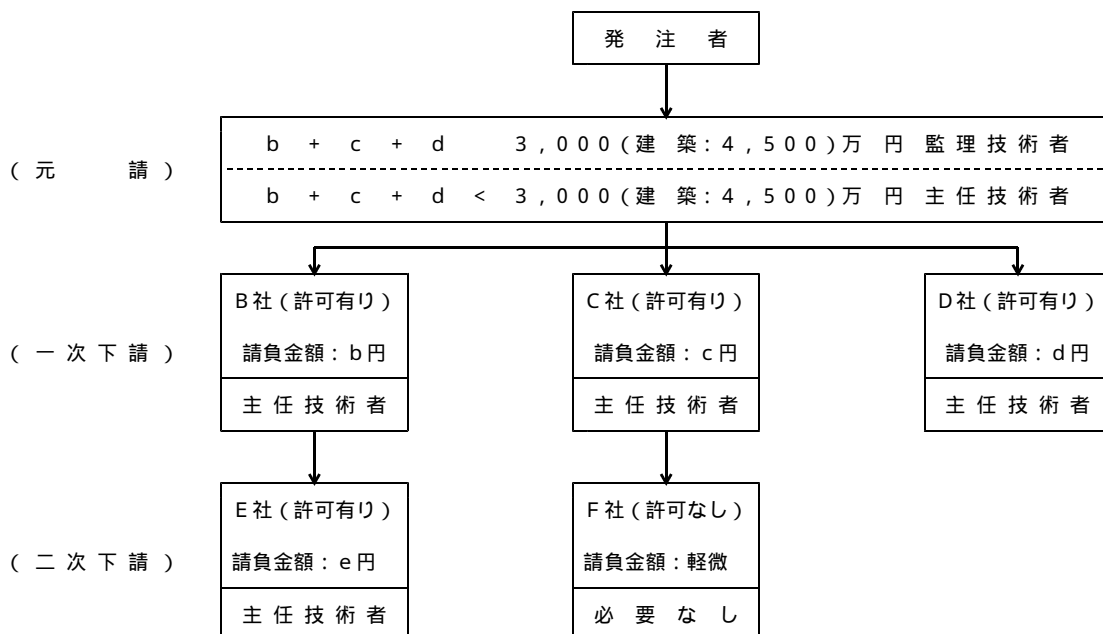
## ・技術者設置基準一覧表

	設置を必要とするもの	資格要件	設置条件
主任技術者	1. 建築一式工事で 1,500万円以上の工事 2. 延面積 150㎡以上の木造住宅工事 3. 建築一式工事以外の建設工事で500万円以上の工事 4. 建設業許可を有する場合は、金額の大小に関わらず、必要	1. 指定学科を卒業後 高等学校（旧実業学校を含む） 5年以上 高等専門学校（旧専門学校を含む） 3年以上 大学（旧大学を含む） 3年以上 の実務を有するもの 2. 10年以上の実務経験を有するもの 3. 1・2級施工管理技士等の国家資格者 （法第26条第1項） （法第7条第2号イ、ロ又はハ）	1. 工事現場ごとに専任の者を置くこととし、2以上の工事現場を兼務することはできない。（法第26条第3項） 2. 同一の建設業者が密接な関係のある2以上の工事を同一の場所又は、近接した場所において施工する場合は、同一の主任技術者が兼務することができる。（法令第27条第2項）
監理技術者	特定建設業者に係る建設工事で3,000万円（ただし建築工事については、4,500万円）以上の工事を下請負契約（2以上あるときはその下請負総額によって施工しようとする場合） （法第26条第2項）	・指定建設業以外（平成8年6月29日以降は資格証が必要） 1. 1級施工管理技士等の資格者 2. 主任技術者の要件のいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上（平成6年12月28日以前の工事については、3,000万円以上、昭和59年10月1日以前の工事については、1,500万円以上）のものに関し2年以上指導的な実務経験を有するもの 3. 1又は2と同等以上と認められたもの ・指定建設業（資格証が必要） 1) 1級施工管理技士等の国家資格者 2) 建設大臣特別認定者 （法第26条第2項） （法第15条第2号）	工事現場ごとに専任の者を置くこととし、2以上の工事現場を兼務することはできない。（法第26条第3項） ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期が重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性を認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、1つの工事としてとられ、兼務することができる。
専門技術者	1) 土木工事業者又は建築工事業者で土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事を施工する場合。 2) 許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合 （法第26条の2第1、2項）	主任技術者と同じ （法第26条の二第2項）	工事現場において当該建設工事施工の技術上の管理をさせるものとする。 （法第26条の二第2項）

- 注) 1 1件 2,500万円（建築一式工事は、5,000万円）以上の工事の主任技術者又は、監理技術者は、工事現場毎に専任でなければならない。（法第26条第3項・法令第27条）
- 2 「専任」は、原則として現場に常駐することを求めるが、発注者との打合せ等のために現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態も含んでいる。ただし工事現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制にあることが必要である。
- 3 専任の期間については、元請の場合は専任で設置すべき期間は、契約工期が基本である。下請負が受け持つ専門工事の専任の期間については、現場稼働期間とする。

### 技術者の設置例

注) 許可とは、建設業の許可を意味する。



B, C, D, E社は建設業の許可を受けている建設業者であれば、請負金額の大小にかかわらずA社と別に主任技術者を置かなければならない。

## 1 - 5 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業				その他 (左以外の21業種)			
		特 定		一 般		特 定		一 般	
建設業の許可制度	許可の種類								
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 建設大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請け工事における下請金額合計	3,000万円以上 注1	3,000万円未満 注1	3,000万円以上は契約できない 注1		3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない	
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 建設大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
	技術者の専任	公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で請負金額が2,500万円以上のときに必要 注2							
	資格者証の必要性	必要 注3	必要ない		必要 注3		必要ない		

- (注) 1. 建築一式工事の場合は 4,500万円以上  
 2. 建築一式工事の場合は 5,000万円以上  
 3. 個人住宅を除く殆どの工事が対象





## 1 - 7 専門技術者

土木工事業や建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かねばならない。

例えば、土木一式工事を施工する場合で、鉄筋工事、電気工事、造園工事、防水工事等のような一式工事な内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について主任技術者の資格を有するものを置かなければならない。

それができない場合には、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければならない。

これは、土木工事業及び建築工事業の主任技術者又は監理技術者は、一式工事を総合的に企画、調整、指導等を行うことにあり、各部分的専門工事について、具体的な工事を的確に施工するためには、施工実務の経験を有する技術者を置いて監理を行わせることが必要であるためである。

この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別個に置かねばならないということではない。要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者が兼ねることができる。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっているが、その場合においても、前述の場合と同様、当該工事に関する専門技術者を置かなければならない。（建設業法第26条の2第2項）

建設工事の業種区分

建設工事の種類	業種	建設工事の例示	建設工事の種類	業種	建設工事の例示
土木工事一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ)	石工事	石工事業	石積(張)工事、コンクリートブロック積(張)工事(擁壁・法面処理となる工事が適用される。)
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事。	屋根工事	屋根工事業	屋根ふき工事
大工工事	大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事	電気工事	電気工事業	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電源設備を含む)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
左官工事	左官工事業	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	管工事	管工事業	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事、コンクリートブロック据付工事、工作物解体工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレスコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留工事、仮締切工事、吹付工事、道路付属物設置工事、捨て石工事、外構工事はつり工事	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	コンクリートブロック積(張)工事、レンガ積(張)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事(一般的に建築工事が該当)
			鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事、石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事、屋外広告塔工事、閘門・水門等の門扉設置工事
			鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事
			舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

建設工事の業種区分

建設工事の種類	業種	建設工事の例示	建設工事の種類	業種	建設工事の例示
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	浚渫工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
板金工事	板金工事業	板金加工取付工事、建築板金工事	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
ガラス工事	ガラス工事業	ガラス加工取付工事	清掃施設工事	清掃施設工事業	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
塗装工事	塗装工事業	塗装工事 溶射工事 ライニング工事、 布張り仕上げ工事、 鋼構造物塗装工事、 路面標示工事	さく井工事	さく井工事業	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
電気通信工事	電気通信工事業	電気通信設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中戦設備工事データ通信設備工事情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	建具工事	建具工事業	金属製建具取付工事サッシ取り付け工事金属製カーテンウォール取付工事、シャッター取付工事、自動ドア取付工事、木製建具取付工事、ふすま工事
造園工事	造園工事業	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事	水道施設工事	水道施設工事業	取水施設工事、浄水施設工事、排水施設工事、下水処理設備工事
防水工事	防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	消防施設工事	消防施設工事業	室内消火栓設置工事スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発生液体又は粉末による消火設備工事、室外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事			

## 1 - 8 請負代金内訳書

### 1. 書類の目的と関連法規

請負契約の内容に対する請負者の工事原価管理の的確化、積算の参考および設計変更等の協議の円滑化を目的とする書類（工事請負契約書第3条、共仕第3編1-1-2）

### 2. 対象工事

請負金額が1億円以上で、工期が6箇月を越える工事（現場管理費の工種区分における道路維持工事及び河川維持工事を除く。）

前号に掲げるもののほか、仮設工事費の大きい工事、新しい工法を採用する工事等で選定された工事。

### 3. 留意事項

請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用を表示した一覧表で、前記目的に対応するよう請負者の工事施工計画に合ったものとする。

工事の変更契約を行った場合も一覧表は提出する。

**提出日は、請負者が直接記入する。**

### 4. 提出時期・部数

契約締結後14日以内に正1部 副3部

ユニットプライスの場合は、契約書に記載された期限（原則、30日以内）とする。

### 5. 提出様式

様式集「様式 6」請負代金内訳書

## 1 - 9 工事費構成書

### 1. 書類の目的と関連法規

請負契約の内容に対する請負者の工事原価管理の的確化、積算の参考および設計変更等の協議の円滑化を目的とする書類（共仕第3編1-1-2）

### 2. 対象工事

請負金額が1億円以上で、工期が6箇月を越える工事

（現場管理費の工種区分における道路維持工事及び河川維持工事を除く。）

前号に掲げるもののほか、仮設工事費の大きい工事、新しい工法を採用する工事等で選定された工事

ユニットプライスの場合は、対象としない。

### 3. 留意事項

発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

総括監督員は、請負者から請負代金内訳書の提出を受け、当該工事に係る発注者の工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して請負者に提出するものとする。

請負者は、工事費構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができる。

ただし、工事費構成書の内容に関する協議等は行わない。

### 4. 提出様式及び部数

様式集「様式 7」工事費構成書 正1部 副3部

【参考】

<p>各工事事務所長 殿</p>	<p>建北技管第187号 平成7年9月29日</p> <p>企 画 部 長</p> <p>「工事費構成書の提示の実施について」の一部改正について（通知） 標記について、別紙のとおり通知する。</p> <p>（担当 技術管理課 基準第一係）</p>
<p>北陸地方建設局 企画部長 殿</p>	<p>建設省技調発第183号 平成7年9月25日</p> <p>大臣官房技術調査室長</p> <p>「工事費構成書の提示の実施について」の一部改正について（通知） 「工事費構成書の提示の実施について」（昭和62年12月23日付け建設省技調発第799号）の一部を改正し、別紙要領により実施することとしたので通知する。 なお、工事費構成書は、発注者が受注者に提出するものであるが、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、当該工事契約上の権利を生じさせるものではないので、念のため申し添える。</p>
<p>別紙</p>	<p>工 事 費 構 成 書 提 示 実 施 要 領</p> <p>1. 目的 工事費構成書の提示は、土木請負工事において、設計変更等に係る協議の円滑化に資することを目的とする。</p> <p>2. 対象工事 地方建設局の所管に係わる土木請負工事で、次に掲げるものとする。 (イ) 請負代金額が1億円以上で、工期が6ヶ月を超える工事（現場管理費の工種区分における道路維持工事及び河川維持工事を除く。） (ロ) 前号に掲げるもののほか、仮設工事費の大きい工事、新しい工法を採用する工事等で地方建設局において選定した工事</p> <p>3. 工事費構成書の内容 (1) 発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。 (2) 工事費構成書は、別紙様式による。</p> <p>4. 工事費構成書の提示手続 総括監督員は、受注者から請負代金内訳書の提出を受け、当該工事に係る発注者の工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出するものとする。</p> <p>5. 工事費構成書に関する説明 受注者は、工事費構成書の内容に関し発注者の同意をえて、説明を受けることができる。 ただし、工事費構成書の内容に関する協議等は行わないものとする。</p> <p><del>6. 特記仕様書への記載（一）</del> <del>工事費構成書の提示対象工事については、別紙記載要領により特記仕様書に明示するものとする。</del></p> <p>7. 適用 この改正要領は、平成7年10月1日以降に契約を締結する工事に適用するものとする。</p>

## 1 - 10 工事工程表

### 1 . 書類の目的と関連法規

仕様書、設計図書等に基づいて工事請負契約書により定められた期間内に工事目的物を適正に仕上げるための書類（工事請負契約書第3条、共仕第3編1-1-3）

### 2 . 留意事項その他

工事の変更契約を行った時、工期が変更された場合又は工事内容に大幅な変更があった場合、変更工程表を提出する。

提出年月日は必ず記入して提出する。

### 3 . 提出時期・部数

契約締結後14日以内 正1部 副3部

### 4 . 様式

様式集「様式 8」工程表

## 1 - 1 1 施工計画書

### 1. 書類の目的と関連法規

施工計画書は、工事目的物が設計図書に基づく品質、形状を確保し工期内に規格に合った目的物を適正に完成させるための当該工事専用施工マニュアルである。一方、発注者側としても工事過程での監督業務の基本として、施工者がどの様にして工事を行うか把握しておく必要がある。（共仕第1編1-1-4）

### 2. 提出時期・部数 工事着手前 正1部（電子納品対象） （修正または追加分がある場合は、該当する工種の着手前）

### 3. 留意事項及びその他

書類作成上の考慮すべき事項及び手続は別紙「**施工計画書作成の基本方針**」を参照。

施工計画の検討に時間を要する工種の場合は、その工種のみを後日提出しても良いが、その旨を施工計画書に明記すること。なお、施工前までには必ず提出すること。

【文例】 詳細については、後日提出する。等

工事の進捗にあわせ、今後の施工に対する施工計画へのフィードバックを行い必要な検討を行うとともに、当初、施工計画書で想定した条件と実際が相違する場合等、必要な場合にはその都度変更計画書を提出する。

この場合の変更施工計画書は、以前に提出した施工計画書の変更部分又は追加部分のみで良い。

変更又は追加部分があった場合、当初施工計画書の差し替え又は追加を行い、常に、最新版の施工計画書として整備しておくことが望ましい。

また、変更提出書の後には、履歴簿の添付を行う等、変更又は追加部分が速やかに把握できるように工夫しておくこと。

軽微な場合の変更施工計画書は提出が不要である。（工期や数量だけの変更等の場合）

施工計画書は、電子納品対象であるため、電子媒体による作成に努めること。  
工事着手前に、完成図書として電子納品する項目を事前に監督職員と打ち合わせを行うこと。

#### 【参考】

設計変更にあたっては、「**土木工事設計変更ガイドライン（案）**」を活用し、協議するものとする。

北陸地整HPからダウンロード可能です。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/shiyousyo/080514%20henko%20gide.pdf>

## 施 工 計 画 書 作 成 の 基 本 方 針

## はじめに

施工計画書は、請負者が工事を適正に履行するためにその手法・概要を作成することにより、円滑な工事の促進を図ることはもとより、工事現場の地形・環境及び土木工事共通仕様書や関係法令を遵守し作成することが大切である。

共仕第1編1-1-4で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、請負者の責任において作成するもので、指定仮設以外は、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

なお、施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について記載するものとする。(軽微なものは除く)

施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出するが、数量の僅かな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

提出される施工計画書は、現場担当者はもとより、店社の事前審査(品質証明制度を適用している工事では証明員の確認)が行われている必要がある。特殊な工種は下請負人の意見を聞いて作成する必要がある、その都度追加・修正し、その時点で最新の施工計画書として日々見直しておく必要がある。

一方、発注者としても工事過程で監督責務として施工者の工程・施工方法・施工管理・安全管理について、現地との相違等を確認することが大切である。

## 1. 工事概要

工事概要については、下記の記載例程度の内容を記載する。なお、以下記載例については、必ずしもこれによることはない。

また、工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでよいものとする。

## 「工事概要記載例」

工 事 名	工 事	河川名(路線名)	一級河川	川(一般国道	号)
工事場所	自 県 市 地先	至 県 市 地先	L = m		
工 期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
請負代金	¥	,	,	円	
発注者	事務所	-	-		
	出張所	-	-		
	建設監督官詰所	-	-		
	請負者 建設株式会社				
	所在地 県 市	番地	-	-	
	作業所				
	所在地 県 市	番地	-	-	

## [ 工事内容記載例 ]

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	適 要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	1 0 0	

設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。



## 2. 計画工程表

工程表の作成様式には、横線式工程度（バーチャート、ガントチャート）やネットワーク手法等各種あるが、その工事に見合った様式により実施工程表を作成する。ただし、応急工事や維持工事（補修的工事）等の当初計画工程の策定が困難なものについては実施工程表は省略することができる。

- 1) 工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表を基に整理する。但し、工種、種別、細別の配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- 2) 各工種、種別、細別ごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- 3) 実施工程表の出来高数値は記載しないものとするが、曲線式工程表（総合工程）には、月単位の出来高率を記入する。
- 4) 作成に当たっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させること。

### [ 計画工程表記載例 ]

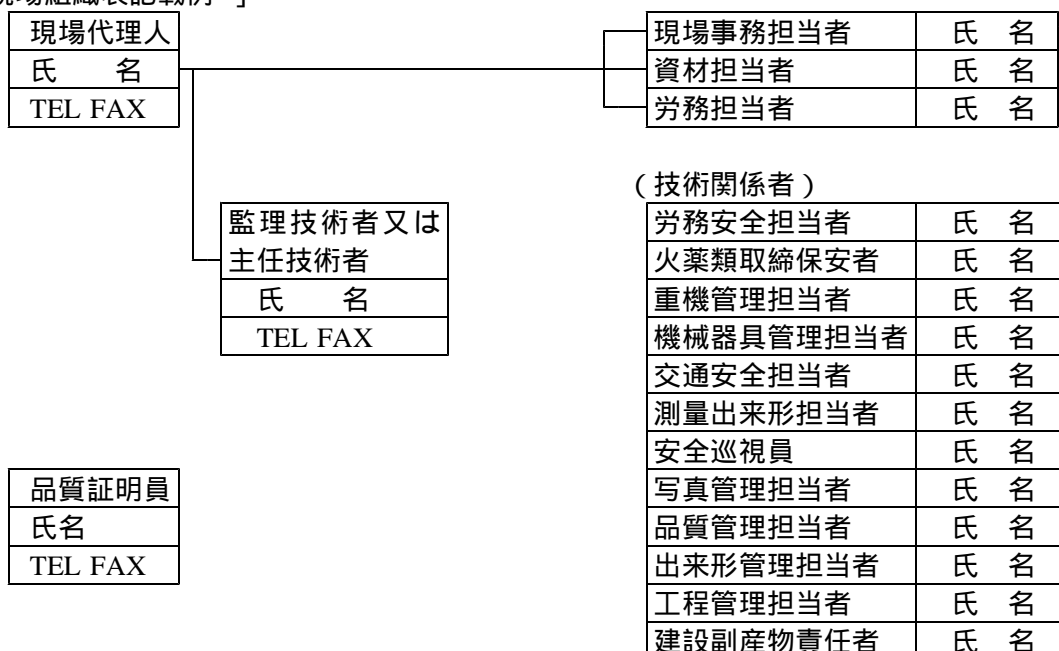
項目		単位	数量	月		月		月		月	
工種	種別			10	20	10	20	10	20	10	20
擁壁工	既製杭工	本									

契約時に提出する「工程表」の写しでもよい。（整合性をはかる必要がある）

## 3. 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。

### [ 現場組織表記載例 ]



### (留意点)

- ・品質証明員は、請負金額1億円以上の工事及び北陸地方整備局長等が必要と認めた工事が対象。

## 4. 指定機械

### 4-1 一般建設機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。（認定番号、使用時期も記載すること。）

[ 指定機械使用計画記載例 ]

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

### 4-2 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。（使用時期も記載すること。）

[ 主要船舶・機械使用計画記載例 ]

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

## 5. 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。また、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

なお、工事現場に存置する場合の保管方法等も具体的に記載すること。

[ 主要資材計画記載例 ]

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期				確認時期
					月	月	月	月	
異形棒鋼	D 13	800kg	製鉄	ミルシート		—			

## 6. 施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

### 1) 「主な工種」毎の作業フロー

当該工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

### 2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記述する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）関係機関との調整事項について記述する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

### 3) 当該工事における使用予定機械を記載する。

### 4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記述する。

また、安全を確認する方法として、応力計算等も記述する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記述する。

5) 記載対象

主要な工種

通常の施工方法により難しいもの(例: 新技術による施工等)

設計図書で指定された工法

共通仕様書に記載されていない特殊工法

施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目

特殊な立地条件で施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

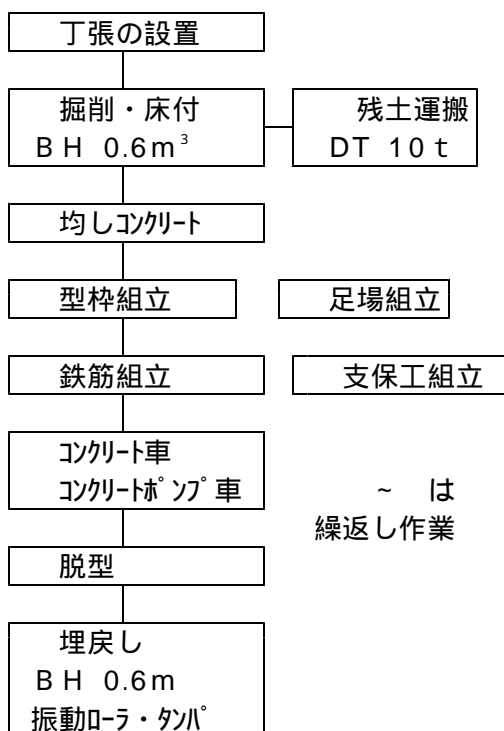
共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項

指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

[ 施工計画書に記載する事項記載例 ]

共通仕様書関係条項						条名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		
10	3	3	1	2		一般事項	原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項について記載する。

[ 作業フロー(重力式擁壁)の記載例 ]



作業では、5 付近に、NTTの回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ作業を行う。

運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。

型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。

組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮

作業手順の確認

組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮

コンクリート打設高は、m/1回とする。

コンクリート強度の確認

脱型に必要なコンクリート強度を圧縮強度試験により推定し、強度を確認後脱型する。

(留意点)

- a) 指定仮設または、重要な仮設工に関するもの、また、応力計算等によって安全を確認できるものは、計算について記述する。
- b) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記述する。
- c) 「共通仕様書、特記仕様書において、承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記述する。また、次の間接的設備について記載する。

- ・ 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- ・ 材料、機械等の仮置場
- ・ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備
- ・ 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
- ・ 仮排水
- ・ 工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

## 7. 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「土木工事施工管理基準」「写真管理基準」）等に基づき、その管理方法について記述する。

### 1) 工程管理

工程計画は、施工方法の選定とともに工事計画の核をなすものであり、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものではなく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いた実施工程表を作成する。

工程計画の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

工種の分類に基づき各工種別工事について施工手順を決める。

各工種別工事の適切な施工期間を決める。

施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。

全工期を通じて、労務、資材、機械の必要数をならし過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。

以上の結果を工程表に表す。

### [ 工程表提出に関する留意事項 ]

#### (1) 工事履行報告書

工事履行報告は、監督職員が工程を把握し必要に工事促進の指示を行うための書類

工事着手前に、予定工程を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程を記入して提出する。また、記事欄には段階確認項目の予定時期等を記入する。

#### (2) 実施工程表

実施工程表は、請負者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督職員への提出は必要とせず提示でよい。

実施工程表は、請負者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。

維持工事や応急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる。

### 2) 品質管理（詳細については、「4 - 2 品質管理」を参照すること。）

#### (1) 品質管理の目的

土木工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されており、請負者は示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するため自主的に管理を行う必要がある。

品質管理を行うための必要条件としては、次の条件が与えられる。

規格を満足していること。

工程が安定していること。

以上2つの条件を同時に満足していることが必要である。

(2) 土木工事における品質管理

土木工事は、工事を計画する者、施工する者がそれぞれ異なる場合が多いので、発注者の意図が明確に請負者に伝わるよう種々の計画条件を契約上明示する必要がある。

工事材料の品質及び検査等については、工事請負契約書第13条に明示し、技術的内容は設計図書により示される。この場合図面には通常、工事の目的物の形状及び寸法を示し、仕様書には一般に使用する材料の形状寸法、品質と目的物の品質・規格について明示する。

従って請負者は、この仕様書に示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するために、施工中の管理基準を定め自主的に管理を行う。(社内検査基準等がある場合は、その内容についても並列で記載すること。)

当該工事で行う品質管理の「試験項目」(試験)について、次のような品質管理計画表を作成する。

[ 品質管理計画表記載例 ]

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法		適用
						試験データ		
盛土	盛土材料	試験	2,000m <sup>3</sup>	土質変化時	0回			

(留意点)

必要な工種が記述されているか。

施工規模に見合った試験回数になっているか。

基準にないものの適用は妥当か(請負者と監督職員で協議が必要)。

管理方法や処理は妥当か。

適切な試験方法か。

(3) 品質管理資料として、提出すべき資料は以下の通りである。

測定結果総括表

測定結果一覧表

品質管理図表(測定数が10点未満の場合は作成不要)

度数表(測定数が10点未満の場合は作成不要。ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)

3) 出来形管理(詳細については、「4-3 出来形管理」を参照すること。)

出来形管理は、土木工事施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。又、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形(写真を含む)等の整理をすることが大切である。

また、土木工事施工管理基準(写真管理を含む)により、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真管理撮影位置、回数及び管理図表の種類を具体的に定めた出来形管理計画を定める必要がある。

その他、管理計画どおり進行しているかどうか照査するチェックシステムも確立して

おくことも重要である。

(1) 出来形管理表

請負者は土木工事施工管理基準に規定する規格値に基づいて出来形管理表を作成しなければならない。出来形数値（実測値）は出来形表に工種・規格値・設計値・実測値を対比して記録しなければならない。

出来形の合否判定は各項目・各工種の規格値に合格するものでなければならない。

(2) 出来形管理に関する留意点

不可視部については、測定方法、箇所等適切に検討し計画を立案する。

管理基準にないものは事前に監督職員と請負者で協議を行い、規格等適切に定める。

設計図書に明記されている数値については全て管理する必要がある。

**社内検査基準等がある場合は、その内容についても並列で記載すること。**

[ 出来形管理計画表記載例 ]

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
	-	測定延長 に1カ所	平面図に実 測延長を記入 する。	断面寸法及び高さに ついて成果表を作成 する。	
		合計 点			

(留意点)

必要な工種が記載されているか。

施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。

不可視部の対応は検討されているか。

基準にないものの適用は妥当か（監督職員と協議が必要）

(3) 出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

測定結果総括表

測定結果一覧表

出来形管理図表（測定数が10点未満の場合は作成不要）

4) 写真管理（詳細については、「4 - 10 写真管理」を参照すること。）

(1) 写真管理の目的

土木工事では、工事完成後隠れて見えなくなる部分いわゆる不可視部分が多い。従って、後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたこと等を証明し説明するもの、工事完成後不可視となる出来形確認の証明資料、さらには工事の各施工段階における施工状況を残すという意味でも工事における写真管理は重要なものである。

(2) 写真管理基準

写真管理基準は、契約図書の一部である土木工事共通仕様書に基づき規定されているものであるが、これまで、業務の効率化を行うため写真提出量に関する規定を明確にし、提出量の削減を図るとともに、**デジタルカメラのデータをオリジナルの状態**で提出することを基本とする。

工事写真の撮影は、工事施工記録と工事完成後外面から確認できない箇所の出来形確認及び各施工段階の施工状況を写真管理基準に則り撮影しなければならない。

工事写真にあたっては、その内容を把握できるような下記の分類によって撮影し、整理し監督職員に提出しなければならない。

工事写真着手前及び完成写真（工事現場の着工前及び完成状況）  
 施工状況写真（仕様書に基づいた施工方法の証明記録）  
 安全管理写真（安全管理の実施状況の具体的な記録）  
 使用材料写真（工事使用材料の品質と寸法の証明記録）  
 品質管理写真（品質確認等の試験状況の記録）  
 出来形管理写真（構造物の数量、寸法等出来形の証明の記録）  
 災害写真（工事中に発生した災害及び事故等の記録）  
 その他（建設副産物の発生及び処理状況の記録）

(3) 品質管理資料提出に関する留意点

品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合  
 出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判  
 別できる写真を細別毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。  
 監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

[ 写真管理計画表記載例 ]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
	-	(施工状況) 床掘、砕石基礎、 コンクリート打設 (出来形管理) 砕石基礎 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各施工中  締固後  型枠取り外 し後	各1回  100mに1回	

(留意事項)

写真管理基準の「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項に留意する。

- ・撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- ・施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。

5) 段階確認（詳細については、「2 - 3 段階確認」を参照すること。）

段階確認は、共仕第3編 1 - 1 - 6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等に相当するものである。

請負者は、特記仕様書に明示された工事の施工段階で監督職員の臨場を受ける段階確認を計画し、設計図書の基本を確保しなければならない。

(1) 実施方法

段階確認項目

段階確認時期・回数

段階確認方法

(2) 段階確認・立会における留意点

段階確認が完了しないと工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう発注者とも留意する必要がある。

[ 段階確認（段階確認書）記載例 ]

種別	細別	確認項目	施工予定時期	記事
			月 日	

6) 品質証明

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、請負業者が自らの責任において品質を実施することであるため、その内容・方法については、各会社で決めることを基本とする。

施工計画では、品質証明員が工事施工途中において実施する項目・時期（不可視部分の区切り、中間技術検査、既済部分・完成検査の事前）を計画書に明記し、計画的に実施しなければならない。また、検査時期・確認場所の関係から品質証明員を複数名予定することが適当であれば、その旨計画書に明記する。

（e.x. 工場製作など施工場所により品質証明員を分担）

8. 安全管理（詳細については、「3. 安全管理」を参照すること。）

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記述する。また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。記述が必要な項目は次のとおり。

1) 工事安全管理対策

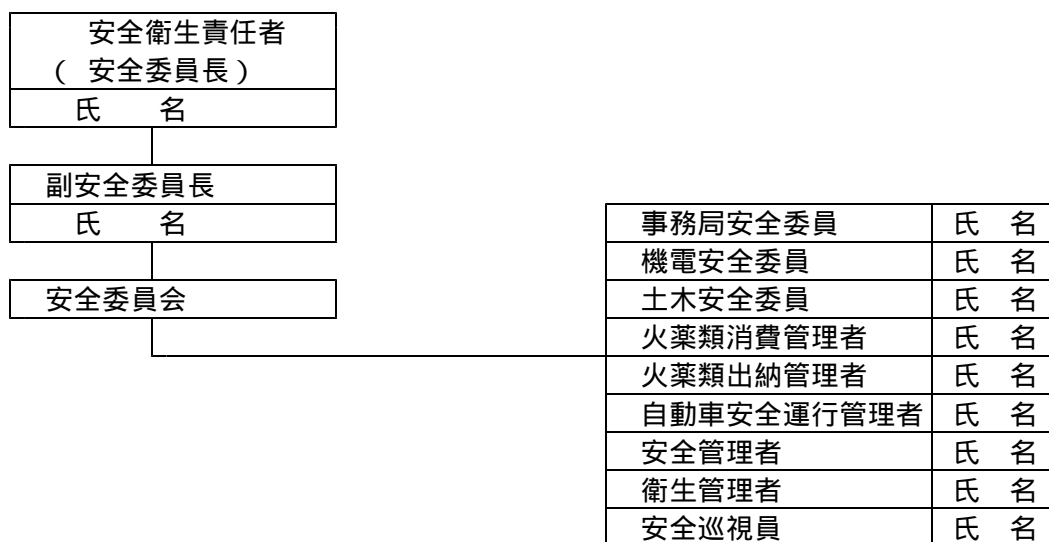
安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）

危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて

その他必要事項

[ 安全管理組織記載例 ]

労働安全衛生法で定められた責任者について各記述する。



(留意点)

安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。

関係法令、指針を参考に記述する。

作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。



2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

- ・ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ・ 当該工事内容等の周知徹底
- ・ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ・ 当該工事における災害対策訓練
- ・ 当該工事現場で予想される事故対策
- ・ その他、安全・訓練等として必要な事項

[安全教育・訓練計画記載例]

月	主な作業内容	安全・訓練内容
1 月	準備工、仮設工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該工事内容等の周知徹底</li> <li>・ 避難訓練及び担架の使用方法</li> <li>・ ビデオによる安全教育</li> </ul>
2 月	工、××工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業手順の周知、徹底（現場にて再確認）</li> <li>・ 車両系建設機械の危険防止について</li> </ul>

参考 主な法令等は以下のとおり

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ 建設機械施工安全技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要領
- ・ 建設機械施工安全マニュアル

[安全管理活動記載例]

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

[危険物記載例]

名称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	m 及び 個
ダイナマイト	火薬類取締法	kg

[その他記録]

- ・ 災害防止協議会活動記録
- ・ 店社パトロール実施記録
- ・ 安全巡視、TBM、KY実施記録
- ・ 新規入場者教育実施記録

4) 作業中止基準及び再開手順

砂防工事・斜面工事等で、土石流・斜面崩壊等が懸念される工事現場や、運搬路として同様な災害が想定される現場においては、気象条件や地形の変化に対応して作業の中止及び再開する手順を定める必要がある。

また、大規模な土留め仮設備やトンネル工事など地山変位を計測することで安全確

認を行う現場にあつては、管理基準を段階的に設定するなど、作業中止・再開手順を明確に設定し管理する必要がある。

【参考】施工中止基準（S34.2.18労働省基発第101号に基づく基準値）

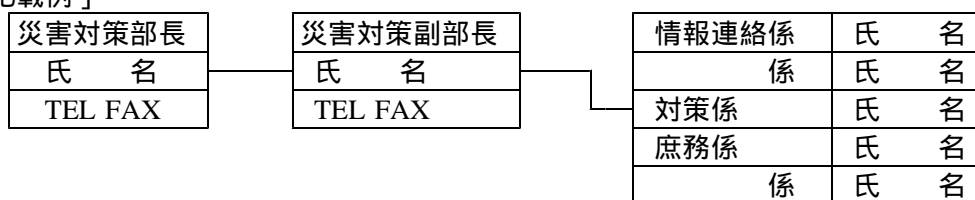
雨量：1回の降雨量が5.0mm以上の降雨
強風：10分間の平均風速毎秒10m以上
降雪：1回の降雪量が2.5cm以上の降雪
地震：中震、震度4以上

## 9. 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

### 1) 組織体制

[記載例]



### 2) 連絡系統

連絡系統図には、下記機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

発注者関係（事務所、出張所等の主任監督員等）

請負者関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）

関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）

関係企業（電力会社、NTT、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）

その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

## 10. 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共仕第1編1-1-32（交通安全管理）によって記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。

なお、指定された道路においては、交通誘導軽微業務の実施にあたり、検定合格者を配置しなければならない。（H16年法律第50号「警備業法の一部を改正する法律」）

## 11. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

特に、都市計画区域については用途地域区分、その他、風致地区・景観保全地域等を考慮して、環境基準を遵守するよう仮設計画及び施工機械の選定等を計画する必要がある。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）

- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

## 1.2. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) イメージアップ対策の内容(「1-12 イメージアップ」を参照すること。)
- 5) その他

## 1.3. 再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進計画書
- 3) 指定副産物搬出計画(マニフェスト等)

再生資源利用計画書(利用計画書)、再生資源利用促進計画書(促進計画書)は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。

作成にあたっては、WEBオンラインシステムの「建設副産物情報交換システム(<http://www.recycle.jacic.or.jp/>)」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時(施工計画書に添付)及び完成時に監督職員に提出する。

\*リサイクル法第11条の関係で、発注者は工事着手7日前に都道府県知事等へ届け出が必要となるため、利用計画書・促進計画書は、契約後早期に提出することが望ましい。(同様の内容を工事計画書に添付すること)

詳細については、「2-6 建設リサイクル法関係」参照

## 1.4. 施工体制台帳・施工体系図

建設業法第24条の7及び適正化法第13条により、施工体制台帳及び施工体系図の作成が請負者に義務づけられている。対象は、下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある場合、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築工事一式工事においては4,500万円)以上になる工事。

但し、低入札工事は、全ての下請契約を記載する必要がある。

### 1) 記載すべき内容

建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項

安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者

監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真<工事担当技術者台帳>

一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

ただし、二次下請人となる警備会社であっても記載を指導する。

施工体制台帳の添付資料

下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容(材料や建設機械の支給有無)がわかるように記述する。

詳細については、「より良い施工体制の確保を求めて」を参照

北陸地整HP(<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/080619%20yoriyousekou.pdf>)からダウンロード可能です。

## 15. 設計図書の照査

請負者は、契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に資料を提出する。なお、該当する事実が無い場合には資料を監督職員へ提示でよい。

工事請負契約書第18条「乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。」

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと  
(これらの優先順位が定められている場合を除く)

設計図書に誤謬又は脱漏があること

設計図書の表示が明確でないこと

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

**照査にあたっては、「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を参考にする。**

北陸地整HP ([http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/syousa/guide\\_syousa080501.xls](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/syousa/guide_syousa080501.xls)) からダウンロード可能です。

**また、契約締結後の、契約書第18条「条件変更」の確認に際して、現場条件の確認時の手引きとして「土木工事条件明示の手引き(案)」を参考にする。**

北陸地整HP ([http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/jouken/joukenmeiji\\_tebikiver%201.2.xls](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/jouken/joukenmeiji_tebikiver%201.2.xls)) からダウンロード可能です。

## 16. 工事測量

請負者は、工事着手に先だち仮BMの設置に係わる測量計画を作成する。測量関係の資料は、発注者が資料を貸与する他、国土地理院のデータも併用すること。設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督職員に提出するものとする。また、工事が長期(1年以上)に及ぶ場合は、定期的な基準点の確認方法も計画する必要がある。

大地震や大規模な災害等で基準点の移動が想定される場合は、再測量により確認することが重要である。

測量結果の提出・提示の別

**仮BM、差異がある** . . . . . **提出**

**差異がない** . . . . . **提示**

## 17. 建設業退職金共済制度の掛金収納書

請負者は、建設業退職金共済制度の掛金収納書を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出する。また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出する。

発注者は、共済証紙の購入状況を把握する必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

詳細については、「1-14 建設業退職金共済制度」を参照すること。

## 18. 総合評価実施確認計画

総合評価方式の入札契約工事にあつては、技術提案内容(簡易計画も含む)を明示するとともにその効果をより具体化し、確認方法も含めて詳細な計画を立案し施工計画

書に記載する。

工事終了後についても、請負者が総合評価時に提案した内容が、確実に履行されたか総合評価実施確認表（様式自由）として報告する必要がある。

現場条件の変更等、提案通りの施工が行われなかった場合については、監督職員と事前に協議する必要がある。

なお、総合評価実施確認表は、電子納品せず、検査時に提示とする。

## 19．その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

官公庁への手続き（警察、市町村）                      地元への周知                      休日

## 1 - 1 2 イメージアップ

### 1 . 土木請負工事におけるイメージアップについて

土木請負工事の共通仮設費におけるイメージアップに要する経費の積算要領は下記のとおりである。

#### . 目 的

この要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事のイメージアップ経費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

#### . 対象とするイメージアップの内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設のイメージアップを対象とする。

#### . 適用の範囲

工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等に鑑みイメージアップを必要とする場合に適用する。

#### . 積算方法

##### 1 . 基本的考え方

(1) イメージアップに要する費用は、原則として当初設計から計上するが、地域の調整が終了していないなどの場合は、設計変更により計上する。

また、標準的な実施内容を契約図書により計上する。

(2) 特別なイメージアップを行う場合は、実施内容を設計図書に明示するとともにその費用を「物価資料」または見積り等を参考に適正に計上するものとする。

#### . 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので内容に変更が生じた場合は、発注者と受注者と協議する。

#### . 適 用

この要領は平成5年4月1日から適用する。

#### (参 考)

1 . 工事現場のイメージアップに係る設計図書は、下記を参考とする。

[ 記載例 ]

### 第 条 工事現場のイメージアップ

1 . 工事現場のイメージアップは、**地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。**従って、請負者は施工に際し、この主旨を理解し監督職員と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2 . イメージアップの内容については、下記のとおりとする。

( 1 ) 仮設備関係

( 2 ) 営繕関係

( 3 ) 安全関係

( 4 ) 地域とのコミュニケーション

( イメージアップの内容については別表1を参考とする。)

3 . イメージアップについては具体的な内容、実施期間について施工計画書に記載し提出するものとする。

4 . 工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。

別表 1

計上分の費目別実施内容

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化 労働者宿舎の快適化 デザインボックス(交通誘導員待機室) 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 盗難防止対策(警報機等) 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 社会貢献

注) 通常費からの増額分を計上すること。

また、請負者の財産となるような備品(物品)の購入は行わないこと。

## 2. 土木請負工事におけるイメージアップ経費の監督・検査について

イメージアップ経費を計上した場合は、その金額を確認のうえ適正に施行されているか検査時にチェックし、考査に反映するものとする。

(H5.11.25付け事務連絡『工事監督・検査に当たっての留意事項』、H6.6.27付け事務連絡『「土木工事におけるイメージアップ経費の積算」の運用について(通知)』)

### 3．請負者が設置する工事看板の取扱いについて

事務連絡  
平成8年7月11日

本局関係課長  
各事務所長 殿

企画部  
技術管理課長

#### 請負者が設置する工事看板の取扱について

標記の表示内容等について、下記の事項に係るものに限り発注者名のみを記入することとしたので連絡する。

なお、既に発注済工事で残工期が1ヶ月未満の工事以外についても、同様の扱いをされたい。

#### 記

- 1．完成予想図、事業PRなどの主として発注者側のPRおよびイメージアップに関するもの。
- 2．工法説明に関するもの。



## 1 - 13 工事カルテ

### 1. 概 説

入札・契約手続について客観性・透明性・競争性をより一層確保するため工事实績情報システム（CORINS）の整備を推進してきたが、よりの確かつ客観的に建設業者の施工能力を把握するために、工事受注時・変更時・工事完成時にデータ登録をするものである。

工事受注データは、各建設会社の手持ち工事量や主任（監理）技術者の専任配置を確認するために、一部データ（工事件名・工事場所・請負金額・技術者名等・・・）を登録することとし、変更時データは登録内容に変更があった項目を修正・登録することとし、工事竣工時データは、最終的な竣工データを登録するものである。

（共仕第1編 1 - 1 - 5）

### 2. 提出の期限

受注時登録データの登録申請は、**契約締結後10日以内（土休日、祝日除く）**とする。

完成時登録データの登録申請期限は、**工事完成後10日以内**とする。

施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

**なお、データを登録をする前に、発注者からの確認が必要です。**

### 3. 登録の対象となる工事

登録の対象となる工事は、国、県市町村等の地方自治体、及びNTT、電力、JR等私鉄、ガス等の公益企業（以下「公共発注機関」、又は単に「発注者」という。）が発注する工事で、**請負金額が消費税及び地方消費税込みで500万円以上**になるものです。

（以下「登録対象工事」という。）

なお、平成15年10月1日以降、消費税込みで500万円未満の公共工事についても、登録の対象（受注時のみ）となった。登録の単位は、1契約単位毎となります。

例えば、同じ工事件名をもつトンネル工事であっても、第1期工事と第2期工事のようにそれぞれ工事契約を取り交わしたのであれば、それぞれ別に2件分として工事カルテを登録することが必要です。

（例） 第1期 トンネル工事

第2期 トンネル工事

1件ずつ2件分の工事として登録を行う。（ トンネル工事全体で1件とはしない。）

### 4. 登録の種別とは

工事カルテの登録は、工事を受注した時の「受注時登録」と、その工事が竣工する時の「竣工時登録」が基本となります。また、工事の施工途中で、工期や技術者の配置変更が生じた場合及び記載内容の変更が生じた場合の「変更時登録」が必要となります。**ただし、工事請負代金のみ変更する場合は、登録を必要としません。**

4 - 1. 受注時登録 一般データのみ登録で、技術データは必要ありません。

4 - 2. 変更時登録 一般データのみ登録で、技術データは必要ありません。

変更時登録は下記のような場合に必要となります。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする。

**工期及び技術者の配置変更を行った場合（主任技術者又は監理技術者の配置変更を行った場合、変更契約でなくても、直ちに変更時登録が必要です。）**

例えば、監理技術者をAさんから同じ会社のBさんに変更した場合がこれにあたります。

担当技術者の配置変更については、変更時登録の必要はありません。

担当技術者の配置変更については、竣工時登録の際に配置変更後の（最終の）技術者名を登録することとなります。

注意 受注時登録がされていない場合は、変更時登録はできません。

#### 4 - 3. 竣工時登録

工事が竣工しようとする時点で、一般データと技術データの両方の登録が必要となります。

## 一般データ入力要領

工事カルテの一般データには、必ず入力しなければならない必須項目と、該当するものがあるときだけ入力する任意項目があります。必須項目は、登録の種別によって多少異なります。必須項目が正しく入力されていないと、データの保存ができませんので注意して下さい。

### 一般データの必須項目について

×：入力する必要はない項目      ：該当するときだけ入力する項目

一般データの項目名		登録の種別		
		受注時	変更時	竣工時
1. 受注時登録	1) 受注時登録の有無	×	必須	必須
	2) CORINS登録番号	×	必須	
2. 途中変更年月日		×	必須	×
3. 契約形態	1) 随意契約か否か	必須	必須	必須
	2) CORINS登録番号			
4. 登録義務の有無		必須	必須	必須
5. 工事件名		必須	必須	必須
6. 路線・水系名等				
7. 請負金額		必須	必須	必須
8. 工期		必須	必須	必須
9. 発注機関	1) 発注機関コード	必須	必須	必須
	2) 発注機関名	必須	必須	必須
	3) 担当事務所（部署）名			
	4) 担当者名	必須	必須	必須
	5) 工事カルテ内容確認年月日	必須	必須	必須
10. 工事契約コード				
11. 受注形態		必須	必須	必須
12. VE、ISO対象	1) VE対象工事	-	-	-
	a. VE対象工事か否か	必須	必須	必須
	b. 方式種別			
	c. 提案の採否等			
	2) ISO対象工事	-	-	-
a. ISO対象工事か否か	必須	必須	必須	
13. 請負会社	1) 請負会社名	必須	必須	必須
	2) 建設業許可番号			
14. 工事の分野		必須	必須	必須
15. 工事の業種		必須	必須	必須
16. 工事種別		必須	必須	必須
17. 工種、工法・型式		必須	必須	必須
18. 施工場所	1) 施工場所	必須	必須	必須
	2) 施工地域区分	必須	必須	必須
19. 夜間工事の有無		必須	必須	必須
20. 交通規制	1) 交通規制の有無	必須	必須	必須
	2) 規制道路の種別			
	3) 規制道路の交通量			
	4) 規制車線数			
	5) 交通の確保手段			
21. 近接施工	1) 近接施工の有無	必須	必須	必須
	2) 近接する構造物			
22. 技術者名・区分		必須	必須	必須
23. JVの構成請負会社				
				技術データ

必須項目を入力しないと、工事カルテの「一時保存」はできますが、「保存」や「JACIC提出用FD」を作成することはできません。

一般データ入力項目の概要

分類	項目名		概要	
一般データ	1.	1) 受注時登録の有無	竣工時登録の際、当該工事の受注時登録を行っているか否か（受注時登録の場合、このデータは必要なし）	
		2) CORINS登録番号	「1) 受注時登録の有無」で“有”の場合、そのCORINS登録番号を入力	
	2.	途中変更年月日	変更契約日、もしくは技術者の配置変更日(途中変更時登録のみ)	
	3.	1) 随意契約か否か	当該工事が随意契約か否か	
		2) CORINS登録番号	随意契約の場合、初回登録工事のCORINS登録番号を入力	
	4.	登録義務の有無	当該工事の契約でCORINSへの登録が義務付けられているか否か	
	5.	工事件名	契約上の工事件名	
	6.	路線・水系名等	路線名、水系名、幹線管渠名、空港名、海岸名、建築施設名等（分割工事の場合、“第 期工事”等も入力）	
	7.	請負金額（円）	請負金額（税込み）（注：円単位）	
	8.	工期	契約上の工期を年月日（西暦年）で入力	
	9.	1) 発注機関コード	CORINS入力システムで設定してあるコード	
		2) 発注機関名	発注機関名称	
		3) 担当事務所（部署）名	担当事務所（部署）名（該当する場合のみ）	
		4) 担当者氏名	工事カルテの確認を行う発注機関の担当者氏名	
		5) 工事カルテ内容確認年月日	発注機関の担当者に工事カルテの確認を受けた年月日（西暦年）を入力	
	10.	工事契約コード	各発注機関で独自に決めた契約上の工事コード（任意入力）	
	11.	受注形態	（1：単独、2：特定JV、3：特定乙型JV、4：経常JV、5：経常乙型JV、6：その他）	
	12.	1) VE対象工事	VE対象工事が否か	当該工事がVE対象となっているか否か
			方式種別 提案の採否等	（1：入札時VE方式、2：契約後VE方式、3：その他） （1：採用、2：不採用又は未決定、3：提案無し）
	2)	ISO対象工事が否か	当該工事がISO対象となっているか否か	
	13.	1) 請負会社名	請負会社名称（カナ、漢字）	
		2) 建設業許可番号	「大臣・知事コード」+「許可番号」	
	14.	工事の分野	発注事業主体の分野から選択	
15.	工事の業種	建設業法上の許可業種		
16.	工事種別	入札参加資格上の種別		
17.	工種、工法・型式（最大5種類）	工事の内容を表す代表的な工種、工法・型式を選択		
18.	1) 施工場所	施工場所の住所 （複数の地域にまたがる場合： から まで）		
	2) 施工地域区分	市街地地域（DID地域）か否か		
19.	夜間工事の有無	施工期間内に1日でも夜間工事があった（ある）か否か		
20.	1) 交通規制の有無	施工期間内に1日でも交通規制があった（ある）か否か		
	2) 規制道路の種別	（1：高速道路、2：高速道路以外の自動車専用道路、3：国道、4：都道府県道、5：市町村道、6：その他）		
	3) 規制道路の交通量	1日あたりの交通量を選択肢により指定		
	4) 規制車線数（代表値）	代表地点での規制車線数と全車線数		
	5) 交通の確保手段	（1：路面覆工、2：切り回し、3：車線減少、4：通行止、5：片側交互通行、6：その他）		
21.	1) 近接施工の有無	施工区間内で近接施工（対策工）があったか否か		
	2) 近接する構造物	（1：鉄道、2：橋梁、3：建築物、4：共同溝、5：河川構造物、6：その他）		
22.	技術者名・区分 （最大15名まで。それぞれ役割を入力する）	従事技術者の以下の情報を入力 役割、所属会社の建設業許可番号、生年月日、技術者名（カナ、漢字）国家資格合格番号、国家資格取得年、監理技術者証番号、従事期間		
23.	JVの構成請負会社 （最大8社まで）	JVの場合に、その構成会社（幹事会社含む）について、「会社名（カナ、漢字）」、「建設業許可番号」、「出資比率」を入力		
技術データ	全137工法の中から、「17.工種、工法・型式」で選択したものに对应した技術的データを入力 〔例1〕《138 情報ボックス》 施工場所、本体型式、施工延長、構造規模（さや管条数、マンホール箇所数等）地下水位、交通量 〔例2〕《044 電動式コンクリートダム工》 断層・破砕帯最大幅、ダム高、堤頂高、コンクリート量、全流域面積、総貯水量、基礎処理延長、基礎処理工法、コンクリート打設工法、コンクリート製造設備、コンクリートの運搬方法、打設能力			

「工事カルテ」の各項目のチェックポイントを以下に示します。

## 1. 受注時登録

### 1) 受注時登録の有無

「変更時登録」又は「竣工時登録」において、当該工事の「受注時登録」を行っているか否かを表すデータです。「変更時登録」の場合は、必ず「受注時登録」を行っている必要がありますので、「1：登録した」が選択されていなければなりません。

### 2) CORINS登録番号

「1) 受注時登録の有無」で「登録した」を選択した場合に、「受注工事カルテ受領書」に記載されている「CORINS登録番号」を入力します。

「CORINS登録番号」はCORINSに登録された情報を工事単位で管理するために必要な番号で、初回登録時に独自の番号として決まります。受注時登録完了後、JACICが発行する「工事カルテ受領書」に記載されているものです。

## 2. 途中変更年月日

「変更時登録」の場合に、「途中変更年月日」を西暦で入力します。変更契約のあった場合は「変更契約日」を、技術者に変更があった場合は「技術者の配置変更日」を入力します。しかし、竣工直前の精算変更の場合は「変更時登録」を省略し、変更後の内容で「竣工時登録」を行うことが可能です。「受注時登録」、「竣工時登録」の場合は「途中変更年月日」は不要です。

## 3. 契約形態

### 1) 随意契約か否か

契約形態が随意契約であるか否かを選択します。

### 2) CORINS登録番号

随意契約の場合に、初回登録工事の「CORINS登録番号」を入力します。ただし、当該工事が随意契約であるが、初回登録工事である場合は、入力する必要はありません。

#### 【補 足】

全延長 6,000m のトンネル工事が 3 回（3 年度）に分けて発注され、1 回の施工延長が 2,000m のトンネル工事として A 社が受注したとします。

CORINS は工事契約単位で登録しますので、A 社は施工延長 2,000m のトンネル工事を 3 回登録することになります。このままでは、「A 社の施工実績は 2,000m のトンネル工事 3 回」と認識され、6,000m のトンネル工事の実績として見られない可能性があります。そこで、そのような工事を関連付けることを目的に用意したのが、このデータ項目です。

この例の場合、2 回目のトンネル工事を登録するとき、この工事は「随意契約」で、関連する工事として「1 回目の CORINS 登録番号」を入力しておくことにより、1 回目と 2 回目の登録データを関連付け、「施工延長 4,000m のトンネル工事」として認識できます。3 回目も同様に「1 回目の CORINS 登録番号」を入力することになります。

## 4. 登録義務の有無

CORINS への登録が発注機関による義務付けによるものか否かを選択します。

## 5. 工事件名

工事の契約書に書かれている「工事件名」を入力します。

入力可能な文字数は、全角 60 文字です。60 文字を超える場合は、工事内容に関係のない文字を省略します。

## 6. 路線・水路名等

「工事件名」では分からない道路の路線番号、河川の水系名、建築工事の場合は最終施設名、及び分割工事の何期工事か等を入力します。

分割工事の場合は「第 期」のように入力します。

該当するものがない場合は、入力する必要はありません。

## 7. 請負金額

工事全体の請負金額（消費税及び地方消費税を含む）を（円）単位で入力します。

工事の施工途中で設計変更契約が生じ、請負金額が変更となったときは、当初請負契約金額と変更分の契約金額を合算した総合計が請負金額となります。

## 8. 工 期

工事の契約上の開始年月日と終了年月日を西暦で入力します。

「月数」は、「竣工時登録」時に全契約工期中の中止期間を除外した実工期を入力します。

## 9. 発注機関

### 1) 発注機関コード

工事の契約は本局（本部）等でも、工事の施工担当が出先機関である工事事務所等の場合は、出先機関のコードを選択します。なお、「施工担当」とは工事を監理し、「工事カルテ」の内容確認を行う部署と考えて下さい。

### 2) 発注機関名

「1) 発注機関コード」で選択した発注機関が表示されます。表示された発注機関名に不足している部分がある場合は、キーボードから追加入力します。発注機関コードを選択しても発注機関名に何も表示されない場合があります。その場合は、具体的な名称を入力します。

契約者名（ 知事、 市長 等）は入力しないで下さい。

### 3) 担当事務所（部署）名

「1) 発注機関コード」で選択した部署名や事務所名が表示されます。何も表示されない場合も、該当する部署や事務所がある場合は入力します。該当する部署や事務所が無い場合は入力する必要はありません。「担当」とは、工事を管理し「工事カルテ」の内容確認を行う部署と考えて下さい。

### 4) 担当者氏名（発注機関の職員）

「工事カルテ」の内容を確認した発注機関の「担当者氏名」を入力します。

### 5) 工事カルテ内容確認年月日

発注機関の担当者が「工事カルテ」の内容を確認した年月日（西暦）を入力します。

## 10. 工事契約コード（負担行為件名コード）

発注機関で定めている契約上の工事コードを、建設会社に入力するよう指示して下さい。工事契約コードは各発注機関で管理している工事情報とCORINS情報との突き合わせを可能とすることが目的です。

主に竣工時登録時に必要な項目であり、受注時登録や途中変更時登録でコードが不要な場合は、空欄でも構いません。

## 【補 足】

発注機関が発注工事をコードで管理している場合、当該工事のコードを建設会社に教えて下さい。工事にコードを付与していない場合は、建設会社に「空欄(未入力)」で構わないことを伝えて下さい。

「工事契約コード」が正しく入力されていますと、発注機関がCORINSデータを活用する時、発注機関が管理している「工事契約コード」でCORINSデータを活用することができます。

主に竣工時登録の時は入力されていることが望まれます。

「工事契約コード」には「負担行為コード」を入れて下さい。

負担行為件名コードとは、契約締結通知書の右下に記載されている西暦下 2 桁 + 84 \*\*\*\*\* \*で表す 14 桁の数字です。

## 11. 受注形態

工事の受注形態を、「単独」、「特定JV」、「特定乙型JV」、「経常JV」、「経常乙型JV」、「その他」の6つの中から選択します。

## 12. VE、ISO対象

### 1) VE対象工事

#### a. VE対象工事か否か

VE対象工事であるか、VE対象工事でないかを選択します。

#### b. 方式種別

VE対象工事である場合のみ入力して下さい。

「入札時VE方式」、「契約後VE方式」、あるいは「その他」を選択します。「その他」を選択した場合は、20文字以内でコメントを入力します。

#### c. 提案の採否等

VE対象工事である場合のみ、「採用」、「不採用または未決定」、または「提案無し」を選択します。

### 2) ISO対象工事

#### a. ISO対象工事か否か

ISO対象工事であるか、ISO対象工事でないかを選択します。

ISO対象工事とは、建設会社がISOを取得しているか否かではなく、当該工事の入札参加資格にISO取得が条件となっているか否かを表します。

## 13. 請負会社

### 1) 請負会社名 2) 建設業許可番号

「請負会社名(フリカナ、漢字)」と「建設業許可番号」を入力します。

「株式会社」等会社形態は、漢字の欄に「(株)」等と短縮形で入力します。フリカナの欄では「カブシキガイシャ」等は省略します。

JV工事の場合は企業名を入力し、大臣・知事コード及び建設業許可番号は入力しません。企業体名には「~共同企業体」と入力しないで「~JV」と短縮形で入力します。

## 14. 工事の分野

工事の分野は、発注事業主体の分野をもとに選択します。

## 15. 工事の業種

当該工事に最も必要とされる「許可業種」を1つ選択します。

## 16. 工事種別

入札参加資格上の種別を参考にして選択します。

## 17. 工種、工法・型式

「工種、工法・型式」を最大 5 つまで選択できます。該当する「工種、工法・型式」がない場合は、代表的なものを 1 つだけ入力します。

「工種、工法・型式」の割合が総工事費の 15%以上か、1 つの「工種、工法・型式」の工事費が 2,500 万円以上の場合に入力します。

また、該当する「工種、工法・型式」が 6 種類以上になる場合は、工事費の高いものから 5 種類を選択します。

竣工時登録の時は、ここで選択した「工種、工法・型式」に対応する「技術データ」を入力することになります。

## 18. 施工場所

### 1) 施工場所

「施工場所」について「コード」と「名称」を入力します。

「CORINS2000 入力システム」では、都道府県名と市区町村名を選択すると、「施工場所コード」とその「名称」が入力されます。地区名等は追加入力することになります。入力可能な文字数は、全角 20 文字です。施工場所は 2 箇所入力でき、舗装工事等のように、始点と終点で施工場所が違う場合に入力します。施工場所が 1 箇所済む場合は、2 箇所目は空白で結構です。

製作工事等の場合は、設置場所を入力します。

### 2) 施工地域区分

市街地地域（DID地域）か、否かを選択します。

市街地地域（DID地域）とは、国勢調査の調査区の集合地域で、原則、人口密度が約 4 千人 / 平方キロメートル以上、かつ合計常住人口が 5 千人以上の地域です。

## 19. 夜間工事の有無

主要な工種において、夜間工事（20 時～翌 6 時にかかる工事）の有無を選択します。1 日でも夜間工事がある場合は、「夜間工事有り」を選択します。

## 20. 交通規制

### 1) 交通規制の有無

交通規制の有無を選択します。

1 日でも交通規制を行った場合には、「交通規制有り」を選択します。

「空港工事における管制制限」や「港湾工事等における航路規制」も含まれます。

### 2) 規制道路の種別

「1) 交通規制の有無」で「交通規制有り」を選択した場合は、交通規制を行った道路の種別を選択します。

なお、この項目は交通規制の対象が「車道」の場合に限り選択するものです。

### 3) 規制道路の交通量

「1) 交通規制の有無」で「交通規制有り」を選択した場合は、交通規制を行った道路の交通量の範囲を入力します。

なお、この項目は交通規制の対象が「車道」の場合に限り選択するものです。

### 4) 規制車線数

「1) 交通規制の有無」で「交通規制有り」を選択した場合は、交通規制を行った道路の規制車線数 / 全車線数を入力します。全車線数は、上下線の合計車線です。

なお、この項目は交通規制の対象が「車道」の場合に限り選択するものです。

## 5) 交通の確保手段

「1) 交通規制の有無」で「交通規制有り」を選択した場合は、交通規制を行った道路の交通確保手段を選択します。

なお、この項目は交通規制の対象が「車道」の場合に限り選択するものです。

## 21. 近接施工

### 1) 近接施工の有無

近接施工対策を施した場合は、「近接施工の有り」を選択します。

なお、近接施工は何らかの対策工を施した場合に限ります。

### 2) 近接する構造物

「1) 近接施工の有無」で「近接施工の有り」を選択した場合は、「近接する構造物」を入力します。

## 22. 技術者名・区分

技術者名・区分に、15人までの技術者情報を入力することができます。

入力するのは、「役割」、「大臣・知事コード」、「建設業許可番号」、「生年月日」、「技術者名」、「国家資格合格番号」、「国家資格取得年」、「監理技術者証番号」、「従事期間」です。

複数の技術者が同一の役割に従事する場合、変更を含めた技術者を入力します。

## 23. JVの構成請負会社

この項目は、一般データの「11. 受注形態」で、「特定JV」、「特定乙型JV」、「経常JV」、「経常乙型JV」、「その他」を選択した時だけ入力します。

出資比率の合計は、必ず100%になるようにして下さい。

なお、乙型JVの場合は、分担工事費の割合を入力します。

### 技術者データの一般留意事項

技術者データは「竣工時登録」時にのみ入力する工事の技術的な内容を表すデータです。受注時及び途中変更時の登録はできません。

技術データは、一般データの「17: 工種、工法・型式」において選択したものによって異なります。CORINSでは、「77 工種 137 工法・型式」に体系化しており、それぞれの「工法・型式」に応じた技術データを入力しなければなりません。

個々の技術データの詳細は「CORINS2000 入力システム」マニュアルを参照して下さい。

#### 1. 選択肢のある項目の入力について

a) 選択肢のある項目は、該当する選択肢の中から代表的なものを選択します。

b) 該当する項目が無い場合は、「その他」を選択します。

c) 「その他」を選択した場合は、必ずコメントを入力します。

d) 選択肢が複数ある場合は、代表的なものから順に入力します。

2. 計画高、計画面積については、計画値を入力します。それ以外の数値を入力する箇所は、実際の施工した値を入力します。

3. 工区割にある工事では、自社分（JV工事ではJV全体で）を入力します。

4. 同一の工種、工法・型式の工事を2つ以上施工した場合（例えば、トンネル2本以上、橋梁2橋以上）には工種、工法・型式を複数入力します。



## 1 - 1 4 建設業退職金共済制度

### 1 . 書類の目的と関連法規

建退共の対象となる労働者を使用する場合、建設業退職金組合に加入し、発注者用掛金収納書を提出し発注者の確認をえる書類（共仕第1編1 - 1 - 4 0）

ただし、建設業退職金共済制度の対象となる労働者がいない場合は、その旨を報告する。

### 2 . 提出時期・部数 契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時 正1部

### 3 . 提出様式

購入した場合、様式集「様式 9」建設業退職金共済制度の掛金収納書  
購入しなかった場合、様式集「様式 10」建設業退職金共済組合証紙購入状況報告

### 4 . 留意事項

契約締結後1ヶ月以内とは、下請業者等の選定時間を考慮したものであり、必要以上に共済証紙を購入することを防止する目的であるから、元請業者より下請負業者に文章で建退共制度の加入状況を把握し、適切な枚数の購入を実施する。

特に数次に跨る下請負業者が存在する場合には、1次下請負業者のみならず、最下部の下請負業者の加入状況を把握し、適切に配付すること。

請負者は、配布した証紙の貼付状況を定期的に確認すること。

## 1 - 15 官公庁等への届出

### 1. 書類の目的と関連法規

請負業者が、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つための書類  
(共仕第1編1-1-35)

### 2. 提出時期

関係する官公庁等への提出は、別紙を参照すること。

### 3. 提出時の留意事項

監督職員への提出は不要です。ただし、監督職員の確認が必要な書類については、関係  
官公庁等に提出する前に、監督職員に確認を取ること。

関係する手続き等は、別紙を参照すること。

### 4. 該当する官公庁等への届出

別紙、主な官公庁等届け出一覧表(主なもの)を参考とすること。

提出前には、再度関係法令を確認すること。

別紙「官公庁等への届け出一覧表（主なもの）」

1 事業規模、内容に応じて必要な届け出（発注者への提出不要）

1 / 3

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備 考
工事開始時	建設工事計画届	安衛法第88条第3項	厚生労働大臣	工事開始の30日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ300m以上の塔の建設</li> <li>堤高150m以上のダム建設</li> <li>最大支間長500m（吊り橋は1,000m）以上の橋梁の建設</li> <li>長さ3,000m以上のすい道等の建設</li> <li>長さが1,000m以上3,000m未満のすい道等の建設で深さ50m以上の縦坑（通路として使用されるものに限る）の掘削を伴うもの</li> <li>ゲージ圧力0.3Mpa以上の圧気工法の作業</li> </ul>
	建設工事計画届	安衛法第88条第4項	労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊</li> <li>最大支間長50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊</li> <li>最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体及び破壊</li> <li>すい道等の建設改造、解体及び破壊（すい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）</li> <li>掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業（掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものは除く。）</li> <li>圧気工法の作業</li> <li>耐火建築物等で吹付石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事</li> </ul>
	建築物、機械等設置届	安衛法第88条第2項	労働基準監督署長	設置30日前	<p>安衛則別表第7上覧に掲げる機械等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る）</li> <li>金属その他の鋳物の溶解炉（容量が1t以上のものに限る）</li> <li>化学設備</li> <li>乾燥設備</li> <li>アセチレン溶接設備（移動式を除く）</li> <li>ガス集合溶接装置（移動式を除く）</li> <li>機械集材装置（原動機の定格出力が7.5kw/hを越えるものに限る）</li> <li>運材索道（支間斜長の合計350m以上のものに限る）</li> <li>軌道装置</li> <li>○型枠支保工（支柱の高さ3.5m以上のものに限る）</li> <li>○架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る）</li> <li>○足場（吊り足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る）</li> <li>有機則第5条又は第6条の有機溶剤蒸気の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）</li> <li>鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</li> <li>安衛令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置</li> <li>特化則第2条第1項第1号に掲げる第1類物質又は特化則第4条第1項の特定第2類物質等を製造する設備</li> <li>安衛令第15条第1項第10号の特定化学設備及びその附属設備</li> <li>特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</li> <li>特化則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの</li> <li>特化則第11条第1項の排液処理装置</li> <li>電離則第15条第1項の放射線装置、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設</li> <li>事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの</li> <li>粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置</li> <li>粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置</li> <li>粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</li> </ul>

届出時期	種類の名称	法規条項	提出先	提出期限	備 考
工事開始時	○特定元方事業者の事業開始報告	安衛法第30条	労働基準監督署長	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき</li> <li>・事業場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時50人（すい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となる場合は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。</li> <li>・事業場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時50人以上の仕事。（すい道の建設の仕事、一定の場所での橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事の場合は、常時20人以上30人未満。鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の仕事の場合は、常時20人以上50人未満。）</li> </ul>
	○（統括安全衛生責任者選任報告）				
	○（元方安全衛生管理者選任報告）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           (注)北陸地方整備局では、10人以上の労働者の作業が一の場所で行われる時には、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任が望ましいと考えています。         </div>	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で下請負として仕事をする場合</li> </ul>	
	○（店社安全衛生管理者選任報告）				
	○安全衛生責任者選任報告	安衛法第16条	特定元方事業者	遅滞なく	
	道路境界査定願	国有財産法第31条の3	都道府県庁	建物位置確定の2～3ヶ月前	
	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	15～30日前	
自費工事願	道路法第24条	道路管理者及び警察署	工事の30日前	ガードレール等の一次撤去、歩道防護	
沿道掘削願	道路法第44条	道路管理者	30日前		
道路使用許可申請書	道路交通法第77条	警察署長	15日～30日前	使用範囲は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道がある場合 歩道幅の1/3以下1m以内</li> <li>・歩道がない場合車道幅の1/8以下1m以内</li> </ul>	
特定作業実施届	騒音規制法・振動規制法第14条	特定行政庁	作業の7日前	くい打ち、ブレーカー、H.T.B締め等	
工事中	クレーン設置届	安衛法第88条第1項	労働基準監督署長	30日前まで	
	クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト落成検査申請書	安衛法第38条第3項	労働基準監督署長	あらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事が落成したとき</li> <li>・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立ち会う</li> </ul>
	クレーン、移動式クレーン設置報告書	安衛法第100条第1項	労働基準監督署長	あらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>吊り上げ荷重が0.5t以上3t未満（スリッパ式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置するとき</li> <li>吊り上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置したとき</li> </ul>

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備考
工事中	デリック設置届	安衛法 第88条 第1項	労働基準監督 署長	30日 前 まで	
	デリック設置報告書		労働基準監督 署長	あらかじめ	吊り上げ荷重が0.5t以上2t未満の デリックを設置するとき
	建設用リフト設置届		労働基準監督 署長	30日 前 まで	ガイドレールの高さが18m以上の 建設用リフトを設置するとき
	クレーン、移動式ク レーン、デリック、 エレベーター、建設 用リフト変更届		労働基準監督 署長	変更工事 の30日 前まで	それぞれの機械毎に次の各号のい ずれかに掲げる部分を変更しよう とするとき  クレーン クレーンガーター、ジブ、脚、塔その他の構 造部分、原動機、フレキ、吊り上げ機 構、ワイローフ又は吊りチェーン、フック、クラ フケット等の吊り具  移動式クレーン ジブその他の構造部分、原動機、フレ キ、吊り上げ機構、ワイローフ又は吊 りチェーン、フック、クラフケット等の吊り 具、台車  デリック マスト、ブーム、控えその他の構造部分、 原動機、フレキ、吊り上げ機構、ワイロー フ又は吊りチェーン、フック、クラフケット 等の吊り具、基礎  建設リフト ガイドレール又は昇降路、搬器、原動機、 フレキ、ウインチ、ワイローフ
	持ち込み機械等使用 届		特定元方事業 者	持込み時	(社) 全国建設業協会統一様式に よる

## 2 労災関係等に関する届出（発注者への提出不要）

1 / 1

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備 考
工事開始時	適用事業報告	労基法 第104条の2、施則第57条第1項第1号	労働基準監督署長	遅滞なく	労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず、労働者を使用するに至ったとき）
	時間外労働・休日労働に関する協定届	労基法 第36条第1項	労働基準監督署長	事前に	協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させる場合
	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	労基法 第41条第3項	労働基準監督署長	事前に	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせようとする場合
	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	労基法 第41条第3項	労働基準監督署長	事前に	監視又は断続的労働（夜警、炊事等）に従事する労働者について労働時間、休憩、休日に関する規程の適用の除外を受けようとする場合
	就業規則届	労基法 第89条 90条	労働基準監督署長	遅滞なく	常時10人以上の労働者を使用する場合 ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって、周知させる。
	土石採取計画届	安衛法 第88条 第4項	労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	・掘削の高さ間又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 ・坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	寄宿舍設置届	労基法 第96条の2	労働基準監督署長	工事着手14日前まで	・常時10人以上の労働者を就業させる事業、原動機の定格出力合計2.2kw以上使用する事業、安衛則別表第8に掲げる業務を行う使用者が寄宿舍を設置するとき
	寄宿舍規則作成届	労基法 第95条	労働基準監督署長	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舍を使用する場合は賃貸借契約の書類を添付 ・寄宿舍規則を寄宿舍に備え付ける等の方法によって周知させる。
	防火管理者選任届	消防法 第8条	消防署長	使用開始前	防火管理者の選任
	防火対象物使用届	消防法 第8条	消防署長	使用開始前	仮設建物（寄宿舍等）
仮設電力 自家用電気使用申込書	電気事業法 第70条～第74条	電力会社	使用の30日前	自家用電気工作物（契約電力量50kw以上）を設置し、又は変更しようとするとき	
		消防署			
		通産局			
電気設備設置届					
保安規定変更届					
工事中	就業規則変更届	労基法 第89条 第90条	労働基準監督署長	速やかに	就業規則を変更した場合
	建設物、機械等移転・変更届	安衛法 第88条 第2項	労働基準監督署長	変更の30日前	

### 3 事故関係に関する届出（発注者への提出不要）

1 / 1

届出時期	種類の名称	法規条文	提出先	提出期限	備考
工事中	○事故報告書	安衛法 第100条	労働基準監督 署長	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場又はその付属建物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき</li> <li>・事故の発生した事業場又は付属建物を管理する事業者が作成し提出</li> </ul>
	○労働者死傷病報告	安衛法 第100条	労働基準監督 署長	遅滞なく  休業4日未 満の時は 四半期毎 に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき</li> </ul>
	クレーン等事故報告書	安衛法 第100条 第1項	労働基準監督 署長	遅滞なく	次の事故が発生したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーンの逸走、倒壊、落下又はジブの折損</li> <li>・移動式クレーンの転倒、倒壊又はジブの折損</li> <li>・デリックの倒壊又はブームの折損</li> <li>・クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトのワイヤーロープの切断</li> <li>・クレーン、移動式クレーン又は簡易リフトの吊りチェーンの切断</li> </ul>

表中略語の正規名称【参考】			
有機則	有機溶剤中毒予防規則	安衛法	労働安全衛生法
鉛則	鉛中毒予防規則	労基法	労働基準法
安衛令	労働安全衛生法施行令		
特化則	特定化学物質等障害予防規則		
電離則	電離放射線障害防止規則		
事務所衛生基準	事務所衛生基準規則		
粉じん則	粉じん障害防止規則		

## 2. 工事着手後の提出書類

### 2-1 工事打合簿

1. 書類の目的  
主任監督員と現場代理人との工事遂行上必要な処理をするための書類
2. 提出時期・部数  
その都度監督職員に提出する。 正1部
3. 留意事項
  - ① 発注者（監督職員）の指示があった場合、処理・回答の請負者欄の該当する項目に点をつけ日付を記入する。
  - ② 発注者は協議事項で、即答できない場合は受理に点を行うとともに、後日打合せ簿等により、確実に指示する。
  - ③ 請負者は、協議等においては、根拠となる仕様書等の条項を記載するよう努める。
  - ④ 請負者は、工事打合せ簿等の監督職員の捺印及び年月日を確認し、整理するよう努める。
  - ⑤ **工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）の提出は、電子メールにて提出できるものとする。**  
※様式は北陸地整HP（<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/kansoka.xls>）から入手可能である。
4. 様式 様式集「様式No.11」工事打合せ簿

### 2-2 材料確認願

1. 書類の目的と関係法規  
設計図書において、事前に監督職員の確認を受けなければならないとされた指定材料があった場合の提出書類。（工事契約書第13条）（共仕第2編第1章第2節）
2. 確認を要する材料  
**特記仕様書に定めるもの及び別表の「指定材料」**
3. 提出時期・部数  
材料を使用する前 正1部
4. 留意事項
  - ① 確認は、立会を原則とするが、場合によっては机上で実施することができる。  
机上の場合、請負者は施工管理記録写真等の資料を整備し、監督職員に提示し確認を受けることができる。
  - ② **確認方法については、監督職員が記載することとし、請負者は記入しない。また、共通仕様書に基づき品質を証明する資料により確認するものとする。**
  - ③ 監督職員は机上で確認した場合には、確認方法を写真等又は机上と記載すること。
  - ④ **材料確認書の提出は、電子メールにて提出できるものとする。**  
※様式は北陸地整HP（<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/kansoka.xls>）から入手可能である。
  - ⑤ **指定材料以外は提出不要である。また、使用材料の使用承諾願は不要である。**
5. 様式  
様式集「様式No.12」材料確認願



別表 「指定材料」

区分	材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材(ホーステンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント 及 び 混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭 コンクリート矢板	JIS製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発成品	

## 2 - 3 段階確認

### 1. 書類の目的と関係法規

監督職員が施工状況を確認するための書類（共仕第3編1-1-6）

### 2. 施工状況を確認する種別及び確認時期 「別表1 段階確認一覧」を参照

表中の「重点監督」とは

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督をいう。

なお、対象工事は以下のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるもの。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事

・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道・道路等重要構造物の近接工事

・砂防ダム（堤体高30m以上） ・軟弱地盤上での構造物 ・場所打ちPC橋 ・共同溝工事

・ハイピア（躯体高30m以上）

ハ 第三者に対する影響のある工事

・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事

・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

・低入札価格調査制度調査対象工事

・監督体制強化対象工事

・局長又は事務所長が必要と認めた工事

### 3. 提出時期・部数

確認時期前 正1部

### 4. 留意事項

通知書の確認時期、項目及び確認予定日については監督職員が記載する。

添付資料は、新たに作成する必要はない。（請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を監督職員等が手書きで記入する。）

また、監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要とする。

ISO対象工事については、別に定められている。

確認の頻度は段階確認一覧に基づくものとし、必要以上に多くする必要はない。

段階確認書の提出は、電子メールにて提出できるものとする。

様式は北陸地整HP（<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/kansoka.xls>）から入手可能である。

### 5. 様式

様式集「様式 13」段階確認書

別表 1

## 段階確認一覧

表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定すること。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。一般監督及び重点監督の区分は以下のとおりである。

一般：一般監督	重点：重点監督
重点監督以外の工事	主たる工種に新工法、新材料を採用した工事 施工条件が厳しい工事 第三者に対する影響のある工事 低入札価格調査制度調査対象工事 監督体制強化対象工事

1 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工 （掘削工） 海岸土工 （掘削工） 砂防土工 （掘削工） 道路土工 （掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
道路土工 （路床盛土工） 舗装工 （下層路盤）		プル-フローリング 実施時	プル-フローリング 実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
バッチドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン ペーパードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
場所打杭工	リバス杭 オルケシング杭 アスドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 / 1 構造物 重点：60%程度 / 1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オ-ブケー-ソ基礎工 ニューマチック-ソ基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前(オ-ブケー-ソ)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチック-ソ)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回 / 1ロット

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回 / 1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
<b>重要構造物</b> 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フチ工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパ -、寸法等	一般：——— 重点：1回 / 1構造物
ポストテンション(1)桁 製作工 プレム 桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 PCボムスラ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度 / 総ケーブル数 重点：10%程度 / 総ケーブル数
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度 / 総ケーブル数 重点：20%程度 / 総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度 の多い方 重点監督：地山等級が D,Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルパット工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フチング 定着アンカ- 穿孔工	フチング 定着アンカ-穿孔完了時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1回/1構造物
	鋼板取付け工、 固定アンカ-工	鋼板建込み固定アンカ-完了時	施工図との照合、材片の組 合せ精度	1回/1構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清 掃と乾燥状況・材片の組 合せ状況、 仮付け溶接の寸法・外観状 況	1回/1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

【参考資料】

一般：一般監督  
重点：重点監督

施工状況把握一覧

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リブ-ス杭 オルカ-シグ杭 ア-ストリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (橋門・橋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フィンギ工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャスト桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製品を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10 支保工毎 重点：地山等級がD、E のもの
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2-3回/1工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
舗装工	路盤、基層、表層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：1回/3,000m <sup>2</sup>
塗装工		清掃・錆落とし 施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理 工、植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

- 注) ・「把握」とは監督職員等が臨場（請負者が提出又は提示した資料）により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではありません。
- そのため、本表は監督職員が自主的に施工状況を把握する頻度の目安であり、「施工状況把握一覧表」については発注者が作成するものである。
- ・表中の「確認の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。
  - ・1ロットとは、橋台等の単位構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

記入例

【施工状況把握一覧表】

平成20年度 \_\_\_\_\_ 高架橋下部工 \_\_\_\_\_ 工事

種別	細別	施工時期	把握項目	把握目安	日付	確認者	方法	備考
深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天気、気温	1回 / 1 構造物	H20.8.21	鈴木	現地	
					H20.9.20	鈴木	提示資料	7日強度が低め
盛土工		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	1回 / 1 工事	H20.11.10	鈴木	現地	購入土使用



## 2 - 4 確認・立会書

### 1. 書類の目的

「2 - 3 段階確認」以外に確認・立会を要する場合に提出する事前書類

### 2. 提出時期・部数

確認・立会時期前 正1部

### 3. 様式

様式集「様式 14」 確認・立会書

様式は、北陸地整HP (<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/kansoka.xls>) から入手可能である。

### 4. 留意事項

**確認・立会書の提出は、電子メールにて提出できるものとする。**

立会願は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定以外は提出不要)

## 2 - 5 土・休日・夜間作業届

### 1. 書類の目的と関係法規

官公庁の休日又は夜間工事をする場合に提出する事前書類 (共仕第1編1 - 1 - 36)

### 2. 提出時期・部数

工事日の前日までに監督職員に提出 正1部

**メール及び会議・打合せ等で監督職員が把握していれば不要。**

**但し、現道上の工事で規制が必要な工事は除く。**

### 3. 様式

様式集「様式 15」 土・休日・夜間作業届

### 4. 留意事項

作業責任者は、請負者から選任する。

作業責任者との連絡がとれるよう電話番号を記載する。

土曜日、休日(日曜日・祝日)、夜間で該当する部分に をつける。

夜間作業以外は、工事工期内で振り替え休日をとるよう努める。

**土・休日・夜間作業届の提出は、電子メールにて提出できるものとする。**

様式は、北陸地整HP (<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/kansoka.xls>) から入手可能である。

## 2 - 6 建設リサイクル法関係

### 1. 書類の目的と関係法規

建設副産物の減量化、並びに適正処理について計画的かつ効率的に行うための書類  
(建設リサイクル法)(共仕第1編1-1-18)

建設リサイクル法とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

### 2. 留意事項その他

請負者は、特定建設資材及び特定建設資材廃棄物がある場合、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の写しを受注後速やかに監督職員に提示すること。( の手続きを発注者が行うため)

請負者は、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の本紙を1年間保管する。

発注者は、建設リサイクル法に基づき、工事の着手前7日前までに法第11条に規定する計画通知書を関係都道府県等に通知する。

### 3. 対象建設工事規模基準

対象建設工事規模基準については、下表のとおりとする。

対象建設工事規模基準

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替え工事	請負金額	1億円以上
その他工作物		請負金額	500万円以上

土木工作物について

土木工作物に関しては、工事の種類(解体工事、新築工事)によって規模基準を区分していない。

特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材の使用量に関する基準は、示されていない。

これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工事において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても雑工、仮設工(木矢板工など)等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート二次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は、示されていない。これは、量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合は、対象建設工事に該当するということであり、主たる工事において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても雑工、仮設工(木矢板工など)等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例) 築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート二次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

#### 4. 特定建設資材の定義

政令で規定されている特定建設資材は、政令により下表の左側に示す以下の4品目が定められている。各々の具体例は、下表の右側のとおりである。

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋鉄骨コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木製製品

アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは、特定建設資材に該当しない。

木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しない。

#### 5. 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

なお、工事に伴う伐採木・除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）に規定する産業廃棄物に該当するが建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。また、植栽維持工や除草工により発生する、伐採木、選定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず（一般廃棄物）かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

#### 6. 様式

様式集「様式 16」 再生資源利用計画書（実施書）

様式集「様式 17」 再生資源利用促進計画書（実施書）

#### 7. 建設副産物対策の現場実務

着工前から竣工後までの現場実務については、別紙を参照すること。

## 建設副産物対策の現場実務

		発注者	元請業者	協力業者
着 工 前	①事前調査(計画・設計、積算)			
	「リサイクル計画書(概略・詳細設計)、(積算段階)」の作成 建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握するため、リサイクル計画書を作成します。 リサイクルできない場合は「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。	作成		
	根拠法令等： 建設リサイクルガイドライン			
	様式： <a href="#">リサイクル計画書、阻害要因説明書</a>			
	②事前調査			
	事前調査と現場分別等の計画の作成 建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には事前調査を実施し、分別解体等の計画を作成します。		作成	
	根拠法令等： 建設リサイクル法施行規則第2条1項1号、2号			
	様式： -			
	③発注者への説明			
	対象建設工事の届出に係る事項の説明 建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明します。 発注者は受領・確認します。	受領・確認	作成	
根拠法令等： 建設リサイクル法第12条				
様式： <a href="#">12条説明書</a>				
④工事請負契約				
対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項 建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の当事者は分別解体等の方法、解体工事に要する費用などについて契約書に記載します。	契約書	契約書		
根拠法令等： 建設リサイクル法第13条				
様式： -				
⑤施工計画の作成等				
再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の提出 元請業者は再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出します。 また、元請業者は特記仕様書に基づき建設副産物情報交換システムにデータを登録します。	受理	作成・提出		
根拠法令等： 建設リサイクルガイドライン				
様式： <a href="#">再生資源利用計画書(様式No.16)</a> ・ <a href="#">再生資源利用促進計画書(様式No.17)</a>				
⑥事前通知				
対象建設工事の通知 建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の発注者は、工事着手の7日前までに都道府県知事にその旨を通知します。	通知			
根拠法令等： 建設リサイクル法第11条				
様式： <a href="#">11条通知</a>				
⑦届出事項の告知、下請負契約				
下請負人への届出事項の告知、工事下請負契約 建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約時には下請負人に届出に係る事項について告知します。 また、下請負契約の際には分別解体等の方法、解体工事に要する費用などについて契約書に記載します。		告知 及び 契約書	確認 及び 契約書	
根拠法令等： 建設リサイクル法第12条2項、第13条				
様式： -				
⑧完了報告				
実績記録の作成・保管、完了報告の受領・確認 建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化が完了したときは発注者に書面で報告し、写しを保存します。 発注者は受領・確認します。 また、元請業者は特記仕様書に基づき建設副産物情報交換システムにデータを登録します。	受領・確認	報告・保存		
根拠法令等： 建設リサイクル法第18条 建設リサイクルガイドライン				
様式： <a href="#">再生資源利用計画書(実施書)(様式No.16)</a> ・ <a href="#">再生資源利用促進計画書(実施書)(様式No.17)</a>				

□ : 元請業者が作成・提出等を行うもの(②、③、⑤、⑦、⑧)

□ : 元請業者が契約時に作成を行うもの(④)

□ : 発注者が作成・通知を行うもの(①、⑥)

□ : 契約後に実施する実務(⑤～⑧)

# リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

## 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用 可能量	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設 への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 ( / × 100)	備考
建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

地図、航空写真、踏査等から検討する。

利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

# リサイクル計画書（積算段階）

## 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用量	再生材利用量	新材利用量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用量 (減量化量)	他工事への 搬出量	再資源化施設 への搬出量	ストックヤードへの搬出量	現場内利用率 ( / × 100)	有効利用率 ( + + + ) / × 100	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第2種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第3種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	第4種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
	泥土(浚渫土)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%	
合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	%		
コンクリート魂	トン	トン	トン	トン		%	%	
アスファルト・コンクリート魂	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン		%	%	

建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする。)

第1種建設発生土;砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土;砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土;通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

第4種建設発生土;粘性土及びこれらに準ずるもの。

泥土(浚渫土) ;浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

建設汚泥、建設発生木材の、「現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

「ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

# リサイクル計画書（詳細設計）

## 1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用 可能量	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 ( + ) / × 100	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内 利用可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設 への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 ( / × 100)	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第2種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第3種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第4種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	泥土（浚渫土）	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合 計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート魂	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート魂	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

第1種建設発生土...砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土...砂質土、礫及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土...通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの

建設発生木材の中には、伐開除根及び剪定材を含む。

利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

第4種建設発生土...粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

泥土（浚渫土） ...浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。





2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

<div style="text-align: right;">[ ]内;目標値、( )内;達成値</div> 目標を達成できない理由	建設汚泥 (       %) [       %]	建設発生木材 (       %) [       %]	建設混合廃棄物 (       %) [       %]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注)それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に 印を付ける。  
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

# 説 明 書

平成 年 月 日

様

---

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ) 電話番号

住所

---

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

## 記

1. 工事の名称

---

2. 工事の場所

---

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

別表(別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

工程の概要を示す資料(できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## 分別解体等の計画等

建築物の構造	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他( )				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況				
	周辺状況				
	作業場所の状況				
	搬出経路の状況				
	残存物品の有無				
	付着物の有無				
	その他 ( )				
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保				
	搬出経路の確保				
	残存物品の搬出の確認				
	その他 ( )				
工事着手の時期	平成 年 月 日				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容		分別解体等の方法	
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	
	屋根ふき材	屋根ふきの取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用	
	その他 ( )	その他の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )				
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
		コンクリート塊	トン		
		アスファルト・コンクリート塊	トン		
		建設発生木材	トン		
(注)	建築設備・内装材等	屋根ふき材	外装材・上部構造部分	基礎・基礎ぐい	その他
備考					

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## 分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(修繕・模様替工事のみ)			
	その他 ( )			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ( )			
工事着手の時期	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容	工 程	作 業 内 容		
	造成等	造成等の工事 有 無		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無		
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無		
	屋根	屋根の工事 有 無		
	建築設備・内装等	建築設備・内装等 有 無		
	その他 ( )	その他の工事 有 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他( )		
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事		
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)		
	その他 ( )		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ( )		
工事着手の時期	平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )		
工作物に用いられた建設資材の 量の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み 発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン
		アスファルト・コンクリート塊	トン
		建設発生木材	トン
	(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他		
備考			

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## 通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表のとおり通知をします。

知事 殿

通知者官職 氏名 印

官庁所在地

担当者

TEL

特定建設資材の利用に関する計画の通知 別表 イ

特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知 別表 口

受付欄	決裁欄
平成 年 月 日	
第 号	
係員印	

## 2 - 7 工事履行報告書

### 1. 書類の目的と関係法規

監督職員が工程を把握し、必要に応じ工事促進の指示を行うため及び、主要な工種の不可視部分、施工方法等についての状況を把握するための書類  
(工事契約書第11条、共仕第1編1 - 1 - 24)

### 2. 提出時期・部数

毎月5日までに前月分を提出する。 正1部

### 3. 留意事項

予定工程が数回変更となる場合は、左から当初計画、第1回変更計画、第2回変更計画という順序に記載し当初計画工程と比較ができるようにすること。

工程を見直した場合、その理由を簡単に備考欄又は記事欄に記載すること。

【文例1】 日付け一部変更指示に基づき工程見直し

【文例2】 日付け工事一時中止の指示に基づき工程見直し

【文例3】 工程見直し(この表現は極力使用しないよう努める。)

【文例4】 変更契約に基づき工程見直し

工事履行報告書は、工事契約書第29条(不可抗力による損害)の判断資料とされることから、常に見直し、必要に応じて変更すること。

設計図書において、任意着手又は着手時期を明記されている場合などの予定工程(%)の表示は以下の例による。

実質的に着手した場合(仮設ハウスの建方・準備作業を含む。)	0.0%
実質的に着手していない場合	0%

上記以外の場合は、土木工事共通仕様書第1編1 - 1 - 8に基づき、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に着手しなければならない。

### 4. 様式

様式集「様式 18」 工事履行報告書

### 3 . 安全管理

#### 3 - 1 工事関係者連絡会議の設置

##### 1 . 設置の目的と関連法規

工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する密接な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織した場合に提出する。

( 共仕第 1 編 1 - 1 - 2 6 )

「工事個所別台帳及び工事連絡会等設置状況表の作成について」

平成 9 年 3 月 3 日建北技管第 30 号

一部改正：平成 12 年 11 月 14 日建北技管第 282 号

一部改正：平成 18 年 1 月 16 日国北整技管第 149 号

工事個所別台帳は、平成 18 年 1 月 16 日付で廃止

##### 2 . 手 順

請負者は、連絡会議を設置した場合は、指定様式に記入し、監督職員に提出する。

監督職員は、請負者が提出した工事関係者連絡会議組織を業務支援に入力する。

請負者は、設置した連絡会議に変更が生じた場合は、その都度、変更した連絡会組織を提出する。なお、変更した場合とは連絡会議への新規加入又は脱会があった場合をいう。また、脱会とは請負工事が完了し、完成検査を合格した時点とする。

##### 3 . 工事関係者連絡会議の設置上の留意事項

工事関係者連絡会議の設置にあたっては、連絡会議の規約を定める。

規約案については、別紙 - 1 又は別紙 - 2 を参考とする。

工事関係者連絡会議の規約は、同一の発注者である場合の規約は「様式 19」とし、複数の発注者が混在する場合は「様式 20」を基本とする。

工事連絡者会議設置状況表の統括安全衛生管理義務者は、発注者が指名した場合に記入し、指名されない場合は記入しない。

##### 4 . 提出様式

様式集「様式 19」 工事関係者連絡会議 ( ) (地整版)

「様式 20」 工事関係者連絡会議 ( ) (地整版)

##### 5 . 提出時期、部数

工事関係者連絡会議の設置又は変更は、会長を務める請負者が速やかに提出する。

提出部数は 1 部



工事関係者連絡会議規約（案）

第1条（名称）

本会は 工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

第2条（目的）

連絡会議は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事の安全かつ円滑に実施することを目的とする。

第3条（用語の定義）

この規約における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1．関係請負人とは、複数の特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係事業者をいう。
- 2．現場作業者とは、特定元方事業者及びその関係請負人の使用するすべての労働者をいう。

第4条（業務内容）

連絡会議は、第2条の目的を達成させるため次の業務を行う。

- 1．各関連工事の工程の調整
- 2．関連する仮設構造物の調整
- 3．緊急時（災害発生時）の連絡・避難等体制の整備
- 4．公衆災害防止の徹底
- 5．安全パトロールの実施
- 6．現場作業者に対する安全教育の実施
- 7．各種の安全に関する講習会・研究会の実施
- 8．その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

第5条（設置期間）

設置期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間とする。

第6条（会員）

連絡会議は、複数の特定元方事業者及び全ての関係請負人は自動的に会員となる。  
なお、当該工事が完了した時点で、会員の資格を失うものとする。

第7条（役員）

連絡会議に次の役員を置く。

会 長	1名	（ 建設 現場代理人）
副 会 長	若干名	（ 建設 現場代理人及び 建設 現場代理人）
幹 事	若干名	

第8条（役員の選任方法）

役員の選任方法は次のとおりとする。

- 1．会長・副会長は、特定元方事業者の中から互選により選出する。
- 2．幹事は会員の中から会長が指名する。
- 3．会長は必要に応じ、新たな発注工事の特定元方事業者の中から副会長・幹事を追加指名する。

第9条（職務）

- 1．会長は、連絡会議を代表し、第4条の業務内容を遂行するため、第10条の運営にあたる。
- 2．副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は会員の資格を失った場合は、その職務を代行する。
- 3．幹事は、会長の指示により業務内容の計画立案等について検討する。

第10条（運営）

連絡会議の運営は下記のとおりとする。

- 1．スケジュール表の作成  
連絡会議の発足に合わせ、設置期間の業務内容について全体のスケジュール表（実施計画）を作成するものとし、変更等が生じた場合はその都度修正する。
- 2．会議の開催  
定例会議として毎月第 週の 曜日に開催し、業務内容・スケジュール表等について打ち合わせる。また、会長が必要と認めたときは臨時の会議を招集する。
- 3．設置状況及び業務内容の報告  
連絡会議を設置した場合には、すみやかに設置状況を監督職員に報告する。
- 4．周知徹底  
連絡会議の内容については、その都度、会員及び現場作業者に周知徹底を図ること。
- 5．連絡体制  
会員の入会及び脱会があった場合は、速やかに連絡体制等を見直し、会員及び現場作業者に周知徹底を図る。
- 6．議事録等の作成  
連絡会議の活動状況等について、その都度議事録等を作成し、監督職員に指示された場合はその写しを提出するものとする。なお、検査時には提示するものとする。  
また、特定元方事業者は議事録等の写しを保管するものとする。

第11条（事務局）

本連絡会議の事務局は、会長が属する 建設株式会社に置くものとする。

第12条（その他）

この規約に定めのない事項については、役員で協議して定める。

附 則

- 1．この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 工事関係者連絡会議規約（案）

## （連絡会議 の設置主旨）

工事現場が隣接し又は同一地区において、新たに発注機関の異なる工事が混在する形態が生じる場合、関係機関の協議により自主的に設置した連絡会は、第2条の目的を達成するため、連絡会議と一体となって工事中の安全確保等を図る場合に適用する。

## 第1条（名称）

本会は 工事関係連絡会議 （以下「連絡会議」という。）とする。

## 第2条（目的）

連絡会議 は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事の安全かつ円滑に実施することを目的とする。

## 第3条（用語の定義）

この規約における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1．関係請負人とは、複数の特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係事業者をいう。
- 2．現場作業者とは、特定元方事業者及びその関係請負人の使用するすべての労働者をいう。

## 第4条（業務内容）

連絡会議 は、第2条の目的を達成させるため次の業務を行う。

- 1．各関連工事の工程の調整
- 2．関連する仮設構造物の調整
- 3．緊急時（災害発生時）の連絡・避難等体制の整備
- 4．公衆災害防止の徹底
- 5．安全パトロールの実施
- 6．現場作業者に対する安全教育の実施
- 7．各種の安全に関する講習会・研究会の実施
- 8．その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整
- 9．所轄警察署・労働基準監督署等関係機関との連絡調整

## 第5条（設置期間）

設置期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間とする。

## 第6条（会員）

連絡会議 は、複数の特定元方事業者及び全ての関係請負人は自動的に会員となる。  
なお、当該工事が完了した時点で、会員の資格を失うものとする。

## 第7条（役員）

連絡会議 に次の役員を置く。

会 長	1名	（ 建設 現場代理人）
副 会 長	若干名	（ 建設 現場代理人及び 建設 現場代理人）
幹 事	若干名	
顧 問		

## 第8条（役員の選任方法）

役員の選任方法は次のとおりとする。

- 1．会長・副会長は、特定元方事業者の中から互選により選出する。
- 2．幹事は会員の中から会長が指名する。
- 3．会長は必要に応じ、新たな発注工事の特定元方事業者の中から副会長・幹事を追加指名する。
- 4．顧問は各発注機関、所轄警察署、労働基準監督署等の関係機関とする。

#### 第9条（職務）

- 1．会長は、連絡会議 を代表し、第4条の業務内容を遂行するため、第10条の運営にあたる。
- 2．副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は会員の資格を失った場合は、その職務を代行する。
- 3．幹事は、会長の指示により業務内容の計画立案等について検討する。
- 4．顧問は、連絡議会 の運営等にあたり必要がある場合は、指導助言を行うことができる。

#### 第10条（運営）

連絡会議 の運営は下記のとおりとする。

- 1．スケジュール表の作成  
連絡会議 の発足に合わせ、設置期間の業務内容について全体のスケジュール表（実施計画）を作成するものとし、変更等が生じた場合はその都度修正する。
- 2．会議の開催  
定例会議として毎月第 週の 曜日に開催し、業務内容・スケジュール表等について打ち合わせる。また、会長が必要と認めたときは臨時の会議を招集する。
- 3．設置状況及び業務内容の報告  
連絡会議 を設置した場合には、すみやかに設置状況を監督職員に報告する。
- 4．周知徹底  
連絡会議 の内容については、その都度、会員及び現場作業者に周知徹底を図ること。
- 5．連絡体制  
会員の入会及び脱会があった場合は、速やかに連絡体制等を見直し、会員及び現場作業者に周知徹底を図る。
- 6．議事録等の作成  
連絡会議 の活動状況等について、その都度議事録等を作成し、監督職員に指示された場合はその写しを提出するものとする。なお、検査時には提示するものとする。  
また、特定元方事業者は議事録等の写しを保管するものとする。

#### 第11条（事務局）

連絡会議 の事務局は、会長が属する 建設株式会社に置くものとする。

#### 第12条（その他）

この規約に定めのない事項については、役員で協議して定める。

#### 附 則

- 1．この規約は、平成 年 月 日から施行する。

### 3 - 2 作業主任者の選任配置

#### 1. 配置の目的と関連法規

工事現場に潜在している作業員の労働災害の発生を未然に防止するために、事前に免許者の把握（選任）、技能講習修了者の把握（選任）は重要であり、選任配置された作業主任者の指揮のもとに、より安全な作業を実施する必要がある。  
 （労働安全衛生法第14条、同法第61条）（共仕第1編1-1-26）

#### 2. 労働安全に結びつく労働者の保有すべき資格

労働者	業務内容	保有すべき資格			規則条文
		免許	技能	教育	
クレーン運転士	吊り上げ荷重5t以上の運転 （跨線テルハを除く）				安衛令20(6) クレ則22
	吊り上げ荷重5t以上で荷の移動とともに移動する方式の運転 （跨線テルハを除く）				
	吊り上げ荷重5t未満の運転				安衛則36(15) クレ則21
	吊り上げ荷重5t以上の跨線テルハの運転				
移動式クレーン運転士	吊り上げ荷重1t以上の運転				安衛令20(7) クレ則68
	吊り上げ荷重1t以上5t未満の運転				
	吊り上げ荷重1t未満の運転 （道路上を走行させる運転を除く）				安衛則36(16) クレ則67
建設用リフト運転士	建設用リフトの運転				安衛則36(18) クレ則183
デリック運転士	吊り上げ荷重5t以上の運転				安衛令20(8) クレ則108
	吊り上げ荷重5t未満の運転				安衛則36(17) クレ則107
玉掛作業者	吊り上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け				安衛令20(16) クレ則221
	吊り上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け				安衛則36(19) クレ則222
巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機の運転（電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）				安衛則36(11)
ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱				安衛令20(10)
アーク溶接作業者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等				安衛則36(3)
電気取扱者 （高圧又は低圧）	高圧：充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作 低圧：充電電路の敷設、修理又は充電部分が露出した開閉器の操作				安衛則36(4)

労働者	業務内容		保有すべき資格			規則条文
			免許	技能	教育	
発破技士	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）					安衛令20(1) 安衛則318
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務					安衛則36(26) 酸欠則12
特定粉じん作業	常時特定粉じん作業に係る業務					安衛則36(29) 粉じん則22
車両系建設機械 〔整地・運搬・積み込み用 及び掘削用〕 運転者	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（ただし、道路上を走行させる運転を除く。）				安衛令20(12)
	機体重量3t未満のもの					安衛則36(9)
車両系建設機械（基礎工事用） 運転者	機体重量3t以上のもの	同上				安衛令20(12)
	機体重量3t未満のもの					安衛則36(9)
車両系建設機械（基礎工事用） 運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転					安衛則 36(9-2)
車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）					安衛則 36(9-3)
車両系建設機械（締固め用）運転者	ローラー運転の（道路上を走行させる運転を除く。）					安衛則36(10)
車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の作業					安衛則 36(10の2)
車両系建設機械（解体用） 運転者	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（ただし、道路上を走行させる運転を除く。）				安衛令20(12)
	機体重量3t未満のもの					安衛則36(9)
ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転					安衛則 36(10の3)
高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）					安衛令20(15)
	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）					安衛則 36(10の5)

労働者	業務内容	保有すべき資格			規則条文
		免許	技能	教育	
軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転				安衛則36(13)
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転				安衛則36(10の4)
不整地運搬車運転者	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛令20(14)
	最大積載量が1t未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛則36(5の3)
フォークリフト運転者	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛令20(11)
	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛則36(5)
ショベルローダー等運転者	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛令20(13)
	最大荷重が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)				安衛則36(5の2)
圧縮機操作員	作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機の運転				安衛則36(20の2) 高圧則11
送気調節員	高圧室内作業に係る作業室又は潜水作業者への送気の調節を行う為のバルブ又はコックの操作				安衛則36(21, 23) 高圧則11
加減圧員	気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行う為のバルブ又はコックの操作				安衛則36(22) 高圧則11
再圧室操作員	再圧室の操作				安衛則36(24) 高圧則11
高圧室内作業員	高圧室内作業に係る業務				安衛則36(24の2) 高圧則11
潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務				安衛令20(9) 高圧則12
ずい道内作業員	ずい道等の掘削、覆工コンクリートの打設等の作業(当該ずい道等の内部において行われるものに限る。)				安衛則36(30)

注(1) 建設業に関係の少ないものを除く。

(2) 表中「技能」とは、技能講習修了者、「教育」とは、特別教育修了者を表す。

3. 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧表

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免許者	高圧則10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許者	安衛則314 316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許者	電離則46,47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影作業	免許者	電離則52の2 52の3
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤等）を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則129 130
コンクリート破砕機作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則321の3 321の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）	技能講習修了者	安衛則359 360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則374 375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業	技能講習修了者	安衛則383の2 383の3
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工（型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等）作業	技能講習修了者	安衛則383の4 383の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業	技能講習修了者	安衛則403 404
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則428 429
型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則246 247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則565 566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則517の4 517の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則517の8 517の9



選任配置すべき者	業 務 内 容	資格要件	規則条文
木造建築物の組立て等 作業主任者	軒高 5 m 以上の木造建築物の構造部 材の組立て、屋根下地、外壁下地の 取付け作業	技能講習修了者	安衛則 517の12 517の13
コンクリート造の工作 物の解体等作業主任者	高さ 5 m 以上のコンクリート造の工 作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517の17 517の18
コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリ ート造のもの（その高さが 5 m 以上 のもの又は当該上部構造のうち橋梁 の支間が 30 m 以上である部分に限 る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の22 517の23
特定化学物質作業主任 者	特定化学物質等を製造し、又は取り 扱う作業	技能講習修了者	特化則27,28
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則33,34
第 1 種及び第 2 種酸素 欠乏危険作業主任者	第 1 種及び第 2 種酸素欠乏危険場所 における作業	技能講習修了者	酸欠則11
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤と その含有量が 5 % を超えるものを 取扱う作業	技能講習修了者	有機則19 19の2

(注 建設業に関係の少ないものを除く。)

#### 4. 留意事項

作業主任者及び技能講習修了者等の選任は、施工計画書作成段階から、作業分担毎に計画しておくことが必要である。

### 3 - 3 工事現場における安全・訓練等の実施要領

平成6年4月北陸地方建設事業推進協議会（工事安全対策部会）

#### 工事現場における安全・訓練等の実施要領

1. 安全・訓練等を実施する工事現場  
国、県及び公団等の発注する工事
2. 安全・訓練等の実施期間  
安全・訓練等の実施期間は、着工時から完成時までとする。ただし工事期間が15日以内の場合は実施対象外とする。
3. 安全・訓練等の実施対象者  
安全・訓練等の実施対象者は、工事現場で作業する関係請負人の全ての作業員とする。
4. 安全・訓練等の実施時間  
安全・訓練等の実施時間は、
  - (1) 毎月1回実施する場合は、1回につき4時間とする。
  - (2) 毎月2回実施する場合は、1回につき2時間とする。
  - (3) 毎週1回実施する場合は、1回につき1時間とする。以上のうち、いずれの方法によるかは、工事現場の統括安全衛生責任者が、工事現場の実態に応じて決定する。
5. 安全・訓練等の実施場所  
安全・訓練の実施場所は、工事現場内の事務所、作業員の休憩所、作業箇所等を適宜選定して実施する。
6. 安全・訓練等の実施者
  - (1) 安全・訓練等の実施責任者は、工事現場の統括安全衛生責任者とする。
  - (2) ただし、安全・訓練等の内容に応じ、統括安全衛生責任者は、安全・訓練等の実施者を専任、指名することができる。
7. 安全・訓練等の実施単位  
安全・訓練等の実施単位は、
  - (1) 工事現場で作業を行う各関係請負人のすべての作業員を対象に実施する。
  - (2) 工事現場で作業を行う各関係請負人のすべての作業員のうち、関連する作業のグループ単位ごとにすべての作業員を同時に実施する。  
(例えば、地山掘削と土留め支保工の組立作業、鉄骨の組立とクレーン作業、型枠支保工の組立とコンクリート打設作業等)
  - (3) 工事現場で作業を行う各関係請負人のすべての作業員を同時に集合させるか、グループ単位ごとに実施する。  
以上のうち、いずれの方法によるかは、工事現場の統括安全衛生責任者が、工事現場の実態に応じて決定する。
8. 安全・訓練等実施にあたっての留意事項
  - (1) 安全・訓練等はあらかじめ作成された安全・訓練等のカリキュラムに準拠して実施する。
  - (2) 安全・訓練等の目的は、原則的に各作業員に「何が危険か」だから「どうしなければならないか」を安全・訓練による教育と実践訓練を通して理解、認識させ、安全意識を高揚させることによって、労働災害防止の実効を期すことにある。

(3) そのため、安全・訓練等の内容は、

( 言って聞かせる ) 視聴覚教育

やってみせる

実践教育

させてみる

の2段階方式とし、特に実践訓練に重点をおくこととする。

(4) 視聴覚教育については、具体的な災害事例を分かり易くマンガ化したもの等を教材として用い、難しい文字の羅列した資料等は極力避けるよう配慮する。

また、各作業員の意識を喚起するため、討論方式(ディスカッション方式)を有効に活用し積極的に取り入れるよう配慮する。その場合にビデオ、スライド、映画等を補助用の教材として用いることは差し支えないが、主たる教材として用いることは避けるよう配慮する。

なお、安全管理に関するビデオについては「建設ビジュアルリスト」を効果的に活用する。

(5) 実践訓練については工事現場の自然条件、機械・設備、仮設物及び資材・部材等を生きた教材として活用し、実際に作業をやってみせる、させてみる事によって、身をもって安全の重要性を認識させるように努める事とする。

但し、実践訓練の実施にあたっては、

法定の資格を必要とする危険・有害業務については、必ず有資格者の直接の指揮・指導の基に作業を行わせる。

実践訓練の実施は、指導者が作業員にあらかじめ「やってみせる」、その理解が十分に得られた事を確認して、作業員に「させてみる」よう配慮する。

(6) 各教科の1項目の安全・訓練等の時間は

視聴覚教育については、15分~20分程度とする。

実践訓練については30分程度とする。

但し、安全・訓練等の時間が継続して1時間を超えた場合には、10分程度の休憩時間をとるよう配慮する。

## 9. 安全・訓練等の項目

- (1) 安全管理一般
- (2) 墜落災害防止
- (3) 飛来、落下災害防止
- (4) 崩壊、倒壊災害防止
- (5) 電気災害防止
- (6) クレーン等災害防止
- (7) 車両系建設機械等災害防止
- (8) 交通災害防止
- (9) 公衆災害防止
- (10) 火災、爆発災害防止
- (11) 隧道等災害防止
- (12) 火薬災害防止
- (13) 酸欠災害防止
- (14) 高圧室、潜水災害防止
- (15) 海洋工事災害防止
- (16) 健康管理

安全・訓練等の項目別実施内容

項目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
1. 安全管理一般	(1) 工事内容の周知徹底 (2) 安全衛生教育  (3) 服装・保護具  (4) 整理整頓・清掃  (5) 安全施工サイクル  (6) 救急用具 (7) 標識  (8) 緊急時連絡体制	工事内容の説明（作業手順書等） 新規入場者教育等 K Y K（危険予知活動） T B M（ツール・タスクミーティング） 作業員の服装 保安帽の着用 安全帯の着用、使用 保護具の使用 作業場内の整理整頓 資機材置場の整理整頓 危険物置場の整理整頓 場内の一斉清掃 安全施工サイクルの確立と実施  救急用具、救急箱の整備 看板類の表示 第三者に対する注意標識の掲示 法定危険注意標識の掲示 緊急事態発生時の連絡体制、役割の明確化	K Y K（危険予知活動）実践訓練 安全点検の実践訓練  保護具の着用、使用訓練（救命胴衣、呼吸用保護具他）  整理整頓・清掃の実践訓練  救急用具を使用しての救急看護法の訓練（消防署依頼）  緊急事態を想定しての模擬訓練とその評価
2. 墜落災害防止	(1) 作業方法の検討 (2) 高所作業時の措置  (3) 通路  (4) 登り栈橋 (5) 開口部 (6) 足場  (7) 脚立、はしご道移動梯子	高所作業を少なくする方法 高所作業時における適材適所の配置 作業床の端、開口部に対する措置 親綱等、安全帯の取付設備 高所作業時の安全帯の使用 安全ネットの設置、ネットの強度等について 安全通路の設置（適切な幅、高さ、通路の表示等） 昇降設備の構造、踊場の設置 開口部の養生について 足場の材料、構造、作業床昇降設備、移動時の措置について 最大積載荷重の掲示 作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う 強風、大雨、大雪等の悪天候時の作業規制及び地震等の事後規制 材料、構造等の措置（脚立とウマの相違点） 転移防止措置	親綱、安全帯を使用させ、その効果の会得 安全ネットへの落下試験を実施し、その効果の会得 作業床、手すり等設置訓練  作業主任者の指揮の基に、足場の組立解体作業の実践訓練  脚立、移動梯子設置の実践訓練
3. 飛来、落下災害防止	(1) 飛来、落下防止	養生網、朝顔、防護柵等の設置 足場、通路等に不要物を置かない 足場、通路、開口部の端に幅木を設ける 上下作業の連絡は良いか	

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
4. 崩壊、倒壊災害防止	<p>(1) 型枠支保工</p> <p>(2) 土止め支保工</p> <p>(3) 掘削作業</p> <p>(4) 作業構台</p> <p>(5) コンクリート工作物の解体</p>	<p>型枠支保工の材料、構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* パイプサポート支柱</li> <li>* 鋼管支柱</li> <li>* 鋼管枠支柱</li> <li>* 組立鋼柱</li> <li>* 軽量、重量支保はり</li> </ul> <p>作業主任者の直接の指揮の基に作業を行う</p> <p>支保工の材料、構造について 7日以内毎及び中震以上の地震・大雨の後の法定点検</p> <p>作業主任者の直接の指揮の基に行う</p> <p>地山の掘削開始前の事前調査 掘削は安全な勾配か 湧水、表面排水の処理と落石防止ネット及び防護柵等の設置</p> <p>地山の点検について（地山崩壊、土石の落下、土止め支保工、防護柵、立入り禁止等の措置）</p> <p>埋設物の事前調査及び打合せ</p> <p>作業主任者の直接の指揮の基に行う</p> <p>非常時に備え統一合図、警報、待避路を決めているか</p> <p>作業構台の材料、構造について 作業構台の最大積載荷重の表示、墜落転落防止措置</p> <p>強風、大雨、大雪等の悪天候及び中震以上の地震、組立変更後の点検</p>	<p>型枠支保工に使用する材料、部材等の役割の認識と実際にそれを使用しての組立解体作業の実践訓練</p> <p>土止め支保工に使用する材料、部材等の役割の認識と実際にそれを使用しての組立解体作業の実践訓練</p> <p>非常時を想定しての避難訓練</p>
5. 電気災害防止	<p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 分電盤</p> <p>(3) 電気機械器具</p> <p>(4) 交流アーク溶接機</p> <p>(5) 移動電線、仮設配線</p>	<p>立入り禁止の囲い及び関係者以外の立入り禁止の明示</p> <p>分電盤のアース、漏電遮断器の作動等について</p> <p>行き先表示の確認</p> <p>電気機械器具の始業点検と定期点検について</p> <p>自動電撃防止装置の作動</p> <p>特別教育修了者による使用</p> <p>遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具の使用</p> <p>移動電線の防護、電線の接続方法</p> <p>保護具の使用</p>	<p>電気機械器具等の取扱い実践訓練</p>

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
6. クレーン等の 災害防止	(1) クレーン等の点検 (2) 玉掛作業 (3) 運転作業	始業点検、月例点検について 玉掛用具の点検 玉掛方法 合図、信号について 玉掛方法 強風、大雨、大雪等悪天候時の作業中止 安全装置について * 過巻防止装置 * 過負荷防止装置 * フックの外れ止め防止装置 * アウトリガーの張出し 作業半径内立入り禁止措置	玉掛用具の点検 玉掛方法の実践訓練 統一合図の実践訓練
7. 車両系建設機械 等災害防止	(1) 車両系建設機械 * 整地、運搬、積込用 * 掘削用 * 基礎工事用 * 締固め用 * コンクリート打設用 * 解体用 (2) 高所作業車 (3) 不整地運搬車	作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 制限速度について 転倒、転落の防止措置 接触の危険のある場所に対して立入り禁止措置 有資格者による運転 誘導員の配置及び誘導合図について 用途外使用の制限 日常点検、月例点検 作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 制限速度について 転倒防止と作業員の墜落防止措置 接触の危険のある場所に対して立入り禁止措置 有資格者による運転 誘導員の配置及び誘導合図について 搭乗制限、積載荷重、用途外使用等の措置 日常点検、月例点検 作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 制限速度について 転倒、転落の防止措置 有資格者による運転 誘導員の配置及び誘導合図について 搭乗制限、積載荷重等の措置 日常点検、月例点検	作業方法、行動等の実践訓練 作業方法、行動等の実践訓練

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
7. 車両系建設機械等災害防止	(4) コンベヤ  (5) リース機械	荷の逸走防止装置について 非常停止装置について 荷の落下防止について 始業点検の実施 作業場所の地形、地質等の確認及び作業計画の決定、周知 制限速度について 有資格者による運転 誘導員の配置及び誘導合図について  日常点検、月例点検	作業方法、行動等の実践訓練  車両の誘導訓練 * 合図（笛、旗、合図等）
8. 交通災害防止	(1) 交通法令等  (2) 交通誘導員	交通事故例の検討 交通法規の遵守 車両の始業点検 過積載の禁止  適切な人材の配置 誘導方法（合図）及び服装	通勤車、工事用車両の始業点検のポイント （自動車整備士依頼） 車両の誘導 * 合図（笛、旗、合図等） * 死角確認 * 駐車時の歯止め
9. 公衆災害防止	(1) 市街地の作業  (2) 鉄道軌道付近の作業 (3) 埋設物付近の作業  (4) 出水、湧水の恐れがある付近の作業 (5) 道路上の作業  (6) その他	公衆災害事例の検討 事故防止施設の完備、維持（周辺仮囲い、落下物防護措置、歩行者対策、標識等） 覆工板の点検 列車接近時の危険防止について ガス、水道、電気等埋設物付近の機械掘削禁止 緊急時避難体制の周知、徹底  保安用品の日常点検（工事標識、覆工板、注意灯等） 作業員の安全（バリケード、チョッキ） 工事用汚水の排水処理 台風、強風時の措置 * 足場、クレーン等の倒壊防止 * 工事用資機材の飛散落下防止 騒音、振動に関する知識	緊急時を想定した避難訓練とその評価 異常気象時の浸水防止等訓練（土のう積み等）
10. 火災、爆発災害防止	(1) 管理者等の選任  (2) 警報、消火、避難設備	寄宿舍防火管理者、火元責任者 危険物取扱責任者 警報設備の設置と点検 消火器の設置（消火能力、有効期限、設置場所） 避難設備（避難はしご、ロープ等）	火災等を想定した緊急避難訓練 * 緊急時連絡体制、避難時間 * 空気呼吸器、はしご、ロープ等の使用方法 （消防署依頼） 消火訓練（消火器） （消防署依頼）

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
10. 火災、爆発 災害防止	(3) 火気の管理  (4) 危険物  (5) 溶断	<p>現場内の火災防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事務所、休憩所</li> <li>* 喫煙所</li> </ul> <p>寄宿舍等の火災防止 (炊事場、浴場、炬燵、ストーブ、 たばこ火)</p> <p>指定貯蔵量の表示（軽油、ガソリン、 ガス等）</p> <p>立入り禁止、火気厳禁の周知徹底 ガスボンベの貯蔵、取扱方法（置き方、 満空表示）</p> <p>技能資格、器具の点検について 火花防護について（防火シート消火器）</p> <p>保護具の使用</p>	<p>作業方法、状況の確認訓練</p>
11. 隧道等災害防 止	(1) 調査等  (2) 落盤、地山の崩壊  (3) 爆発、火災等  (4) 退避等  (5) 軌道装置  (6) 運搬車両、掘削機械	<p>地山の観察、点検、測定記録（地質、 浮石、亀裂、湧水等）</p> <p>可燃性ガスの測定等</p> <p>作業主任者の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 掘削作業主任者</li> <li>* 覆工作業主任者</li> </ul> <p>坑口付近及び坑内の地山点検（落石防 止設備）</p> <p>隧道支保工の点検</p> <p>火気、ライター等の坑内持込み禁止</p> <p>ガス溶断作業時の火災防止</p> <p>消火設備の周知徹底</p> <p>自動警報装置の設置について</p> <p>警報設備の設置（サイレン、非常ベル、 電話等）</p> <p>避難用器具の設置（懐中電灯、呼吸用保 護具）</p> <p>避難、消火訓練の実施</p> <p>軌道の点検（軌条、逸走防止装置等）</p> <p>動力車の点検（ブレーキ、連結装置、照 明装置、警報装置、運転台の防護等）</p> <p>運行時の安全（制限速度厳守、運転合 図表示、歯止め、誘導員等）</p> <p>ダンプ、生コン車の安全（警報装置、 誘導員等）</p>	<p>落盤、出火、火災等を想定した緊急避 難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急時連絡体制、避難時間</li> <li>* 空気呼吸器、はしご、ロープ等の 使用方法 (消防署依頼)</li> </ul> <p>救護訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 救護用器具の使用方法</li> <li>* 救急処置の方法 (消防署依頼)</li> <li>* 非常時の招集、連絡体制</li> </ul> <p>誘導、合図の実践訓練</p>



項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
11. 隧道等災害防止	(7) 作業環境等  (8) 救護措置	坑内の照明 換気、気温 有害ガス測定（毎月1回以上） 保護具（防護マスク、耳栓支給台帳の整備） 通路及び昇降設備 立坑周囲の墜落防止措置 救護隊組織 救護用器具の整備（ガス濃度測定器、呼吸用保護具、携帯電灯、はしご、ロープ、タンカ等） 救護訓練の実施 入坑者の人員確認	有害ガス測定実践訓練 保護具（防護マスク、耳栓等）の着用訓練
12. 火薬災害防止	(1) 保安教育  (2) せん孔、装てん  (3) 発破	災害事例検討 保安意識の高揚 盗難予防その他火薬類の管理 危険時における応急措置及び避難方法 取扱所、火工所及び切羽における取扱いについて 発破、電気発破に関する技術上の基準 消費計画書に記載されている発破作業指揮者及び発破業者による作業 せん孔、装てんに関する留意事項 発破及び発破後に関する留意事項	救護訓練 * 救護用器具の使用 方法 * 救急処置の方法 （消防署依頼） * 非常時の招集、連絡体制
13. 酸欠災害防止	(1) 酸欠防止	災害事例検討 作業主任者（技能講習修了者）の指揮の基に作業を行う 特別教育修了者による作業 * 酸欠の原因 * 酸欠症の症状 * 空気呼吸器等の使用 方法 * 退避及び救急蘇生法	救護訓練 * 退避及び立入り禁 止措置 * 救護用器具の使用 方法 * 緊急処置の方法 （消防署依頼） * 非常時の招集、連 絡体制
14. 高圧室、潜水災害防止	(1) 設備  (2) 作業時間 (3) 連絡等 (4) 健康診断 (5) 高気圧障害 (6) 資格等	機器の点検（エンジン、コンプレッサー、潜水服、送気管、空気清浄装置、計器類） 高圧室内及び潜水作業時間の遵守 連絡員の配置及び連絡方法の確立 定期健康診断 潜函病、潜水病についての知識 有資格者による作業	

項 目	教育内容（視聴覚教育）		実践訓練
15. 海洋工事災害防止	(1) 救命具 (2) 移乗心得 (3) 満載吃水、クレーンの制限荷重 (4) 作業中止基準 (5) 緊急措置体制 (6) 海上関係法規の遵守 (7) 点検等	救命具の着用 救命浮環の設置 移乗心得の周知徹底 乾舷の確保 定格荷重の遵守 気象、海象の的確な把握 作業中止基準の設定と遵守 緊急連絡体制 船舶等の緊急時避難場所の確保 乗務員に対する啓蒙教育 始業点検、定期点検	救命浮環の投入訓練 救命胴衣を着用しての実践訓練 緊急時を想定した船舶等の避難訓練 救護訓練 * 救護用器具の使用方法 * 救急蘇生法（消防署依頼） * 非常時の招集、連絡体制
16. 健康管理	(1) 健康診断 (2) 粉塵、騒音、振動 (3) 問診表	健康診断の実施 * 雇い入れ時健康診断 * 定期健康診断 * 特殊健康診断 粉塵発散防止措置 工具の選定 作業時間の制限 保護具の使用（防塵マスク、防振手袋、耳栓等） 健康管理と問診表の作成	

安全・訓練等の実施予定表

現場名 \_\_\_\_\_

工種区分 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

印 重点実施項目

印 実施項目

番号	工程 項目	平成 年															
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	安全管理一般																
2	墜落災害防止																
3	飛来、落下災害防止																
4	崩壊、倒壊災害防止																
5	電気災害防止																
6	クレーン等災害防止																
7	車両系建設機械等災害防止																
8	交通災害防止																
9	公衆災害防止																
10	火災、爆発災害防止																
11	隧道等災害防止																
12	火薬災害防止																
13	酸欠災害防止																
14	高圧室、潜水災害防止																
15	海洋工事災害防止																
16	健康管理																

安全・訓練等の実施予定表

(記載例)

現場名 \_\_\_\_\_ ×  
 工種区分 河川 工事  
 印 重点実施項目  
 印 実施項目

番号	工程 項目	平成 20 年										平成 21 年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
1	安全管理一般															
2	墜落災害防止															
3	飛来、落下災害防止															
4	崩壊、倒壊災害防止															
5	電気災害防止															
6	クレーン等災害防止															
7	車両系建設機械等災害防止															
8	交通災害防止															
9	公衆災害防止															
10	火災、爆発災害防止															
11	隧道等災害防止															
12	火薬災害防止															
13	酸欠災害防止															
14	高圧室、潜水災害防止															
15	海洋工事災害防止															
16	健康管理															

安全・訓練等の実施記録

現場名 \_\_\_\_\_

実施年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_ 曜日) \_\_\_\_ 時 ~ \_\_\_\_ 時  
 実施場所 教育 \_\_\_\_\_ 訓練 \_\_\_\_\_  
 参加人員 職種 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_ 名) 職種 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_ 名)  
 職種 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_ 名) 職種 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_ 名)

訓練の内容

項目	教育訓練		講師名	時間 (分)	備考
	視聴覚教育	実践訓練			

安全・訓練等の実施記録

(記載例)

現場名 \_\_\_\_\_ ×

実施年月日 平成 20年 10月 24日 (金曜日) 13時 ~ 17時  
 実施場所 教育 協力会社会議室 訓練 現場内  
 参加人員 職種 鉄筋工 (3名) 職種 普通作業員 (20名)  
職種 作業長 (2名) 職種 炊事婦 (2名)

訓練の内容 (教育内容を具体的に記載する)

項目	教育訓練		講師名	時間 (分)	備考
	視聴覚教育	実践訓練			
安全管理一般	安全衛生教育		作業所長	20	
	安全講話		店社安全職員	40	
火災災害防止	警報・消火・ 避難設備		消防署員	45	
	休憩			10	
火災災害防止	ビデオ視聴覚			50	題名
	休憩	移動		15	
火災災害防止		避難・消火訓練等	消防署員	60	
				240	

視聴覚教育や実践訓練において、1時間を超えた場合は、10～15分程度の休憩時間を取り、休憩時間を含めて、合計時間が240分とする。

### 3 - 4 建設現場における作業員の健康管理の実施・普及

北 建 推 協 第 2 号  
平成 7年 5月 24日

(社) 業協会  
北 陸 支 部 長 様  
(社) 県 建設業協会長 様

北陸地方建設事業推進協議会長  
(北陸地方建設局長)

#### 建設現場における作業員の健康管理の実施・普及について

貴協会におかれましては、日頃から建設事業の推進、並びに当協議会の運営に格別なご協力をいただき、感謝申し上げます。

当協議会の部会のひとつである「雇用問題研究部会」(部会長：土工協北陸地方建設局支部岡田宜昭)では、かねてより建設現場における作業員の健康管理のあり方について研究を続けてまいりました。

建設業は、全産業のうち最も重大労働災害の発生が多く、しかも就労者の高年齢化が進んでいる建設現場では、就労者の健康管理は、雇用者の重要な責務のひとつであります。よって、この考えを定着させることが必要と思います。

つきましては、貴支部におかれましても、経緯・趣旨をご理解いただき、建設現場の雇用問題解決のため、別紙「建設現場における作業員の健康管理の手引き」に基づき健康管理が各建設現場で実施されるよう、その普及について格別のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

## 建設現場における作業員の健康管理の手引き

### 1．健康管理の目的

建設現場における作業員の日常の健康を良好に保持することにより、作業能率の向上及び体調不良者の作業による事故を予防することを目的とするものである。

### 2．健康管理を実施する範囲

工事の種類及びその規模の大小にかかわらず、総ての建設現場で実施することを原則とする。

### 3．健康管理の方法

作業員の健康管理は全作業員を対象として、次の手順により行うものとする。

#### (1) 健康状況の確認

毎日作業前に作業班単位で職長等が作業員一人一人との対話により身体的な異状及び精神的な不安の有無について確認を行ない記録するものとする。

なお、確認は安全ミーティング等と同時に実施するのが効率的である。

#### (2) 問診表の作成

(1)の確認の結果、異状又は不安が「有」と申し出た作業員については、直ちに当該作業員から健康に対する「問診表」の作成・提出を求め、その状況の程度を勘案して次のいずれかの措置をとるものとする。

イ．軽作業に従事させる。

ロ．休憩を取らせ体調の回復を待って作業に従事させる。

ハ．休養させる。

ニ．高所作業はさせない。

ホ．運転業務はさせない。

ヘ．その他必要な措置。

#### (3) 確認記録及び問診表の様式については、この手引きによる健康管理が容易に実施できるよう、各社、各建設現場で適宜定めるものとする。

なお、別紙様式を参考にされたい。



安全ミーティング・危険予知活動日報

統括安全衛生責任者印	元方安全衛生管理者印		安全衛生責任者印

工事・作業名				実施日	平成	年	月	日	
会社名			リ-ダ-名	印	参加者	名			
作業内容				指示内容					
これが危険のポイントだ									
私達はこうする									
新規入場者名									
参加者メンバー (各自サインすること)				氏名	体調	氏名	体調	氏名	体調
安全衛生推進者等の 巡視コメント欄									

健康状況確認記録

(注) 体調が良いは 悪いは×で記入  
 体調欄は職長が各人にヒヤリング等で確認し記入すること。

会社名 \_\_\_\_\_

問 診 表  
( 年 月 日 ) をつけてください。

職 長 \_\_\_\_\_

氏 名	項目	体 調	精 神	処 置
	年齢	良 くない	良 くない	
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示
		・熱っぽく ・頭がふらつく ・貧血ぎみ ・二日酔い ・腰痛ぎみ ・下痢ぎみ	・心配事がある ・心配事が多い	・休養を指示 ・時間休養を指示 ( H ~ H ) ・軽作業を指示 ・高所作業の禁止を指示 ・運転業務の禁止を指示

注) 前ページの健康状況確認記録の体調不良者のみ記載する。

### 3 - 5 建設工事現場における公衆災害防止の徹底

建北技管第90号  
平成11年 3月31日

本局関係課長  
各事務所長 殿

企画部長

建設工事現場における公衆災害防止の徹底について（通知）

標記については、平素より局各課、各事務所において、工事現場の点検および種々の防止対策を実施されているところであるが、今回発生した公衆災害の発生状況に鑑み、別紙に留意のうえ再発防止に努めるよう再度通知する。

【担当：技術管理課 検査係】

(別紙)

【留意事項】

1. 安全対策協議会等で、公衆災害防止の重要性をあらためて喚起するとともに特に次の点について、請負者に徹底を図ること。

連絡体制の確立及びその体制表の明示

速やかな連絡の徹底

建設機械等の設置位置の適正化

建設機械等の点検・整備及びその記録の保存

建設機械の油漏れ等発生の際の対応準備と発生時の措置

2. 今後発注する工事で、公衆災害の発生する恐れのある工事（発動発電機等を使用し油漏れ等の恐れのある工事等）については、特記仕様書に必要事項を追加明示する。なお、発注済みの工事であっても、指示書等に対応すること。

第 章

第 条 連絡体制の確立と速やかな連絡の徹底

当該現場で公衆災害が発生した場合に必要な他機関（保健所、警察署、市町村、消防署等）を含めた連絡体制表の策定と、発生時の現場から監督職員への速やかな連絡の徹底。

第 条 建設機械等の設置位置の適正化

建設機械を設置する場合、その設置位置については周囲の状況を十分に勘案のうえ、安全かつ適切な場所とするとともに、万が一油漏れ等の事故が発生した場合に備えた対策を事前に講じておくこと。

第 条 建設機械等の点検・整備

安全管理責任者を定め、始業・終業点検等を定められたチェックシートにより点検し、不具合な箇所は整備すること。

第 条 建設機械の油漏れ等発生時の臨機の措置

(1) 当該現場での処置

油漏れ等が発生しても拡散しないような敷シート等による措置の徹底。

(2) マット等対応資材の整備

油漏れ等が発生した場合に備えて当該現場におけるマット等対策資材の整備。

(3) 他機関との連携

保健所、警察署、市町村、消防署等との日頃からの連携を密にしておくこと。

国北整技管第 169 号  
平成 20 年 9 月 11 日

本局関係課長殿  
各事務所（管理所）長殿

企画部長

### 建設労働災害及び公衆災害防止の対応策について

標記については、平成 11 年 11 月 19 日付け企画部長通知（建北技管第 279 号）平成 17 年 3 月 28 日付け技術調整管理官事務連絡に基づき、事故防止対応計画の作成、同計画に基づく取り組みを行っているところです。また、平成 20 年 8 月 5 日付け「建設工事における事故防止の一層の徹底について」（技術調整管理官事務連絡）においても、事故防止の徹底を通知したところです。

しかしながら、本年 8 月末における事故発生件数（速報値）が、過去 5 力年における発生状況と比較し最悪の件数に達していること、例年、10 月以降は夕暮れが早まる事等から事故が多発傾向にあり、今後の増加も懸念されることから、建設労働災害及び公衆災害防止対策の徹底を図るよう通知します。

なお、別紙は最近の事故発生状況の傾向、安全対策を講ずる際の留意点を取りまとめたものであるため、施工者に周知されたい。

## 別紙

### 1. 最近の事故等発生状況と傾向

#### (1) 重大事故の発生

高所からの転落による死亡

現場内でのスピードの出し過ぎによる追突事故(重体)

#### (2) 不安全行動等による作業従者の事故

危険場所へ接近

作業方法(手順書)の欠落又は不備

安全措置の不履行(慣れによる作業のマンネリ化)

思いこみによる行動

#### (3) 公衆災害の多発

架空線・地下埋設物の切断

事前調査を行ったにも係わらず切断

防護柵、標識等への接触

除草等による飛び石事故

#### (4) 交通事故の多発

### 2. 安全対策を講ずる際の留意点

#### (1) 危機意識の低下、希薄化

マンネリ化、慣れ等により危機意識が低下・希薄化していないか

基本的事項(重機には近づかない、安全確認等)がおろそかになっていないか?

安全指示事項等は確実に作業員に伝わっているか

・KY活動・安全訓練を通じた安全意識の高揚を図る

・作業手順書の確実な作成と遵守(追加工事、変更工事もその都度作成)

・指示事項の作業員への確実な伝達

#### (2) 埋設物・架空線切断対策の徹底

・掘削に当たっては、埋設物の事前調査・立ち会いの徹底、慎重な作業

・架空線については、標識(目印)・防護施設・高さ制限・防護柵等の設置、見張り員の配置等

#### (3) 交通事故対策の徹底

・見やすい(分かり易い)標識の設置

・誘導員の配置(規制場所に応じた有資格者の配置)

・安全訓練・KY活動等を通じた交通安全意識の高揚

#### (4) 工事区域及びその周辺区域全体を視野においた点検・対策

・頻発する集中豪雨に基因する急な増水、土石流、崩壊等に対応できるよう、工事区域のみならず、周辺区域の状況や気象情報の把握

・現場内整理整頓並びに現場周辺での危険区域の把握と対策

・作業通路・安全通路の設置・点検と整理

・現場内安全施設の適切な配置

・凍結・降雪・雪崩などへの事前対応計画の策定

・適切な工事中止・再開基準の設定

・第三者災害の防止対策

#### (5) 労働安全衛生法、労働安全衛生規則等の遵守徹底

### 3 - 6 建設工事における安全確保について

建北技管第69号  
平成12年 3月30日

本局関係部長  
各事務所長 殿

北陸地方建設局長

#### 建設工事における安全確保について（通知）

標記について、別紙のとおり建設大臣官房技術審議官から通知があったので、通知する。

【担当：技術管理課 検査係】

建設省技開発第56号  
平成12年 3月28日

北陸地方建設局長 殿

建設大臣官房技術審議官

#### 建設工事における安全確保について

建設工事における安全確保については、従前から工事請負契約書、土木工事共通仕様書、土木工事安全施工技術指針等に基づき対策が講じられているところであり、雪崩や土石流が到達するおそれがある箇所等での工事の安全確保については平成8年12月9日付建設省技調発第215号「建設工事における安全確保について」で通達しているところであるが、既に雪崩災害や融雪等に起因する土砂災害が報告されているところである。

このため、貴職所掌の建設工事の施工にあたっては、特に冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等から工事関係者の安全を確保するなど、適正な施工管理の一層の徹底を図られるよう措置されたい。

建北技管第 85号  
平成12年 4月14日

本局関係部長  
各事務所長 殿

企画部長

#### 冬期間の建設工事における安全確保の具体的な運用について（通知）

建設工事における安全の確保については、平成12年3月30日付建北技管第69号で局長より通知されたところであるが、更に、標記については、別紙のとおり建設大臣官房技術調査室長より通知があったので、今後の工事関係者の安全確保に一層の徹底を図られたい。

【担当：技術管理課 検査係】

建設省技調発第68号  
平成12年 3月31日

北陸地方建設局企画部長 殿

建設大臣官房技術調査室長

冬期間の建設工事における安全確保の具体的な運用について

冬期間の建設工事における安全確保については、平成12年3月28日付建設省技調発第56号「建設工事における安全確保について」において、建設大臣官房技術審議官により通達しているところであるが、貴職所掌の建設工事の施工にあたっては、特に冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等（以下雪崩等と呼ぶ）のおそれのある地域での工事にあたり、下記事項に留意し安全施工に努められたい。

記

1. 請負者が実施する以下の安全対策を徹底すること。
  - ・雪崩等のおそれのある地域での工事についての安全対策は、「土木工事安全施工技術指針」第12章「土石流の到達するおそれのある現場での工事」に準拠して、実施すること。
  - ・雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
  - ・雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議すること。
  - ・工事完成届を発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、契約書第54条に基づく協議を行うこと。
2. 発注者における対応  
発注者は、一時中止等の協議があった場合は、速やかにその必要性を判断して、一時中止等の措置を講じること。この場合には、工期及び費用について適切に設計変更を行う等の措置を講じること。



### 3 - 7 北陸地方建設局労働災害防止週間

建北技第276号  
平成元年9月13日

本局各部長  
各工事事務所長 殿

北陸地方建設局長

北陸地方建設局建設労働災害防止週間の制定について（通知）

標記について、別紙のとおり要領を制定したので通知する。

【担当：技術管理課 検査係】

---

#### 北陸地方建設局建設労働災害防止週間実施要領

##### 1. 趣 旨

北陸地方建設局建設労働災害防止週間は、安全衛生管理体制の整備及び労働災害防止対策の具体的活動の定着を図り、北陸地方建設局管内における現場での安全を確保する目的として行うものである。

##### 2. 期 間

9月の第4週の月曜日～日曜日

##### 3. 実施報告

- (1) 北陸地方建設局建設労働災害防止大会の開催
- (2) 北陸地方建設局建設労働災害防止週間の表示（事務所・出張所にて立て看板等）
- (3) 安全パトロールの実施
  - ・ 全事務所において安全パトロールを実施する。
  - ・ 危険設備及び危険物等について必要に応じて点検整備を行う。
- (4) 安全衛生体制の確立
  - ・ 関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。（安全大会等の実施）
- (5) 安全管理体制の確立
  - ・ 女性、高齢者、新規雇用者への安全教育及び作業内容の配慮。
  - ・ 元方事業者、下請業者が、一体となる安全管理体制の確立。
  - ・ 資材搬入等業者（ダンプカー、ミキサー車等の運転手）への安全指導。
  - ・ 毎朝ミーティングを励行し、作業内容及び安全対策等を作業員に徹底するよう指導する。

一部改正 平成3年8月5日（建北技管第350号）

### 3 - 8 安全に関する関係図書

- |                          |          |             |
|--------------------------|----------|-------------|
| ・土木工事安全施工技術指針            | 平成13年改訂版 | 全日本建設技術協会   |
| ・土木工事安全施工技術指針の解説         | 平成13年改訂版 | 全日本建設技術協会   |
| ・建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説  | 平成17年    | 日本建設機械化協会   |
| ・建設工事公衆災害防止対策要領の解説 土木工事編 | 平成5年     | (株)大成出版     |
| ・店社安全衛生管理担当者マニュアル        |          | 建設業労働災害防止協会 |
| ・同上(資料編)                 |          | 建設業労働災害防止協会 |
| ・新任現場所長安全衛生管理マニュアル       |          | 建設業労働災害防止協会 |
| ・目で見ると安全 シリーズ第2集         | 平成15年    | 建設業労働災害防止協会 |
| ・建設業におけるヒューマンエラー防止対策     | 平成13年    | 労働調査会       |
| ・より良い施工体制の確保を求めて         | 最新版      | 北陸地方整備局     |
| ・安全法令ダイジェスト              | 平成20年    | 労働新聞社       |

### 3 - 9 事故発生報告

#### 1. 書類の目的と関連法規

工事の実施に影響を及ぼす事故、人命の損傷を生じた事故、又は第三者の人損及び物損事故等の発生原因とその状況を報告するための書類（共仕第1編1-1-29）

#### 2. 提出時期・部数

事故発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに書類をもって提出する。  
正1部 副2部

#### 3. 留意事項その他

事故発生日時 日時、天候を記入する。

事故発生場所 地先及び測点番号を記入する。

工事名 契約書に基づく工事名

請負者又は下請人の商号又は名称は以下の例によって記入する。（必ず記載すること。）

[例] 元請業者の場合 建設  
下請業者の場合 建設（一次下請 建設）  
二次下請以下の業者の場合 建設（一次下請 建設 二次下請 建設）

被害者名 災害を受けた者の氏名、生年月日、年齢、雇用関係を記入する。

事故発生原因及び状況

その他 特に必要事項があれば記入する。

添付書類 被害者の診断書（写） 1部  
現場見取り図（位置図も含む） 1部  
写真 1部

所轄警察署及び労働基準監督署の所見については、後日見解等が入手出来しだい報告すること。

請負契約書に基づく事故等発生報告書式については別に定められている。

発生した事故が、死亡又は休業4日以上の場合は、建設工事事故データベース（<http://sas.ejcm.or.jp/>）において報告書の登録を行うこと。

#### 4. 様式

別紙様式第1、2のとおり（様式 第2は発注者用）

（A列4判縦）

様式 第 1

請負者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報																
請負関係 第三者からの被害										平成 年 月 日 時 分 受信						
局長	次長	次長	企画課長	河川課長	道路課長	用地課長	技術調整課長	工事品質課長	総務課長	総務課長	契約課長	補佐	係長	担当		
発信者			事務所				受信者									
事故発生日時		年 月 日 ( ) 時 分										天候				
事故発生場所																
工事名																
工 期		自 平成 年 月 日			至 平成 年 月 日			請負金額							千円	
請負者又は下請人の 商号又は名称		(請負者名)			(一次下請名)					(二次以下下請名)						
事故の内容	人 損 事 故	氏 名	年齢	性別	職 種	被 害 の 程 度			備考(病院名等)							
	物 損 事 故															
事故の概略	(概略図)															
備考																

( A 列 4 判 縦 )

様式 第2  
(発注者用)

工 事 事 故 報 告 書							
発生場所				事務所			
発生日時				年 月 日 ( ) 時 分		天 候	
工事名			工期	自 平成 年 月 日		作 業	内 容
請負者の商号又は名称			代表者氏名				
請負者の住所			下請負人の商号又は名称				
事故の内容	人 損 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	死・傷病名及びその程度	備考(入院先等)
	物 損 事 故						
工事の概要							
事故発生時の状況							
事故の原因							
事故発生後の対策							
監督官署等の意見等							
事務所長の所見							

(A列4判縦)

注) 位置図(1:5000)、現場平面図(1:300~1:1000)、詳細図及び写真を添付するものとする。  
所轄警察署及び労働基準監督署の所見については後日見解等が入手出来しだい報告すること。

### 3 - 1 0 建設工事事故データベースへの登録

#### 1 . 登録の目的と関連法規

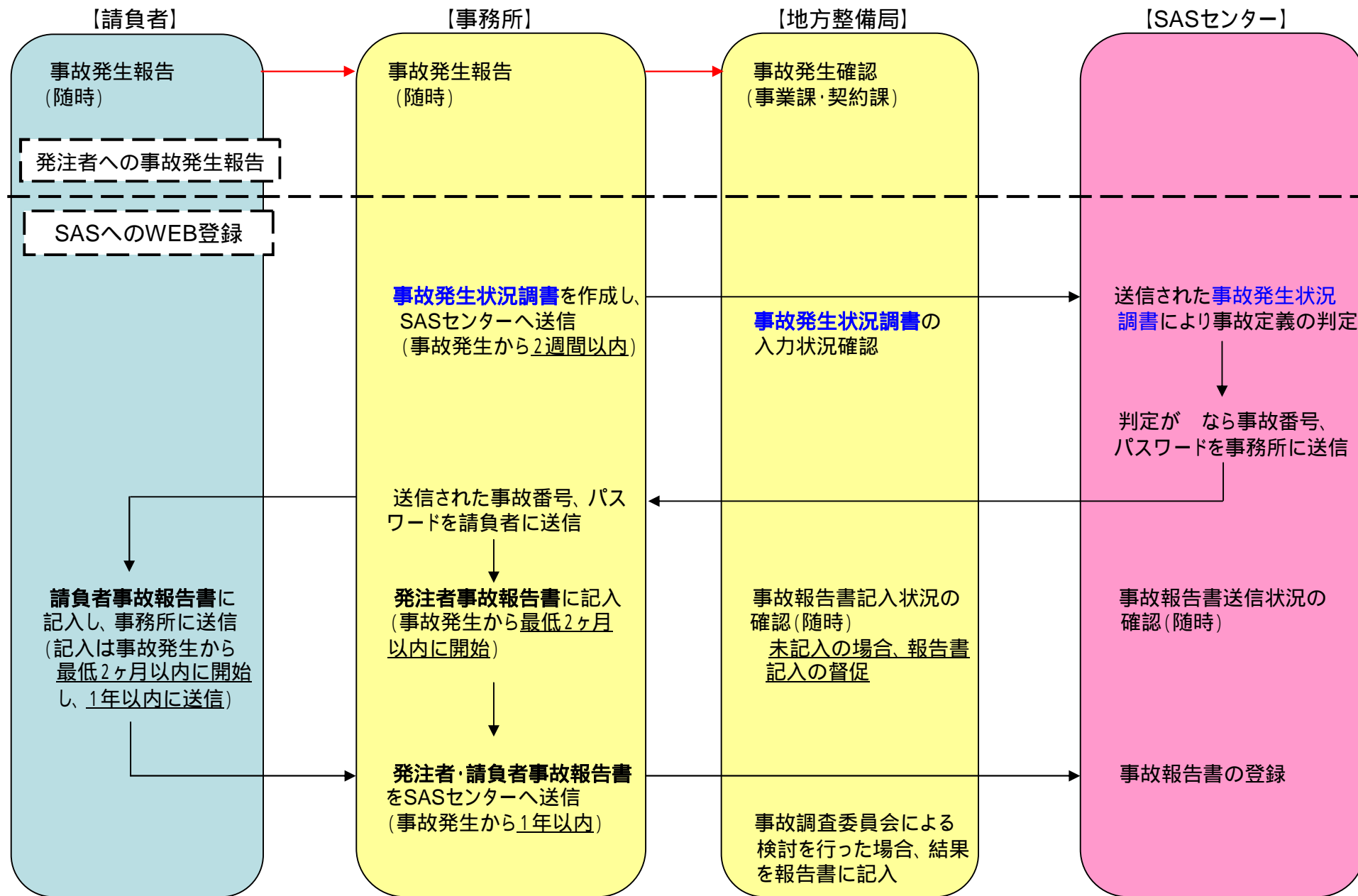
建設工事事故対策検討委員会における事故分析と対応の検討を行うために必要な報告書の提出の迅速化を図るために構築された全国ネットワークシステムである。

建設工事事故データベース報告について（平成13年12月17日付け大臣官房技術調査課課長補佐通知）

#### 2 . 対象事故

建設工事事故として登録する事故報告の対象事故については以下による。

事故の分類	事故の定義
労働災害 （工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。  資機材・工場製品輸送作業（共仕第1編1-1-32 交通安全管理第2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下輸送作業という）が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。
	工事作業場とは 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。 隣接区域とは 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業上に接続した区域をいうものとする。
もらい事故 （第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。
死傷公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。



登録においては、SASのガイドライン (<http://www.ejcm.or.jp/sastop/sasguideline3-070406doc.pdf>) を参照する。

### 3 - 1 1 災害発生報告書

#### 1 . 書類の目的と関連法規

天災その他の不可抗力による損害が生じた場合に、その原因と状況を報告するための書類。  
( 共仕第 1 編 1 - 1 - 3 8 )

#### 2 . 提出時期・部数

災害発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに書類をもって通知する。  
正 1 部、副 1 部

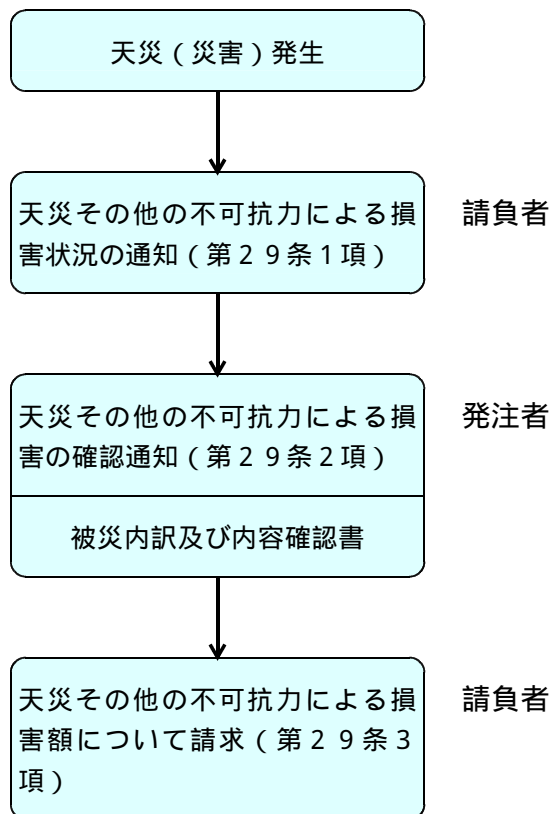
#### 3 . 留意事項その他

気象状況、工事出来高状況、災害状況、工事工程表に対する進捗状況等が明確になる書類を添付する。

#### 4 . 様式

様式集「様式 2 1 」天災その他の不可抗力による損害の通知について

#### 5 . 災害発生フローチャート ( 参考 )



損害額は、請負工事費とは別に支払われる。



## 4 . 施工管理

### 4 - 1 実施工程表

- 1 実施工程表は現場事務所の見やすい場所に掲示し、常に工事の進捗状況を把握しておくこと。
- 2 計画出来高率と実績出来高率との差が10%以上となった場合は、その原因と対策を検討し実施工程を変更する必要がある。(差が10%以上にこだわらずその差が小さくても、工事の内容によっては、実施工程表を変更する必要がある。)ただし、監督職員の確認が必要な場合は、提示を行う。
- 3 契約変更前に一部変更指示等で工事が増工や減工となった場合(ただし、工事の増減金額が小さな工種等で工程管理に影響の少ない場合は除く)又は、工期の途中で契約変更があった場合は変更計画工程表を作成する。
- 4 上記2、3により計画工程を変更する場合、当初と変更区別が分かりやすいよう工夫する。
- 5 工程管理は発注者が管理するものでなく請負者が管理するものであるため、検査時等に再作成(浄書等)する必要はない。(普段管理している実施工程表で良い。)

### 4 - 2 品質管理

- 1 . 書類の目的と関係法規  
工事目的物の品質管理結果を報告するための書類  
(共仕第1編1-1-23、第3編1-1-11)
- 2 . 提出時期・部数 正 1部(電子納品対象)  
工事完成検査時に提出する。  
なお、中間及び既済部分検査若しくは、工事期間中に監督職員が提示を求めたときは提示する。
- 3 . 留意事項  
「土木工事施工管理基準及び規格値」を基本として品質管理を行う。  
ただし、**自社管理基準値(目標値)**を設けている場合は、**自社管理基準も参考に**する。
- 4 . 様式  
様式については、第5章「提出書類」を参考とする。  
**測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の作成は不要とする。**

### 4 - 3 出来形管理

- 1 . 書類の目的と関連法規  
出来形の確認をするための書類(共仕第1編1-1-23、第3編1-1-11)
- 2 . 提出時期・部数 正 1部(電子納品対象)  
工事検査時に提出する。  
なお、中間技術検査及び既済部分検査若しくは、工事期間中に監督職員等が提示を求めたときは提示する。
- 3 . 留意事項  
「土木工事施工管理基準及び規格値」により出来形管理を行う。  
ただし、**自社管理基準値(目標値)**を設けている場合は、**自社管理基準も参考に**する。
- 4 . 様式  
様式については、第5章「提出書類」を参考とする。  
なお、ISO対象工事については、**自社書式でも良い。**  
**測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要とする。**

## 『参考』出来形管理、品質管理における留意点

管理図は、出来形・品質の向上を目的として、日常的に整理しておくものであり、検査のためにまとめるものではありません。

以下の事例を参考に出来形・品質管理の目的を十分考慮の上、適切な管理（管理図の作成）を実施して下さい。

同一項目、同一規格値であるにも関わらず、管理（図）を別々に行っている事例が見受けられます。目的を考慮の上、一元管理を行う等適切な管理を実施して下さい。

### 例 1 ) 生コンの品質管理

同一規格、同一プラントの場合は、使用箇所毎に管理するのではなく、生コンの品質管理の目的を考え、一元管理することが望ましい。

### 例 2 ) 生コンの品質管理

2つ以上のプラントから出荷される場合は、規格は同じであってもプラントにより配合・骨材が異なるため、一元管理するのではなく別々に管理することが望ましい。

### 例 3 ) 天端高の出来形管理

工区分けされている盛土の出来形管理は、同一項目で同一規格値であれば、工区毎に実施するのではなく一元管理することが望ましい。

### 例 4 ) 構造物の基準高の管理

同一規格の場合は、構造物の基準高又は同一厚さの壁を左右別々に管理するのではなく、一元管理することが望ましい。

## 【参 考】施工管理システム

### 1．施工管理システムについて

施工管理システムは、国土交通省発注の工事現場において、出来形管理、品質管理、工事関係書類等の施工管理作業を簡素化し省力化することを目的に開発したもので、工事完成図書全般の作成を行えるソフトです。

### 2．主な機能

- ・ 「出来形管理」は、国土交通省各地方整備局監修の「土木工事共通仕様書」に規定されている施工管理基準のうち出来形管理基準に沿って、各工種の規格値・基本形状をあらかじめ登録してあります。よって工種名を選択すれば規格値、基本形状は自動的に表示され、測点名・設計値・実測値を入力し、様式を選択するだけで各種帳票を印刷・作成することができます。

また、各工事の状況によって任意に略図を作成したり規格値を追加・変更することもできます。

- ・ 「品質管理」は、出来形管理と同様「土木工事共通仕様書」に規定されている施工管理基準のうち、特に現場で品質管理する8工種についての規格値、基本形状が登録されており（道路土工、河川土工、下層路盤、粒度調整路盤、加熱アスファルト安定処理、セメント安定処理、セメントコンクリート、アスファルト舗装）工種名選択による規格値等の自動表示、容易な帳票出力が可能です。

また、塗膜厚測定管理表やアスファルト混合物の敷き均し時の温度測定といった様式もデータを入力するだけで標準偏差等の自動計算、温度管理図（グラフ）の自動作成を行います。

- ・ 「工事関係書類」は、第7章 提出書類の書式等、既に登録されていますので、データを入力するだけで各種帳票を印刷することができます。
- ・ 工事完成図書の電子納品要領（案）に対応したデータを作成できます。他のシステムで作成したファイルを取り込むことができるので、既存データの活用が可能です。

### 3．問い合わせ先

社団法人 北陸建設弘済会

〒950-0197

新潟県新潟市江南区亀田工業団地2-3-4

Tel：025-381-1882

Fax：025-383-1470

#### 4 - 4 鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）の取扱い

事務連絡  
平成8年6月25日

局関係課長  
各工事事務所長 殿

企画部  
技術管理課長

##### 鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）の取扱いについて

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。  
なお、平成3年2月19日付け事務連絡で通知した鉄筋コンクリート用棒鋼の取扱いについては、廃止する。

#### 別紙 - 1 使用鋼材の品質確認の方法

##### 1. 使用鋼材の品質確認の方法

設計図書に表示された品質であることを確認するため、使用する製品についてはミルシートの提出を求め、事前に審査を行う。

~~重要構造物に係る主鉄筋については、上記に加え以下の検査を実施のうえ、提出させるものとする。~~

~~検査項目は、引っ張り試験及び曲げ試験とする。試験本数は各3本とする。~~

~~試験頻度は、規格・径毎に実施する。1規格の重量が1t未満の場合はその規格を省略できる。~~

~~コンクリート二次製品の鉄筋は除外する。~~

~~試験片の採取については、主任技術者又は監理技術者が立ち会うものとする。~~

~~試験は公的機関で実施する。~~

について

共仕第2編第1章第2節に基づき資料を事前に提出させ、確認を行うものとする。  
処理様式は「材料確認願」による。

~~について~~

~~重要構造物とは、鉄筋コンクリート構造物として応力計算を実施しているもの。~~

~~主鉄筋のみとする。~~

~~検査項目は、JISの規定による降伏点、引張強さ伸び及び曲げ性を求めるものとする。~~

~~なお、試験結果はJISG3112に基づくものとする。~~

については、平成21年3月27日付け事務連絡の一部改正に基づき、削除する。

なお、平成21年4月1日以降に新規発注及び施工中の工事を対象とする。

#### 別紙 - 2 JIS製品以外のもを使用する場合の取扱い

共仕第2編第1章第1節の規定に基づく「同等以上の品質を有するもの」の保証を行い使用するものとする。

保証方法としては以下を参考として良い。

JISG3112に基づくメーカーの社内検査結果（ミルシート）についての事前審査を行う。

JIS製品の認定がないため、これに代わる証明方法として公的機関による証明書を添付させる。

試験内容は、原則として引張試験及び曲げ試験とする。

なお、試験結果に疑問がある場合は、化学分析（製品分析）を追加する。

試験頻度は、使用する10ロットにつき1回を標準とする。

上記、のデータに異常が認められる場合は、メーカーに対してQC資料（管理図等）の提出を求める。

##### 【試験頻度の考え方】

一般的に、電炉では1日あたり13～15バッチ程度の生産である。概ね1日生産に対して1回の試験頻度となり、工場としての品質管理が実施されておれば十分判断が可能である。

## 4 - 5 土木工事における建設資材の品質管理

事務連絡  
平成3年10月3日

本局関係課長  
各事務所長殿

企画部  
技術管理課長

「土木工事における建設資材の品質管理について」  
の取扱いについて

平成3年10月3日付け建北技管第421号で通知した「土木工事における品質管理について」の取扱いについては、建設大臣官房技術審議官付補佐から別紙のとおり連絡がありましたが、取扱いについては下記によることとしますので通知します。

### 記

#### 1 鉄筋工について

~~「鉄筋コンクリート用棒鋼(異形棒鋼)の取扱いについて」(技術管理課長より平成3年2月4日付け事務連絡)によるほか、別紙：1の2)に留意する。~~

#### 2 コンクリート工について

「コンクリートの品質管理について」(平成3年4月15日付け建北技第159号)によるほか、別紙：2の1)及び3)に留意する。

#### 3 鋼構造物工について

別紙による。

別 紙

事 務 連 絡  
平成3年9月26日

各地方建設局企画部 技術管理課長  
北海道開発局長官房 工事管理課長補佐 殿  
沖縄総合事務局 主任工事検査官

建設大臣官房  
技術審議官付補佐

「土木工事における建設資材の品質管理について」の取扱いについて

平成3年9月26日付建設省技調発第 222号より通知した「土木工事における建設資材の品質管理について」の取扱いについては、当面の間、下記の点に留意して品質確保を図られたい。

記

1 鉄筋工について

- 1) 鉄筋を主筋・組立筋として使用する場合は、施工する段階において所定の品質を確保するため、製品検査証明書(ミルシート)等の確認を徹底すること。
- 2) ガス圧接継手の引張試験を行う場合は、監督職員が試験箇所を指定し、試験結果と現場が対応することが確認できる手段を講じること。

2 コンクリート工について

- 1) レデーミクストコンクリートを使用する場合には、JIS表示許可の確認を徹底すること。
- 2) レデーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308、9検査)は、購入者である受注者が直接行うよう指示すること。やむをえず生産者等に検査のための試験を代行させる場合には、受注者がその試験に立会い、その試験結果を確認すること。
- 3) コンクリートの強度試験を行う場合には、供試体はその現場のものであることが確認できる手段を講じること。
- 4) 適宜、発注者において品質を確保するための立会を行うこと。

3 鋼構造物工について

- 1) 鋼材を使用する場合は、それぞれの規格に適合した品質を確保するため、製品検査証明書(ミルシート)等の確認を徹底すること。
- 2) 溶接部の検査については、土木工事共通仕様書及び機械工事施工管理基準(案)に規定する溶接完了後の検査を徹底すること。

建北技管第 421号  
平成3年10月3日

本局関係課長  
各事務所長 殿

企 画 部 長

土木工事における建設資材の品質管理について(通知)

標記について、建設大臣官房技術調査室長から別紙のとおり通知があったので、通知する。

建設省技調発第 222号  
平成3年9月26日

地方建設局  
北海道開発局長官房  
沖縄総合事務局

企画部長  
工事管理課長 殿  
開発建設部長

建設大臣官房  
技術調査室長

土木工事における建設資材の品質管理について

標記については「土木工事共通仕様書」等に基づき施工管理項目を定め、目的物の出来形及び品質規格の確保を図っているところである。

しかし、最近民間工事において、JIS規格鋼板が溶接により開裂した事例、またJIS表示の誤った鉄筋が流通した事例が発生している。

このような最近の情勢にかんがみて、建設省直轄土木工事における建設資材の品質管理について、一層の充実を図られたい。

本局関係課長殿  
各事務所（技術）副所長殿

企画部 技術管理課長

「コンクリートの品質管理について」の補足説明について

標記については、平成3年4月15日付け建北技第159号にて通知済みですが、コンクリートの強度試験については、工業標準化法改正に伴いJNLA（工業標準化法に基づく試験所登録制度）制度に基づく民間試験機関も公的实施機関として取り扱うこととしたので、通知します。

参考 北陸地整管内における公的試験実施機関

- 〔新潟県〕(財)新潟県建設技術センター  
(株)プロダクト技研 JNLA登録
- 〔富山県〕富山県生コンクリート工業組合 JNLA登録  
(技術研究センター、共同試験場)
- 〔石川県〕石川県生コンクリート工業組合 JNLA登録
- 〔山形県〕山形県工業技術センター
- 〔福島県〕(財)福島県建設技術センター
- 〔長野県〕(財)長野県建設技術センター  
(株)土木管理総合試験所 JNLA登録
- 〔岐阜県〕 -

【特記仕様書記載例】

第 条 コンクリートの圧縮強度試験

コンクリートの圧縮強度試験は、公的試験実施機関において実施することを原則とする。

なお、公的試験実施機関で試験を行う場合は、土木工事共通仕様書第1編3-3-2「工場の選定」5.に記載されている臨場を行わなくてよいものとする。



事 務 連 絡

平成 12 年 6 月 5 日

河川部 河川工事課長 殿  
道路部 道路工事課長 殿  
各工事事務所 技)副所長 殿  
清津川ダム調査事務所長 殿  
三国川ダム管理所長 殿  
大町ダム管理所長 殿

企画部 主任工事検査官

土木工事共通仕様書のコンクリートの配合試験及び  
圧縮強度試験に関する考え方について(訂正)

標記について、平成 12 年 5 月 29 日付け、事務連絡で通知したところですが、  
2. コンクリートの圧縮強度試験の考え方については、土木工事共通仕様書の改訂により、明示  
されましたので、削除します。

お詫びして、訂正いたします。

お手数でも、再度、各主任監督員まで連絡方お願いいたします。

【参考:送付文章】

各工事事務所 技)副所長 殿  
清津川ダム調査事務所長 殿  
三国川ダム管理所長 殿  
大町ダム管理所長 殿

企画部 主任工事検査官

### 土木工事共通仕様書のコンクリートの配合試験及び 圧縮強度試験に関する考え方について

標記について、検査等の機会を通じて、監督職員等に各々の考え方について説明してきたところですが、いろいろ問い合わせもあるところです。

今後の工事検査時は、下記のとおり確認しますので各主任監督員に連絡方お願いします。

#### 記

##### 1. 生コンクリートの試験配合について

###### Q1. 共通仕様書5-3-3配合 (第5章 無筋、鉄筋コンクリート)

1. 請負者は、コンクリートの配合において、構造物の安全性を確保するために必要な強度、耐久性、水密度及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。
2. 「請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い…ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事の配合表によることができるものとする。」について

請負者は、共通仕様書5-3-3、2.にあるように、構造物の安全性を確保するため「施工に先立ち、あらかじめ試験配合を行うこと」になっておりますが、ただし書きの配合試験を行わず、他工事で使用した配合表によることができるものとする。の考え方は、つぎのとおりとする。

使用実績があり、品質管理データがある場合とは：

- (1) 請負者が、同一年度内に2件以上の工事を同一地域で受注(直轄工事)した場合。
- (2) 最初の配合試験がJIS認定工場で実施した場合に限り、請負者は、2件目以降工事の生コンクリートを同一工場の同一配合で、使用実績があるものとして、配合試験を省略できる。

- (3) 過去2ヶ年以内において、JIS認定工場で配合試験を実施した場合に限り、請負者は、当該工事の生コンクリートを同一工場の同一配合で使いたい場合は、過去2ヶ年の使用成績データを整理・保管し、その実績が良好な場合に限り、品質管理データが整っているものとして、配合試験を省略できる。

注意事項：JIS A 5308レディミクストコンクリート表示の許可又は承認に係る個別審査事項及び審査基準には、製品の管理、資材の管理、製造の工程管理等、の審査項目について記載されており、それを行う公示検査(通商産業省の定める検査)は平成12年度予定されており、公示検査は概ね3年に1度となっていることから、過去2ヶ年としてあります。

## 2. コンクリートの圧縮強度試験の考え方について

Q2. 共通仕様書(P8-3-3)品質管理基準及び規格値欄にある、「1回の試験結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上」の考え方について

コンクリート標準示方書(平成8年制定)【施工編】P143では、現場で採取した供試体3個の平均値を1回の試験値と扱っているが、当面運用(案)は下記による。

1回の試験結果とは：

- ・ 現場で採取した1本の供試体(テストピース)の試験値とする。
- ・ その試験値は「呼び強度の85%以上」とする。

3回の試験結果とは：

- ・ 3本の供試体(テストピース)の試験値とする。
- ・ その試験値の平均値は「呼び強度以上」とする。

「共通仕様書」と「コンクリート標準示方書」との運用の相違については、担当地建で調整中です。

## 3. コンクリートのテストピース採取について

Q3. 共通仕様書(P8-3-3)品質管理基準及び規格値にある。「鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。…」にある、「その他のコンクリート」の試験頻度について

コンクリート標準示方書(平成8年制定)【施工編】P142では、1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて、20~150 m<sup>3</sup>ごとに1回となっているが、

- ・ 「但し、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等…」を除き「共通仕様書」に基づき、打設日1回/日とする。

< 共通仕様書の章・節の表示は平成12年4月版 >

以上

## 4-6 コンクリート二次製品使用に関する添付資料

1. 工事の製品使用に対し、下表項目の試験表・報告書を資料として添付する。
  - 製品確認願：製品納入前に材料等の品質を証明する資料。
  - 品質証明報告書：工事に納入された製品の品質を証明する資料。
  - **重要構造物製品：製品として高さ5m以上の擁壁、内空断面 25 m<sup>2</sup>以上となる函渠類、橋桁類及び防雪製品類。**
  - 一般製品：重要構造物製品以外の全てのコンクリート二次製品（JIS を含む）
  - （写し）：メーカー等作成書類の原本の写しを言う。
2. 試験成績表等の提出頻度は、1 工事、1 製品毎、製品ロットで管理した結果を提出する。  
 なお、試験する製品ロットの大きさは「土木用コンクリート製品設計便覧」及び「製造品質検査関係規定集」の製造品質管理基準による。
3. **材料確認及び品質証明報告書の添付資料のうち、「製造管理技術委員会」が認定する製品については、書類の提出を一部省略することができる。（ただし、納品メーカーに 5 年間の品質証明報告書の保存義務のあるものに限る。）**

### 添 付 書 類




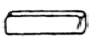

製品確認願	品質証明報告書
【一般製品】	【一般製品】
① 製造品質認定書（写）	① 製品検査表（寸法、形状、外観、外圧試験）
② 示方配合表・骨材試験表 <b>（省略可）</b>	② 圧縮強度試験表 <b>（省略可）</b>
③ 製品構造図・配筋図	③ 鉄筋試験成績表（RC製品の場合）（写） <b>（省略可）</b>
④ セメント試験表（写） <b>（省略可）</b>	
⑤ コンクリート用化学混和剤試験結果表（写） <b>（省略可）</b>	※ ②は製品検査で圧縮強度により検査している製品に適用
⑥ 骨材のアルカリシリカ反応性試験表（写） <b>（省略可）</b>	
⑦ コンクリート中のアルカリ総量計算書 <b>（省略可）</b>	
製品確認願	品質証明報告書
【重要構造物製品】	【重要構造物製品】
① 製造品質認定書（写）	① 製品検査表（寸法、形状、外観、外圧試験）
② 示方配合表・骨材試験表 <b>（省略可）</b>	② コンクリート管理表（圧縮強度・スランプ・空気量管理図） <b>（省略可）</b>
③ 製品構造図・配筋図	③ 組立鉄筋検査管理表 <b>（省略可）</b>
④ セメント試験表（写） <b>（省略可）</b>	④ コンクリート中のアルカリ総量計算報告書 <b>（省略可）</b>
⑤ コンクリート用化学混和剤試験結果表（写） <b>（省略可）</b>	⑤ コンクリート中の塩化物イオン（CL <sup>-</sup> ）量管理表（H）
⑥ 骨材のアルカリシリカ反応性試験表（写） <b>（省略可）</b>	⑥ 鉄筋試験成績表（写） <b>（省略可）</b>
⑦ コンクリート中のアルカリ総量計算書 <b>（省略可）</b>	⑦ 付属部材試験成績表（写） <b>（省略可）</b>
⑧ コンクリート中の塩化物イオン（CL <sup>-</sup> ）量 <b>（省略可）</b>	
	※ ⑦は製品に使用される部材のうち主要部材

#### 4 - 7 コンクリート二次製品外観合否判定基準(案)

(基準案は、コンクリート二次製品工場出荷事務連絡基準であり参考とされたい。)

製品区分			外観検査項目					
名称	製品概要図	代表的製品名	ひび割れ	角欠け	ねじれ・そり	気泡	へ-ス漏れ	あばた
縁石類		歩車道境界ブロック L = 2.0m	・幅0.2mm以下で、 かつ長さが部材寸 法の1/10以下	・施工後露出する 面で10cm <sup>2</sup> 以下  ・施工後露出しな い面で20cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障とな るもの、並びに露 出面で5mm以下	・施工後露出する 面径15mm以下で 深さ5mm以下 ・10cm×10cm当 り径5～14mmの ものが5個以下の もの ・施工後露出しな い面で径15mm以 下で深さ10mm以 下 ・10cm×10cm当 り径10～14mmの ものが5個以下の もの	・施工後露出する 面で幅15mm以下 で部材寸法の1/5 以下 ・施工後露出しな い面で幅20mm以 下で部材寸法の1/ 3以下	・20cm <sup>2</sup> 以下
		歩車道境界ブロック (フラット型) L = 2.0m						
側溝類		道路用側溝 L = 2.0m	・幅0.1mm以下で、 かつ長さが製品長 の1/10以下	・施工後露出する 面で10cm <sup>2</sup> 以下  ・施工後露出しな い面で20cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障とな るもの、並びに露 出面で5mm以下	・施工後露出する 面径15mm以下 で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当 り径5～14mmの ものが5個以下の もの ・施工後露出しな い面で径15mm以 下で深さ10mm以 下 ・10cm×10cm当 り径10～14mmの ものが5個以下の もの	・施工後露出する 面で幅15mm以下 で部材寸法の1/5 以下 ・施工後露出しな い面で幅20mm以 下で部材寸法の1/ 3以下	・10cm <sup>2</sup> 以下
		道路用側溝 L = 5.0m	・幅0.1mm以下で、 かつ長さが部材寸 法の1/10以下 (ただし、200mm 以下)					
柵類		歩道用コンクリート 防護柵  歩道用高欄 (R・C)	・幅0.1mm以下で、 かつ長さが部材寸 法の1/10以下	・施工後露出する 面で9cm <sup>2</sup> 以下  ・施工後露出しな い面で16cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障とな るもの、並びに露 出面で5mm以下	・施工後露出する 面径15mm以下 で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当 り径5～14mmの ものが5個以下の もの ・施工後露出しな い面で径15mm以 下で深さ10mm以 下 ・10cm×10cm当 り径10～14mmの ものが5個以下の もの	・施工後露出する 面で幅15mm以下 で部材寸法の1/5 以下 ・施工後露出しな い面で幅20mm以 下で部材寸法の1/ 3以下	・10cm <sup>2</sup> 以下

製品区分			外観検査項目					
名称	製品概要図	代表的製品名	ひび割れ	角欠け	ねじれ・そり	気泡	へ-スト漏れ	あばた
基礎 ブロック類		法留工ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅0.2mm以下で、かつ長さが部材寸法の1/10以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部材表面積の3%以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で径15mm以下で深5mm以下</li> <li>10cm×10cm当り径5～14mmのものが5個以下のもの</li> <li>中空部は特に規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で幅15mm以下で部材寸法の1/5以下</li> <li>施工後露出しない面で幅20mm以下で部材寸法の1/3以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部材表面積の5%以下</li> </ul>
		プラスチック管コンクリート		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で10cm<sup>2</sup>以下</li> <li>施工後露出しない面で20cm<sup>2</sup>以下</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>20cm<sup>2</sup>以下</li> </ul>
ブロック類		L型擁壁 (逆T型擁壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅0.1mm以下で、かつ長さが部材寸法の1/10以下(ただし、200mm以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で10cm<sup>2</sup>以下</li> <li>施工後露出しない面で20cm<sup>2</sup>以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で径15mm以下で深さ5mm以下</li> <li>10cm×10cm当り径5～14mmのものが5個以下のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で幅15mm以下で部材寸法の1/5以下</li> <li>施工後露出しない面で幅20mm以下で部材寸法の1/3以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20cm<sup>2</sup>以下</li> </ul>
		井桁フレーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>幅0.1mm以下で、かつ長さが部材寸法の1/10以下</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>施工後露出する面で8cm<sup>2</sup>以下</li> <li>施工後露出しない面で20cm<sup>2</sup>以下</li> </ul>

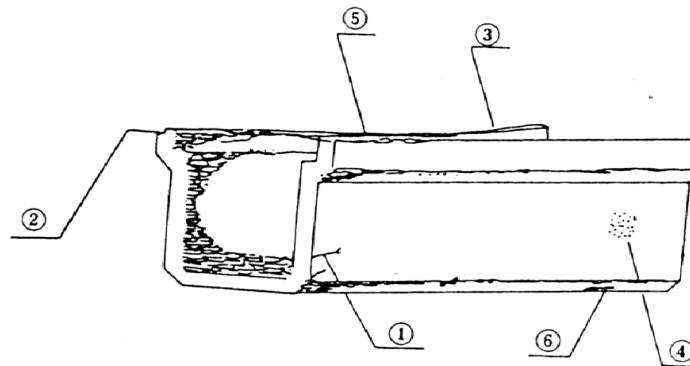
製品区分			外観検査項目					
名称	製品概要図	代表的製品名	ひび割れ	角欠け	ねじれ・そり	気泡	へ-スト漏れ	あばた
ブロック類		コンクリート積(張)ブロック型 型ブロック (1㎡用)	面 ・幅0.2mm以下でかつ長さが100mm以下	・5cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下	・径10mm以下で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当り径5～10mmのものが5個以下	・幅15mm以下で部材寸法の1/5以下	・20cm <sup>2</sup> 以下
			控え ・幅0.5mm以下でかつ長さが100mm以下	・25cm <sup>2</sup> 以下	・特に制限なし	・特に制限なし	・幅20mm以下で部材寸法の1/3以下	・特に制限なし
		型ブロック (4㎡用)	面 ・幅0.2mm以下でかつ長さが200mm以下	・10cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下	・径10mm以下で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当り径5～10mmのものが5個以下	・幅15mm以下で部材寸法の1/5以下	・20cm <sup>2</sup> 以下
			控え ・幅0.5mm以下でかつ長さが200mm以下	・40cm <sup>2</sup> 以下	・特に制限なし	・特に制限なし	・幅20mm以下で部材寸法の1/3以下	・特に制限なし
		大型連筋ブロック型	・幅0.2mm以下で、かつ長さが部材寸法の1/10以下	・5cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下	・10cm×10cm当り径5～10mmのものが5個以下	・幅15mm以下で部材寸法の1/5以下	・20cm <sup>2</sup> 以下
		大型平張りブロック						
		法枠ブロック型						
ボックス類		鉄筋コンクリートボックス加バ-ト(R・C)  P.Cボックス加バ-ト(P・C)	・幅0.1mm以下で、かつ長さが部材寸法の1/10以下	・部材表面積の3%以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下	・施工後露出する面で径15mm以下で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当り径5～14mmのものが5個以下のもの ・施工後露出しない面で径15mm以下で深さ10mm以下 ・10cm×10cm当り径10～14mmのものが5個以下のもの	・施工後露出する面で幅15mm以下で部材寸法の1/5以下  ・施工後露出しない面で幅20mm以下で部材寸法の1/3以下	・部材表面積の5%以下

製品区分			外観検査項目					
名称	製品概要図	代表的製品名	ひび割れ	角欠け	ねじれ・そり	気泡	へ-ず漏れ	あばた
ヒューム管類		ヒューム管 A, B型	・幅0.1mm以下で、かつ、管の長さ方向で部材寸法の1/4以下、管周の方向で1/10以下	・管端面の面積で3%以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で5mm以下	・施工後露出する面で径15mm以下で深さ5mm以下 ・10cm×10cm当り径5～14mmのものが5個以下  ・施工後露出しない面で径15mm以下で深さ10mm以下 ・10cm×10cm当り径10～14mmのものが5個以下	・幅15mm以下で部材寸法の1/4以下  ・1カ所、部材寸法の1/6以下2カ所	・管の外面積の5%以下
コンクリート矢板類		広幅プレキャスト コンクリート矢板	・ひび割れがあつてはならない	・角面に10mm <sup>2</sup> で深さ5mm以上	・施工に支障となるもの、並びに露出面で15mm以下	・径15mm以下で深さ10mm以下 ・10cm×10cm当り径10～14mmのものが5個以下	・深さ3mm以上、長さ方向1/10以下、高さ方向1/5以下	・10cm <sup>2</sup> 以下
道路舗装類		コンクリート舗装版(RC) L=5.5m	・幅0.2mm以下で、かつ長さが200mm以下	・施工後露出する面で10cm <sup>2</sup> 以下  ・施工後露出しない面で20cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で6mm以下	・表面は径15mm以下で深さ5mm以下、端部は特に規定なし	・施工後露出する面で幅15mm以下で部寸法の1/5以下  ・施工後露出しない面で幅15mm以下で部寸法の1/3以下	・部材表面積の5%以下
		消雪パイプ (プレキャスト) L=5.5m	・幅0.1mm以下で、かつ長さが200mm以下	・施工後露出する面で10cm <sup>2</sup> 以下  ・施工後露出しない面で20cm <sup>2</sup> 以下	・施工に支障となるもの、並びに露出面で6mm以下	・施工後露出しない面で径15mm以下で深さ10mm以下 ・10cm×10cm当り径10～14mmのものが5個以下	・施工後露出する面で幅15mm以下で部寸法の1/5以下  ・施工後露出しない面で幅15mm以下で部寸法の1/3以下	・部材表面積の5%以下



留 意 事 項

ひび割れ	ただし、乾燥収縮に伴い、ごく表面に発生する甲状のひび割れは、対象としない
角欠け	ただし、鉄筋コンクリート製品の場合で、最小かぶりを確保できないものは、施工時までには補修する
ねじれ・そり	ただし、接合部にモルタル等をはさんで施工できる場合は、差し支えない
気泡	規格内であっても、必要に応じて補修を行う
ペースト漏れ	ペースト漏れとは、手で触れたとき砂等がとれる状態をいう(出荷前に補修する)
あばた	出荷前に補修する



## 4 - 8 海外建設資材品質審査・証明事業について

### 1. 制度の概要

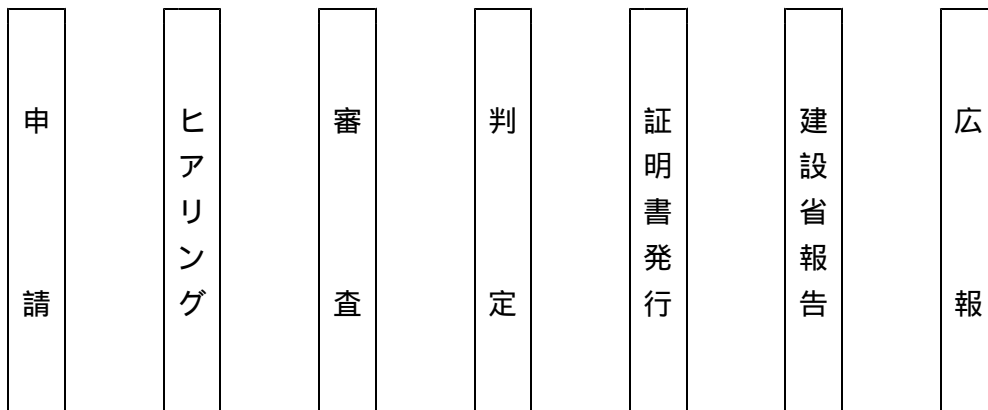
我が国の公共土木工事では、契約図書の一部である仕様書又は設計図により、この工事で使用する材料の品質が規定されるため、これに適合した材料でなければ当該工事で使用することは出来ません。

国土交通省及び国土交通省関係公団が発注する土木工事では、それぞれの発注機関の「土木工事共通仕様書」において主な材料についての品質が規定されています。

この証明事業では、海外で生産された建設資材が、この「土木工事共通仕様書」で定める材料品質の規定に適合するか否かの審査を行うものであり、財団法人土木研究センターないしは財団法人建材試験センター(以下「センター」という)のどちらか1つの財団に品質審査証明を受けようとする資材の製造者ないしはその資料を使用する施工者が、申請資料を添えて品質審査証明を依頼する。

センターが発行した証明書を発行者の監督職員に提出することにより、当該資料の使用が認められることとなります。

### 2. 審査証明の手続き



申請：製造者又は施工者が申請できます。製造者の委託を受けた代理人も可能です。

ヒアリング：申請資料の内容確認を行い、必要により追加資料の提出ならびに追加確認試験を実施して頂くことがあります。

審査・判定：審査基準に基づいてセンターの判定会が審査し、判定します。

証明書発行：品質証明された資料は、センターの理事長名で証明書が発行されます。

なお、申請から証明書の発行までは、約1ヵ月かかります。

建設省報告：証明書の写しは、遅滞なく建設省大臣官房技術調査室に報告されます。

広報：証明された資材は、センターの定期刊行物に掲載されます。

### 3. 品質審査基準

別途、センターで定める「海外建設資材品質審査基準」によるものとする。

### 4. 審査内容及び提出資料

申請時には「海外建設資材品質審査・証明依頼書」のほか、下記の審査内容について記入した「資材概要説明書」及び「添付資料」を提出することになっています。

審査項目	審査内容	添付資料
製造工場概要	会社・工場所在地、工場の沿革、資本金、組織、他 J I S 工場の指定又は I S O 9 0 0 1、9 0 0 2 の有無	登記簿謄本、定款
製造能力	生産量、主要生産設備、製造工程及び製造管理など	
品質管理状況	品質管理の体制、管理の適用規格、品質管理特性(管理図等の記録)、主要試験・検査設備、苦情処理の体系など	
品質の確認	品質確認のための適用規格、工事仕様との符号性、品質確認の試験方法及び試験結果、試験実施機関	試験成績書原本 (6 ヶ月以内)
輸送・保管体制	輸送・保管に関する社内規定、外注規定、納入工程、管理状況など	
使用実績	主な工事での仕様状況	代表契約書の写し

#### 5. 審査証明の有効期間

証明書の有効期間は1 ヶ年とします。以後、更新を希望する場合は、更新の申請が必要です。又は内容に変更が生じた場合は、変更の申請も必要となります。

#### 6. 審査証明の費用

1 資材ごとに、次の費用が必要となります。なお、支払方法については、各センターの所定の銀行口座に定められた時期までに振り込みとなります。

申込み料及び審査証明費用： 5 0 万円 / 件(消費税及び振込手数料含まず)  
 更新費用： 1 0 万円 / 件(消費税及び振込手数料含まず)  
 変更費用： 1 0 ~ 4 0 万円 / 件(消費税及び振込手数料含まず)

#### 7. 問い合わせ先

財団法人 土木研究センター 企画調査部

〒110-0016

東京都台東区台東一丁目6番4号(タカラビル)

5 03-3835-3609 FAX 03-3832-7397

財団法人 建設試験センター 試験業務部

〒103-0025

東京都中央区日本橋小船町1番3号

5 03-3664-9211 FAX 03-3664-9215

## 海外建設資材品質審査基準

財団法人 土木研究センター  
財団法人 建材試験センター

### 1 総 則

この基準は、財団法人土木研究センター及び財団法人建材試験センター(以下「センターという。’)で定める「海外建設資材品質審査・証明要領」(以下「要領」という。’)第8条に基づく品質証明のための審査基準を定める。

### 2 原 則

審査は、国土交通省及び国土交通省関係公団の土木工事共通仕様書(以下「仕様書」という。’)で定める資材の品質基準に適合することを証明するため、公平性・透明性を原則として、厳正に審査・判定する。

### 3 審査内容

審査の内容は、要領第3条の受付けの前提条件の他、第8条3項で求める下記の事項とする。

審査は、要領第4条で求める書類及びその関係書類と記録、並びにヒアリング等により適合性を確認・判断する。

(1)供給の安定性	工場において適切な品質管理のもとに製造が行なわれ、安定して供給できるか。
(2)品質・性能の確認	仕様書に適合した品質、性能を確保しているか。
(3)輸送・保管の管理体制	資材の運搬及び保管の管理体制が適切か。

### 4 審査及び判定方法

審査及び判定方法は、次表に示す(1)要領第3条による前提条件、(2)供給の安定性、(3)品質性能の確認、及び(4)輸送・保管の管理体制による。

(1) 要領第3条による前提条件

審査項目	審査方法	判断基準
海外建設資材であること	対象資材を製造している法人であることを証する書類(登記簿謄本、定款等)により確認	対象資材を製造している海外法人の資材であるか
日本国内外での使用実績	主な工事の使用実績一覧(工事名、発注者名、国名、使用量)と代表1工事でのそれを証する書類(契約書等の写し)により確認	日本国内外での使用実績が確認されるか
対象資材の品質確認	次の事項を確認する ・当該工場が品質管理若しくは定期試験で採用している規格名称とその番号 ・上記規格と仕様書で定める品質基準との対比表 ・性能値が対応工事仕様書の品質基準を満足していることを証する書類(検査記録、成績書等)	品質性能が仕様書で定める必要な規格を満足しているか
製造・供給の品質管理状況	製造・供給の品質管理の体系図とそのリスト一覧により品質管理の社内規程が整備されていることを確認	品質管理の規程が整備されているか

(2)供給の安定性

審査項目	審査方法	判断基準
(1) 工場の 供給能力	(1) 当該工場の沿革 当該工場の沿革 資本金 他 J I S 指定品目の J I S 工場 取得もしくは I S O 9 0 0 1 又は 9 0 0 2 に基づく認証工場を取得している 場合は、その許可(認証)年月日、 品目、番号等を記入した書類	(1)資材の瑕疵等による 補償責任及び品質補 償社会的責任が負 えるか
(2) 製造能力	(2) 製造の概要 組織図、最近 6 ヶ月の月別及び 過去 5 年間の年間生産量、主要生 産設備一覧を記入した書類により 判断する。	(2)製造能力が充分か
(3) 品質管理の 状況	(3) 品質管理の体制と管理方法 対象資材の社内規格一覧表 社内規格(仕様、規程、指示票 類などを含む)を体系的に記入し た書類及び審議機関、決裁者、責 任部門及び品質管理に関する責任 者とその権限などを併記した書類 により、品質管理の体系を把握す る。 対象資材の工程の概要図 原材料の入荷から資材の出荷に至 る各工程と管理箇所を記入した書 類により品質管理の体系を把握す る。 対象資材の品質特性概要 最近 6 ヶ月の月ごとの管理図等の 記録により品質管理状況を把握す る。	(3)品質管理の体制と管 理水準が適切か 社内規格体系と組織体 系が連動しているか  安定した品質性能を確 保できる管理体系か  品質特性が適切か

審査項目	審査方法	判断基準
(3) 品質管理の状況	<p>主要試験・検査設備及びその管理状況</p> <p>対象資材の主要試験・検査設備名とその仕様、数量及びその管理点検方法を記入した書類及びその管理記録により試験・検査能力を把握する。</p> <p>苦情処理の概要</p> <p>苦情処理に対する社内対応を図示した書類及びその責任者を記入した書類により、苦情処理の体制を把握する。</p>	<p>品質管理に関する試験・検査能力が適切か</p> <p>苦情処理が適切にされ、品質管理の体系に反映しているか。</p>

(3)品質性能の確認

審査項目	審査方法	判断基準
品質性能の確認	<p>仕様書で定める規格外で試験を行っている場合は、仕様書で定める規格との適合性を示した書類と指定試験機関で最近6ヶ月以内に実施した試験成績書(原本)で判断する。</p> <p>また、仕様書で定める規格で試験した場合は、同様に指定試験機関の試験成績書(原本)により判断する。</p>	仕様書で定める品質基準を満足しているか

(4) 輸送・保管の管理

審査項目	審査方法	判断基準
(1)管理体制	(1) 輸送・保管の管理に関して社内規程及び外注者との取決めを体系的に図示した書類及び責任部門などを併記した書類に因り、管理体系を把握する。	(1)輸送・保管の管理規程が整備されているか
(2)管理方法	(2) 工場出荷から原則として工事現場へ納品するまでの各工程と管理箇所、管理項目、管理方法及び検査方法を記入した書類により、管理方法を把握する。	(2)管理方法が(1)と整合し、品質劣化を起こさない方法となっているか

付則 この基準は、平成5年6月30日から制定実施する。

付則 この改正は、平成5年6月30日から実施する。



#### 4 - 9 「公的機関で試験実施」又は

#### 「公的機関による品質試験成績表」の必要な材料

材 料 名	試 験 項 目	備 考
レディミストコンクリート	圧縮強度試験、曲げ強度試験	原則公的機関
コンクリート用骨材	アルカリシリカ反応性試験	公的機関又は準ずるもの その他信頼に値するもの
吸出し防止シート	厚さ、引張強度	評価書（建設大臣許可） 公的機関

コンクリートの強度試験については、工業標準化法改正に伴いJNLA（工業標準化法に基づく試験所登録制度）制度に基づく民間試験機関も公的実施機関として取り扱うこととする。（P119 H19.2.9付け事務連絡「「コンクリートの品質管理について」の補足説明について」参照）

コンクリート用骨材について、混合セメント（BB）を使用する場合は省略できる。

## 4 - 1 0 写真管理

### 1 . 書類の目的と関係法規

施工段階及び工事完成後確認できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、取りまとめる書類。

( 共仕第 1 編 1 - 1 - 2 3、第 3 編 1 - 1 - 1 1 )

### 2 . 提出時期・部数

工事完成検査時に提出する。 正 1 部 ( 電子納品対象 )

なお、中間技術及び既済部分検査若しくは、工事期間中に監督職員等が提示を求めたときは提示する。

### 3 . 留意事項

工事写真の撮影、提出等については「写真管理基準(案)」及び「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づき実施する。

写真撮影にあたっては、計画工程表から「何を」「いつ」「どこで」「だれが」撮影するか撮影計画表を作成する。

セメント数量等の確認写真は、搬入時と使用後の空袋写真を撮影し設計数量と使用数量の比較表を添付する。

施工状況写真には、コンクリートのレイトンス処理及び養生状況写真も忘れずに撮影する。

工事着手前の写真には、起終点はポール又はリボン等を利用し、写真上に写し込むような工夫をする。( 電子納品等を考慮する。 )

工事施工途中の状況写真等には、黒板を入れて撮影する。

なお、撮影された黒板の記載内容及び撮影対象が確認できるよう有効画素数を 100 万画素程度として設定し撮影する。

完成後、不可視部となる場合には、請負者において「上げ墨」等の写真を撮影する。 この場合、上げ高がわかるよう、リボン等を写し込むよう工夫する。

写真管理基準に定める撮影頻度とは、各段階における請負者が撮影しなければならない頻度であり、提出頻度とは完成検査等において「工事写真」として整理して提出すべきものである。

工事写真については、必要以上に撮影することは避けるよう努め、提出にあたっては写真管理基準に基づき代表箇所を整理し、不必要に写真を提出しないこと。

なお、写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

完成検査においては、建設業許可の掲示状況(元・下請)、施工体系図の掲示状況(公衆及び現場の見やすい場所)、労災関係成立票の掲示状況、建設業退職金共済制度の適用事業場の提示状況、安全衛生管理組織表等の掲示状況などの写真を撮影し、検査時に提示するよう努めること。

完成写真の提出は不要とする。

### 4 . 様式

写真管理基準(案)参照

## 5 . 支給品・貸与品及び現場発生品並びに建設機械

### 5 - 1 支給品及び貸与品要求書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
支給品及び貸与品を受ける時に提出する書類。  
( 工事請負契約書第 1 5 条、共仕第 1 編 1 - 1 - 1 6 )
- 2 . 提出時期・部数  
設計図書に明記してあるため、請負者からの要求書は、原則提出不要である。

### 5 - 2 支給品引渡通知書兼受領書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
設計図書に定められた工事材料の支給を受けた時に提出する書類  
( 工事請負契約書 第 1 5 条、共仕第 1 編 1 - 1 - 1 6 )
- 2 . 提出時期・部数  
受領書は引渡しを受けた日から 7 日以内。 正 1 部 副 1 部
- 3 . 注意事項その他  
支給される工事材料の引渡を受ける場合は、発注者立会のうえ、品名、数量、品質、規格又は性能等をよく確認し受領すること。
- 4 . 様式  
様式集「様式 2 2 」支給品受領書

### 5 - 3 支給品精算書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
支給された工事材料について使用数量を報告する書類  
( 工事請負契約書第 1 5 条、共仕第 1 編 1 - 1 - 1 6 )
- 2 . 提出時期・部数  
工事完成時に提出する。 正 1 部 副 1 部  
ただし完成前であっても、精算出来る時はその時点に提出する。
- 3 . 様式  
様式集「様式 2 3 」支給品精算書

### 5 - 4 支給材料受払簿

- 1 . 書類の目的と関連法規  
支給された工事材料について、受払状況を記録するための書類。  
( 工事請負契約書第 1 5 条、共仕第 1 編 1 - 1 - 1 6 )
- 2 . 提出時期・部数  
監督職員が指示した時および精算時。 正 1 部
- 3 . 様式  
様式集「様式 2 4 」支給品受払簿 ( 地整版 )

## 5 - 5 建設機械借用（返納）書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
設計図書に定められた建設機械の貸付を受ける場合に提出する書類  
( 工事請負契約書第 1 5 条、共仕第 3 編 1 - 1 - 5 )
- 2 . 提出時期・部数  
貸付機械を借用又は返納しようとする時の 5 日前に提出する。 正 1 部 副 2 部
- 3 . 留意事項その他  
この書類は借用（返納）の 5 日前に提出し、希望日を予め申請するもので、様式下段の日付及び確認印は受領（返納）当日に記入押印すること。
- 4 . 様式  
様式集「様式 2 5」建設機械借用（返納）書

## 5 - 6 建設機械使用実績報告書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
貸付を受けた建設機械について、1 カ月毎の使用実績を報告するための書類  
( 工事請負契約書第 1 5 条、共仕第 3 編 1 - 1 - 5 )
- 2 . 提出時期・部数  
貸付を受けた建設機械について翌月の 5 日までに提出する。また月の途中で貸付が終了した場合はその後 5 日以内に提出する。 正 1 部 副 2 部
- 3 . 様式  
様式集「様式 2 6」建設機械使用実績報告書

## 5 - 7 現場発生品引渡書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
工事現場内における発生品の品名・規格・数量を明確にするための書類  
( 共仕第 1 編 1 - 1 - 1 7 )
- 2 . 提出時期・部数  
発生時に提出する。 正 1 部 副 1 部
- 3 . 留意事項その他  
発生時に主任監督員の指示（書面）により処理すること。
- 4 . 様式  
様式集「様式 2 7」現場発生品調書

## 6 . 完成・既済（完済）部分及び中間技術検査

### 6 - 1 工事検査時に必要な書類一覧表

#### 1 提出が必要な書類

1 / 2

番号	項目	書類分類	書類内容等	提出時期・期限	整理ファイル	備考
1	施工計画	施工計画書	変更・追加施工計画書 (差し替え後)	着手前変更等はその都度	CD-R	
2	設計図書 の照査	設計照査報告書	チェックシート・照査ガイド ラインの活用	照査完了後・その都度	協議・提出関係	
3	環境対策	環境対策計画書	環境対策の具体化、確認計画	対象工種着手前及び確認後	協議・提出関係	特記明示 工事のみ
4	書類管理	土・休日・ 夜間作業届	週間工程表・メール 資料 (現道工事は書面必要)	工事日の前日まで	工程管理関係	
5	書類管理	工事履行報告書		翌月の5日迄	工程管理関係	
6	書類管理	工事測量成果表	施工前の測量結果	契約後すみやかに測量した 後 (チェック後問題がない場合は提出不要)		
7	書類管理	協議・提出等		その都度	協議・提出関係	
8	書類管理	段階確認書	指定された種別・時期	その都度	段階確認・材料 関係	
9	書類管理	材料確認願	指定された材料の品質・ 数量の確認	その都度		
10	書類管理	支給品・発生品 ・貸付機械	支給品通知兼受領精算、 発生品引渡、機械関係	その都度		
11	品質管理	品質管理 (管理図含む)	品質管理基準による (測定数 10 点未満の場合、品質管理 図表・ヒストグラム (特殊な場 合を除く) は不要。また、工程能 力図は不要。)	監督職員の指示した時 又は検査時	CD-R	
12	品質管理	ひび割れ調査 票	専門技術者の照査報告、補修 計画	発生時提出、完了報告・ 完成時	協議・提出関係	
13	出来形管理	出来形管理 (管理図含む)	出来形管理基準による (測定数 10 点未満の場合、出来形 管理図表は不要。また、工程能力 図・ヒストグラムは不要)	監督職員の指示した時 又は検査時	CD-R	
14	品質証明	品質証明を指定 された場合	品質、出来形、施工状況 等 (写真添付は不要)	監督職員の指示した時 又は検査時	品質証明書	該当工事
15	写真管理	工事写真帳	写真管理基準による (代表箇所を整理)	監督職員の指示した時 又は検査時	工事写真帳	電子納品 の場合は 不要
16	写真管理	工事写真		監督職員の指示した時 又は検査時	CD-R	必要に応 じパソコン で提示

番号	項目	書類	書類内容等	提出時期・期限	ファイル名	備考
17	その他	完成図	発注図面が電子化されている場合、完成図書も電子化	完成検査時	CD-R	
		出来高図	既済時：着色のみ 中間時：着色のみ	既済・中間検査時		出来形数値は記入しない
		施工体系図 工事担当技術者台帳 施工体制台帳	(写し)を提出するとともに、現場に備え置くこと	下請け契約終了後	施工体制台帳	
		建設業退職金共済組合掛金収納書	(写し)	契約後1ヶ月以内	契約関係	
		建設副産物	再生資源利用促進計画書 再生資源利用計画書	契約後速やかに	副産物関係	
		建設材料の品質記録保存業務	建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)	検査時	CD-R	
		創意工夫		検査時	創意工夫	

## 2 請負者の資料により確認する書類

番号	項目	書類分類	書類内容等	提出時期・期限	整理ファイル	備考
1	工程管理	実施工程表	計画工程にもとづく実施工程	監督職員の指示した時	工程管理関係	提示のみ
2	安全管理	安全教育・訓練	カリキュラム、参加者写真、参加者署名等	検査時	安全教育関係	配布資料は不要
3	安全管理	工事安全日誌等(KY含む)	安全管理状況を検査時把握できる書類	監督職員の指示した時 又は検査時	安全教育関係	提示のみ
4	安全管理	各種点検	建設機械・器具点検、足場、型枠、掘削法面等点検	監督職員の指示した時 又は検査時	安全教育関係	提示のみ
5	安全管理	災害防止協議会及び工事関係者連絡会の設置	災害防止協議会等の運営状況(協議会規約、会議録、活動状況の確認)	検査時	安全関係	提示のみ
6	その他	工事カルテ登録願・受領書		契約後、完成後及び変更時の10日以内	契約関係	提示のみ
		建設副産物	委託契約書 マニフェスト A・B2・D・E 票 (電子マニフェストも利用可能)	工事完了後		提示のみ
		総合評価	総合評価実施確認表(技術提案がある場合)	検査時		提示のみ(様式自由)

## 6 - 2 完成図及び出来形数量計算書

1 . 関連法規 （共仕第1編1 - 1 - 19、第3編1 - 1 - 7）

2 . 留意事項

当初設計図及び変更設計図に対応した図面について作成し、監督職員に提出する。  
（変更比較図の作成）

変更比較図作成後、完成図を作成する。出来形測量に基づく測定値及び出来形の記入は不要である。

なお、表示する測定値の最小単位は、土木工事数量算出要領（案）に基づく数量計算の単位及び数位による。

標題の右上に赤色で「完成図」と表示する。

土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量計算書を監督職員に提出する。

3 . 提出時期・部数

変更比較図は、監督職員に1部提出

完成図は完成検査時に提出 正2部

電子納品対象工事は、全て電子媒体とすること。

## 6 - 3 完成検査写真

### 1 . 関連法規 写真管理基準（案）

### 2 . 留意事項

着手前写真の撮影にあたっては、事前に起点等をポール又はリボン等で表示し、写真に写し込むよう工夫すること。（電子納品を考慮し、極力写真上で表現すること。）

完成写真は、着手前に撮影したポール又はリボン等を同位置に表示し、出来形箇所が判断出来るように工夫して撮影する。

着手前と完成後の写真撮影位置は同位置を原則とし、写真枚数は工事内容にもよるが3から4枚程度とする。（全景、起終点等）

主要構造物が完成後不可視となる護岸根固めブロック、杭基礎工や鋼橋の製作工事等については、施工途中（埋戻し前等）又は仮組立時の参考写真を撮影するものとする。

### 3 . 提出時期・部数

提出不要とする。

## 6 - 4 中間及び既済部分検査写真

### 1 . 関連法規 写真管理基準（案）

### 2 . 留意事項

着手前写真の撮影にあたっては、事前に起点等をポール又はリボン等で表示し、写真に写し込むよう工夫すること。（電子納品を考慮し、極力写真上で表現すること。）

着手前と中間・既済部分の写真撮影位置は同位置とし、写真枚数は工事内容にもよるが3から4枚程度とする。（全景、起終点等）

主要構造物が完成後不可視となる護岸根固めブロック、杭基礎工や鋼橋の製作工事等については、施工途中（埋戻し前等）又は仮組立時の参考写真を数枚撮影するものとする。

### 3 . 提出時期・部数

提出不要とする。



## 6 - 5 工事完成検査

### 6 - 5 - 1 工事完成通知書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
工事が完成したことを発注者に通知するための書類  
( 工事請負契約書第 3 1 条、共仕第 1 編 1 - 1 - 2 0 )
- 2 . 提出時期・部数  
工事完成時に提出する。 正 1 部 副 4 部
- 3 . 様式  
様式集「様式 2 8」 完成通知書
- 4 . 留意事項  
工事完成通知書の提出年月日は、**請負者自ら記入**し、提出する。  
工事完成通知書の提出は、監督職員の勤務時間内とするが、工期末が土休日の場合は、翌日(月曜日)でも可能。**監督職員は受付印を押すこと。**  
**年末閉庁期間内に完成日となる場合は、仕事始めの日付けで受付ける。**  
**完成とは、工事書類の整理も含む。**  
完成検査は、受付日を含めて 1 4 日以内とする。

### 6 - 5 - 2 引 渡 書

- 1 . 書類の目的と関連法規  
工事完成検査に合格した後、発注者に引渡すための書類( 工事請負契約書第 3 1 条 )
- 2 . 提出時期・部数  
工事検査合格通知書を受理した後、速やかに提出する。 正 1 部 副 3 部
- 3 . 様式  
様式集「様式 2 9」 引渡書

### 6 - 5 - 3 請求書(完成代金)

- 1 . 書類の目的と関連法規  
工事完成検査に合格した時に請負代金の支払を請求するための書類  
( 工事請負契約書第 3 2 条 )
- 2 . 提出時期・部数  
工事検査合格通知書を受理した後、提出する。 正 1 部 副 4 部
- 3 . 様式  
様式集「様式 3 0」 請求書( )
- 4 . 留意事項その他  
( )には、完成代金と記入すること。  
ただし書きには、工事件名を記入する。

## 6 - 6 指定（完済）部分検査

### 6 - 6 - 1 指定部分工事完成通知書

#### 1 . 書類の目的と関連法規

指定された部分の工事が完成したことを発注者に通知するための書類。  
（工事請負契約書第 3 8 条）

#### 2 . 提出時期

指定された部分の工事が完成した時。 正 1 部 副 4 部

#### 3 . 様式

様式集「様式 3 1」指定部分完成通知書

#### 4 . 留意事項

**指定部分工事完成通知書の提出年月日は、請負者自ら記入し、提出する。**

指定部分工事完成通知書の提出は、監督職員の勤務時間内とするが、工期末が土休日の場合は、翌日（月曜日）でも可能。ただし、**監督職員は受付印を押すこと。**  
完済部分検査は、受付日を含めて 1 4 日以内とする。

### 6 - 6 - 2 指定部分工事引渡書

#### 1 . 書類の目的と関連法規

完済部分検査に合格した後、発注者に引渡すための書類。（工事請負契約書第 3 8 条）

#### 2 . 提出時期

検査合格通知書を受理した後、提出する。 正 1 部 副 3 部

#### 3 . 様式

様式集「様式 3 2」指定部分引渡書

### 6 - 6 - 3 請求書（指定部分完済払金）

#### 1 . 書類の目的と関連法規

完済部分検査に合格した後に請負代金の支払を請求するための書類。  
（工事請負契約書第 3 8 条）

#### 2 . 提出時期

検査合格通知書を受理した後、速やかに提出する。 正 1 部 副 4 部

#### 3 . 留意事項

請求内訳書（指定部分払）を提出する。

#### 4 . 様式

様式集「様式 3 0」請求書（ ）

様式集「様式 3 3」請求内訳書（指定部分払）

## 6 - 7 既済部分検査

### 6 - 7 - 1 請負工事既済部分検査請求書

#### 1 書類の目的と関連法規

工事の完成前に工事の出来高に対する部分払を請求する際の検査を請求するための書類（工事請負契約書第37条、共仕第1編1-1-21）

#### 2 提出時期・部数

請負工事既済部分検査を要求する時に提出する。 正1部 副4部

#### 3 様式

様式集「様式 34」請負工事既済部分検査請求書

#### 4 留意事項

請負工事既済部分検査請求書の提出年月日については、請負者が記入する。

### 6 - 7 - 2 出来高内訳書

#### 1 留意事項

直接工事に該当する工種のみ記入する。

同一工種の中で全種別の出来高がゼロ及び100%の場合には工種のみを計上し、種別、細別の項目は省略できる。

同一工種の中で全細別の出来高がゼロ及び100%の場合も同様に省略して種別のみを計上する。

一式計上で一部の出来高を計上する場合、又は「単価×数量」で単純計算できない場合の出来高は、「内訳書」を作成し添付する。上記の場合、出来高累計を数量欄は（ ）書きにする。

ただし、出来高が0%または100%の場合は（ ）書きにせず、そのままの数字を記入する。

数量は、全て有効数字以下は切り捨てる。

出来高比率（%）は、今回までの出来高累計金額を全体金額で除して算出し、小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする。

材料で出来高として認めてよいもの

鋼材・鉄筋・鋼杭・鋼矢板・防護柵・コンクリート二次製品（PC桁・コンクリート杭・コンクリートブロック等）等  
ただし、他工事に転用されない担保が取れる場合に限る。

材料のみの検査の場合は、技術検査を省略できるものとする。

一部変更指示等で増量となった部分について出来高に計上する場合、契約数量に増量分を含めた数量を「今回迄の出来高累計数量」欄に記入し、「契約数量」欄には、契約数量をそのまま記入する。ただし、新規工種は対象としない。なお、直接工事費計が100%以上になった場合は100%を限度とする。（摘要欄に「一部変更指示」と記載すること。）

及び を適用する場合は、国債工事等で年割額の出来高が満足しない等、やむをえない場合に限るものとするが、計上する場合は工事材料等が、工事現場（工場含む）に納入されていることを監督職員が確認した場合とし、それ以外は認められない。

2. 記入例 以下のとおり

工 事 内 訳 書 (請負者用)

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	契約 数量	今回迄の 出来高 累計数量	出来高 比率%	摘 要
排水機場 (導水路)					式	1	( 1 )		
	開削工				式	1	0	0	
	泥水式 推進工				式	1	( 1 )		
		泥水式 推進管		(標準管)	式	1	( 1 )		
			増進用ダクタイル鋳鉄管		式	1	( 1 )	98.5	別紙 内訳書
		管推進工 (泥水式)		径1.000mm	式	1	( 1 )		
			切羽作業工		式	1	1	100	
			坑内作業工		式	1	1	100	
			坑外作業工		式	1	1	100	
			裏込注入工		式	1	0	0	
			目地取外工(標準)		式	1	0	0	
			目地取外工(曲線)		式	1	0	0	
			機械器具損料		式	1	1	100	
		管布設工		径1.000mm	式	1	( 1 )	98.5	
			推進用ダクタイル鋳鉄管 布設工		m	704	694	98.5	
		仮設備工			式	1	( 1 )		
			支圧壁工		式	1	( 1 )	70	別紙 内訳書
			発進坑口工		式	1	1	100	

### 6 - 7 - 3 出来高図、出来高数量計算書

#### 1. 留意事項その他

図面の大きさはA列(0判~4判)とする。(実測値は記入しない。)

出来形部分のみ朱書とする。

出来高数量計算書は原則としてA列4判とし、検査前までに監督職員に提出する。

### 6 - 7 - 4 請求書(部分払金)

#### 1. 書類の目的と関連法規

請負工事既済部分検査の出来高確定に基づいて、部分払金の支払を請求するための書類。(工事請負契約書第37条)

#### 2. 提出時期・部数

部分払金の支払を請求する時に提出する。 正1部 副4部

#### 3. 留意事項その他

請求内訳書(部分払の場合)を添付する。

#### 4. 様式

様式集「様式 30」請求書( )

様式集「様式 35」請求内訳書(部分払いの場合)

## 6 - 8 中間技術検査

### 6 - 8 - 1 中間技術検査出来高報告書

#### 1 . 書類の目的と関連法規

工事途中において、適正かつ円滑な施工に資するために実施する中間技術検査時の出来高を確認するための書類。(共仕第3編1-1-10)

#### 2 . 中間技術検査対象工事

当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事。あるいは局長又は分任官工事にあっては事務所長が必要と認めた工事。

#### 3 . 提出時期・部数

中間技術検査を受ける時に提出する。 正1部 副1部

#### 4 . 留意事項

中間技術検査を実施する段階は、監督職員が工事打合せ簿等により指示する。

中間技術検査を実施した場合は、請負者にその結果を通知する。(技術検査結果通知書)

#### 5 . 様式

様式集「様式 36」中間技術検査出来高報告書(地整版)

### 6 - 8 - 2 出来高内訳書

#### 1 . 提出部数 正1部 副1部

#### 2 . 留意事項

一式計上の場合は備考に「掘削のみ、設置のみ」等を記する。

上記の場合、出来高の数量欄は( )書きにする。

土工、法面、鉄筋等は概略数量でもよい。

型枠工等については、目的物であるコンクリート工の出来高相当分を計上する。

作成する内訳書は、仮設費等も含む。

材料等だけの出来高は計上しない。

出来高の基準日は、出来高が確定した日(社内検査日等)とする。

一部変更指示により増量となった部分についても、出来高に計上したい場合は、契約数量に増量分を含めた数量を「今回の出来高数量」欄に記入し、「契約数量」欄には契約数量をそのまま記入する。(新規工種も出来高に計上できるものとする。)

3. 様式 下記様式のとおり (A列4判縦)

記入例

工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	契約数量	前回迄の 出来高累計 数 量	今 回 の 出来高数量	備 考
道路改良				式	1	0	(1)	
	土 工			m <sup>3</sup>	29,000	0	14,000	
		切土工		m <sup>3</sup>	4,000	0	5,000	
			切土工(粘性土)	m <sup>3</sup>	4,000	0	5,000	一部変更指示
		盛土工		m <sup>3</sup>	25,000	0	10,000	
			路体盛土	m <sup>3</sup>	25,000	0	10,000	
	擁壁工			m	300	0	100	
		L型擁壁工		m	300	0	100	
			LW-1.0-B	m	100	0	100	
			LW-3.0-B	m	200	0	0	
	現場打函渠工			箇所	2	0	(2)	
		掘削・埋戻	利用土・粘性土	式	1	0	(1)	掘削のみ
		基礎碎石	RC-40	m <sup>3</sup>	50	0	50	
		均しコンクリート		m <sup>3</sup>	30	0	30	
		型枠工		m <sup>2</sup>	1,000	0	800	
		コンクリート工		m <sup>3</sup>	400	0	300	
		鉄筋	SD295A・D13	t	30	0	25	
		鉄筋	SD295A・ D16・D25	t	5	0	4	
		足場及び支保		式	1	0	(1)	設置のみ
		止水板	CC-200×5	m	50	0	40	
		目地	瀝青繊維質 t=20	m <sup>2</sup>	20	0	15	
		スリッパ	D13	t	0.2	0	0.2	
		ジョイントパ	D25	t	0.3	0	0.3	
		塩ビ管	VP-30	m	40	0	40	

### 6 - 8 - 3 出来高図・出来高数量計算書

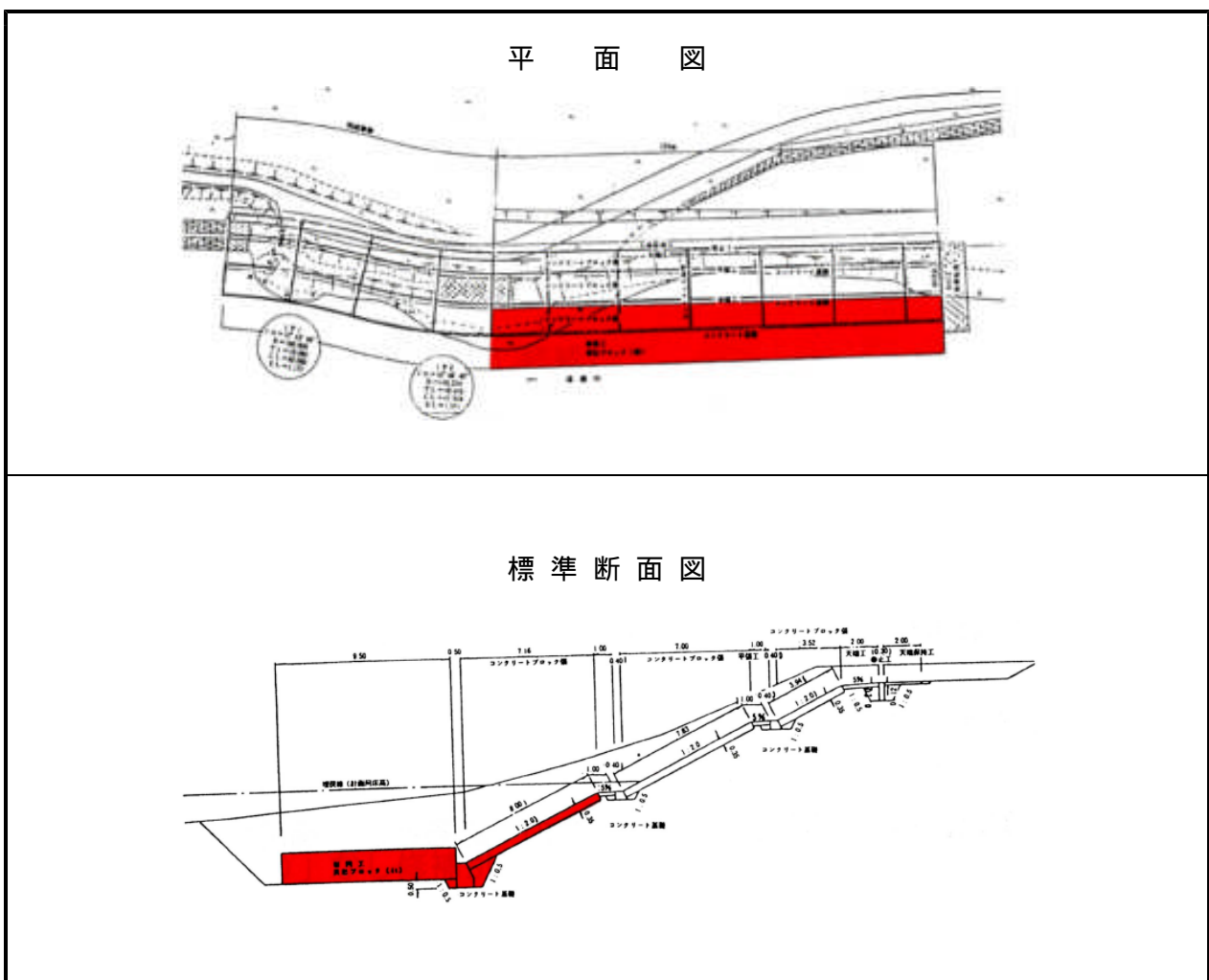
1. 提出部数 正 1 部

2. 留意事項その他

出来高図は、平面図、標準横断面図及び構造物等の一般図に着色（赤色又は朱色）する。  
工事内訳書に対応する出来高数量計算書を、検査前までに監督職員に提出する。

3. 様式 下記様式のとおり

記入例



規格は、A3版程度で良いものとする。



## 6 - 9 修補関係書類

### 6 - 9 - 1 修補完了報告書

#### 1 書類の目的と関連法規

完成検査官より修補指示書を受け、指示された期限内に修補が完了した場合に提出する書類。

( 共仕第 1 編 1 - 1 - 2 0 )

#### 2 提出時期・部数

修補完了時 正 1 部 副 2 部

#### 3 様式

様式集「様式 37」修補完了報告書

### 6 - 9 - 2 修補、改造完了届

#### 1 書類の目的と関連法規

完成検査官より修補指示書を受け、指示された期限内に修補が完了しなかった場合に提出する書類。( 共仕第 1 編 1 - 1 - 2 0 )

#### 2 提出時期・部数

修補、改造完了時 正 1 部 副 4 部

#### 3 様式

様式集「様式 38」修補・改造完了報告書(地整版)

### 6 - 9 - 3 かし修補請求

#### 1 書類の目的と関連法規

引渡後、工事目的物にかしがあるときに、乙に対して修補を請求する場合。( 契約書第 4 条 ) ただし、監督職員の指示により生じたものであるときは適用されない。

#### 2 請求時期

引渡を受けた日から 2 年以内、ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には 10 年間

工事目的物にかしがあるときは、滅失(ほろびる・なくなる)又は毀損(こわす・傷つく)した日から 6 月以内

#### 3 様式

様式集「様式 39」かし修補請求請求書

#### 6 - 9 - 4 確認書（かし修補）

- 1 書類の目的と関連法規  
かし修補請求に基づき、請負者が修補を履行することについて応諾した場合の提出書類
- 2 提出時期・部数  
修補を応諾したとき 正 1部
- 3 様式  
様式集「様式 40」確認書（かし修補）

#### 6 - 9 - 5 完成届（かし修補）

- 1 書類の目的と関連法規  
かし修補請求に基づき、修補を完成させた場合の提出書類
- 2 提出時期・部数  
修補を完成したとき 正 1部、副 3部
- 3 様式  
様式集「様式 41」完成届（かし修補）

#### 6 - 9 - 6 かし修補引渡書

- 1 書類の目的と関連法規  
完成届（かし修補）に基づき、検査で修補の完了を認められた場合
- 2 提出時期・部数  
修補の完了を認められたとき 正 1部、副 3部
- 3 様式  
様式集「様式 42」かし修補引渡書

#### 6 - 9 - 7 工事成績評定の見直し

- 1 かしが確認され、内容が明らかになった段階で、工事成績評定の見直しが必要な場合は、再評定し通知する。

## 7 . 中間前払金認定請求書

### 7 - 1 中間前払金認定請求書

#### 1 書類の目的と関連法規

中間前払金の支払いを請求する時に支払条件についての認定を受けるための書類  
(工事請負契約書第34条第3項)

中間前払金の認定条件	
対象範囲	1件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上 of 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)
使 途	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
割 合	請負代価の10分の2以内
支払い条件	・工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 ・工事の進捗度が当該契約額の2分の1以上であること。(国債工事の場合は、年割額の2分の1以上)
認定方法	・主任監督員の認定調書の摘要欄に確認印が必要 ・工事履行報告書の確認をもって足りる。

#### 2 提出時期・部数

認定を受けようとする時に提出する。 正1部 副4部

#### 3 様式

様式集「様式 43」 認定請求書  
「様式 44」 認定調書(発注者用)

### 7 - 2 中間前払金請求書

#### 1 書類の目的と関連法規

工期の中間において請負代金の中間前払金の支払を請求するための書類  
(工事請負契約書第34条第2項)

#### 2 提出時期・部数

中間前払金の支払を請求しようとする場合は、中間前払金認定請求書を監督職員に提出し発注者の認定通知を受け、通知を受理したら中間前払金請求書を提出する。

正1部 副4部

#### 3 留意事項その他

請求日は記入しない。

#### 4 様式

様式集「様式 30」請求書( )

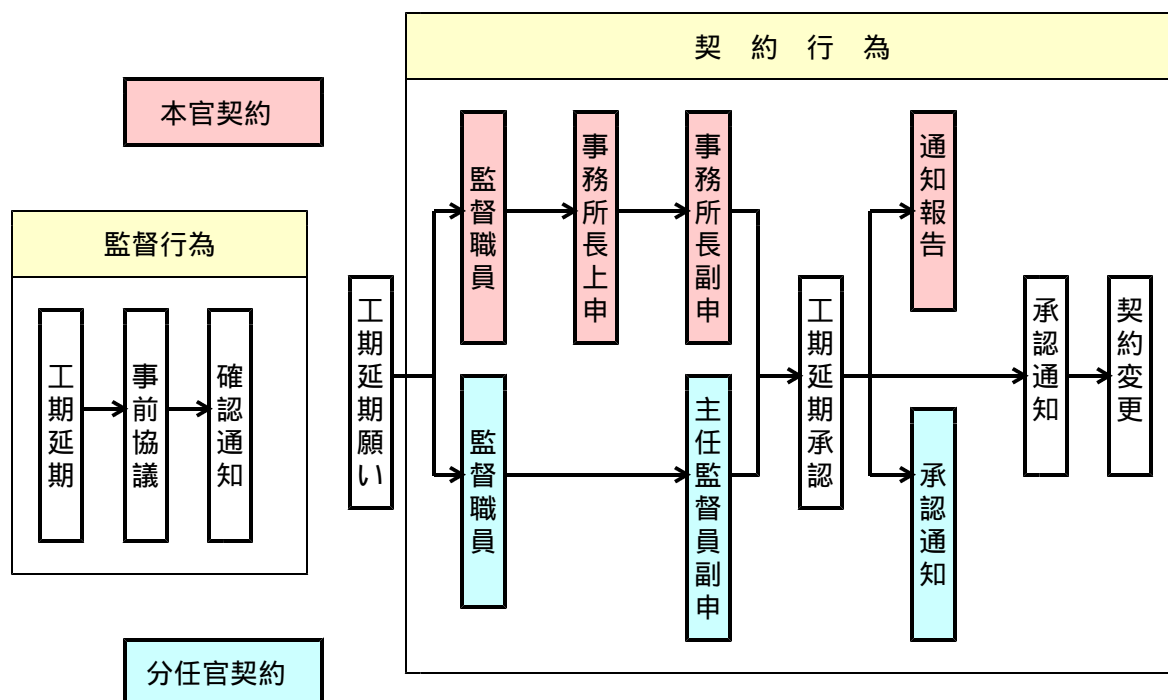
#### 5 添付書類

保証証書 正1部 写2部

〔保証申込書に認定調書(甲より発行)を添えて保証会社の保証を受けて請求〕

## 8 . 工期延期願

- 1 書類の目的と関連法規  
天災、その他不可抗力及びその他の事由により、工事請負契約書で定めた工期内に工事を完成することが出来ない場合に工期の延期を求める書類  
(工事請負契約書第21条、共仕第1編1-1-15、1-1-38)
- 2 提出時期・部数  
工期延期を求める時に提出する。 正1部 副4部
- 3 留意事項その他  
工期延期(請求)の前提として、共仕第1編1-1-15第1項に規定する**監督職員との事前協議**を必ず行うこと。  
工期の延期理由が明確になる資料を添付する。  
工事工程表(計画)を添付する。(延長期間を含む。)  
**事前協議は、延長工期の要否を判断するもので、協議が整った時点で、施工計画書の計画工程を変更することができる。**  
工期延期(請求)は、監督職員を経由して、契約担当官に提出すること。  
監督職員は、工期延期(請求)について、副申を添付して契約担当官に提出すること。  
**地元調整、修正設計、その他やむを得ない理由により工期延期が必要な場合は、請負者と書面で協議しておくものとする。その際には、監督職員は総括監督員まで了解を得るものとする。**
- 4 様式  
様式集「様式 45」工期延期願
- 5 参考【工期延期に係るフローチャート】



## 9 . 部分使用

### 1 目的と関連法規

請負者は、工事の施工途中において、目的物の引き渡し前に工事目的物の一部を供用又は他工事に引き継ぐ場合、発注者が必要と認めたときに当該部分の工事の出来形等を確認し、供用・使用することができる。

発注者が請負者から同意を得て、他の工事を施工するために使用することができ、この場合の請負者が同意を承諾する書類

事例1：一般に供用する場合（国・県・市道等の部分供用）

舗装工事等で、工期内に一部区間を一般に供用する場合。

事例2：工事の一部を他工事引き継ぐ場合

橋梁下部工事から上部工事へ 上部（鋼橋）工事から床版・塗装工事へ  
改良工事（盛土）から舗装工事へ

（工事請負契約書第33条、共仕第1編1-1-22）

### 2 提出時期・部数

承諾を認める時に提出する。 正1部 副3部

### 3 留意事項

使用者は、部分使用にあたって善良なる管理が必要。

部分使用期間中に破損又は損壊させた場合は、発注者と協議すること。

（原因者が現況復旧することを原則とする）

請負者は、部分使用される場合は、出来形について監督職員の確認を受けること。

**ただし、本官契約工事の場合は、中間技術又は既済部分検査で確認を受けること。**

（現道工事で車線切り替えや他工事との引き渡しが発生する等、全て中間技術検査を実施することが困難である場合には、検査対象の内容により主任監督員の施工検査でも良いこととするので、本局検査係まで相談すること。）

### 4 様式

様式集「様式 46」部分使用について（申請、協議、通知）、部分使用承諾書

## 10 . 低入札価格調査制度対象工事及び監督体制強化対象工事

### 10 - 1 低入札価格調査制度対象工事

#### 1 書類の目的と関連法規

低入札価格調査制度対象工事は、監督職員にとって「重点監督」となり、各種の監督行為が定められているため、その監督行為を実施するよう通知するもの。

低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について（以下「重点調査」という。）  
（平成12年建設省会発第773号、建設省厚発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号）  
低入札価格調査の取扱いに関する事務手続きの運用について（以下「運用通知」という。）  
（平成6年10月14日 建北契第308号）

#### 2 様式

様式集「様式 47」低入札工事引継通知書（地整版）

#### 3 留意事項

低入札工事引継通知書（地整版）には、重点調査に定める様式 - 1から様式 - 14の写し及び運用通知に定める総合評価（別紙3 - 3）の写しも添付すること。

以下の工事については、低入札価格対象工事であっても重点監督としない。

作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質を確認できる工事  
植栽工事/除草作業/区画線設置工事/伐採作業/堤防天端補修/コンクリート舗装目地補修工事/照明灯工事/遮音壁工事/防護柵工事/標識工事/その他これに類するもの/局長又は事務所長が必要と認めた工事

監督職員は、低入札価格対象工事について以下の措置を行うこと。

##### (1) 施工体制台帳のヒアリング

施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時と異なる場合は、その理由等について確認する。

##### (2) 施工計画書の内容のヒアリング

施工計画書の記載内容が低入札価格調査時と異なる場合は、その理由等について確認する。

##### (3) 段階確認

段階確認、施工検査等の実施に当たっては、立会することを原則とし、入念に行うものとする。（P50「別表1」参照）

#### 4 低入札価格調査制度対象工事における技術者の増員

低入札価格調査制度対象工事を受注した請負者が、以下の条件に該当する場合は、主任技術者（又は監理技術者）とは別に、担当技術者として同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸地方整備局管内で入札日から過去2年以内の完成工事</li> <li>・北陸地方整備局管内の入札時点で施工中の工事</li> </ul>
該当工事の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65点未満の工事成績評定を通知された企業</li> <li>・発注者から施工中又は施工後において、請負契約書に基づく修補又は損害賠を請求された企業（ただし、軽微な手直しを除く。）</li> <li>・品質管理、安全管理に関し、指名停止又は又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業</li> <li>・自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業</li> </ul>
技術者通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者の通知と同様式で契約担当官等に通知すること。</li> </ul>

#### 5 低入札価格調査制度対象工事における現場技術員の専任配置

低入札価格調査制度対象工事における工事の施工管理の徹底を図るため、予定価格がWTO対象の工事の場合、専任の現場技術員を配置するものとする。

現場技術員は、契約の履行状況、工事の実施状況及び施工体制等が契約図書に基づき適切に行われているか日々確認し、確認結果を「施工プロセスチェックシート」に記録し、監督職員に報告するものとする。

（H18.8.21 付け事務連絡「低入札価格調査対象工事における工事の施工管理の徹底について」）

#### 6 低入札価格調査制度対象工事における工事現場のモニターカメラ設置

公共工事の品質確保について、現地における監督の重要性に鑑み、予定価格が1億円以上の低入札価格調査制度対象工事においては、臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用するものとする。

（H18.8.21 付け事務連絡「低入札価格調査対象工事における工事現場の監督業務について」、H20.10.20 付け事務連絡「低入札価格調査対象工事における工事現場の監督業務及び不可視部分の出来形管理について」）

#### 7 低入札価格調査制度対象工事における工事の不可視部分のビデオカメラによる撮影

公共工事の品質確保の促進のため、監督職員が監督行為で把握できない範囲の出来形について、通常の写真撮影に代え、ビデオ映像により確認するものとする。

（H18.8.21 付け事務連絡「低入札価格調査対象工事における工事の不可視部分の出来形管理について」、H20.10.20 付け事務連絡「低入札価格調査対象工事における工事現場の監督業務及び不可視部分の出来形管理について」）

## 10 - 2 監督体制強化対象工事

### 1 書類の目的と関連法規

公共工事における品質確保を図るため、当面の方策として、調査基準価格を上回り低入札価格調査制度対象工事に該当しない工事で「監督体制強化基準価格」を下回る工事について、監督体制の強化を図るため。

公共工事における品質確保のための監督体制の強化について  
(平成15年国北整技管第57号企画部長)  
「公共工事における品質確保のための監督体制の強化について」の運用について  
(平成15年5月27日技術調整管理官)

### 2 様式

様式集「様式 48」監督強化対象工事通知書（地整版）

### 3 留意事項

現場代理人は、監督体制強化対象工事通知書（地整版）を受け取った場合の施工計画書作成における段階確認頻度は、「重点監督」とする。

監督職員は、監督体制強化対象工事について以下の措置を行うこと。

- (1) 施工体制台帳のヒアリング
  - ・施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査時と異なる場合はその理由等について確認する。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリング
  - ・施工計画書の記載内容が低入札価格調査時と異なる場合はその理由等について確認する。
- (3) 段階確認  
段階確認、施工検査等の実施に当たっては、立会することを原則とし、入念に行うものとする。（P50「別表1」参照）



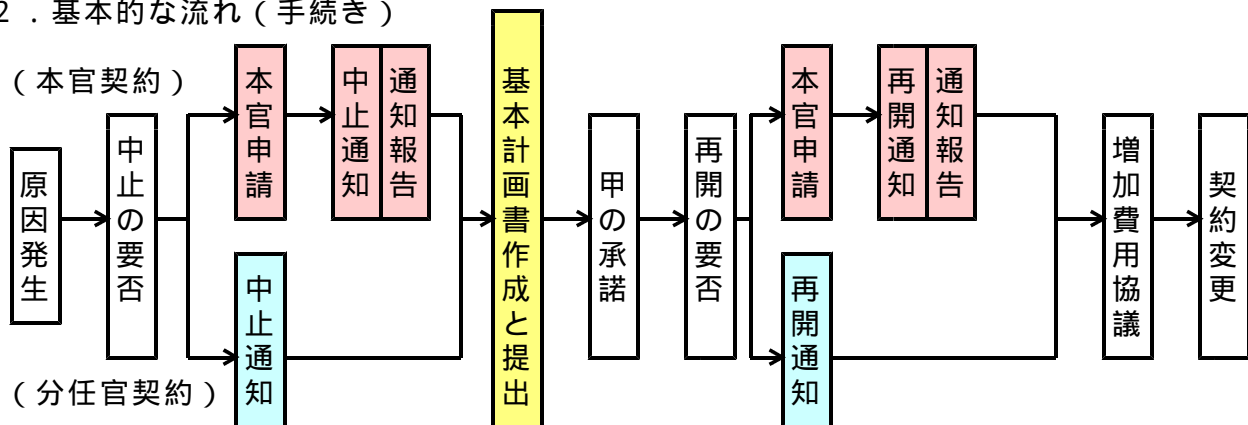
# 1 1 . 工事の一時中止

## 1 . 書類の目的と関連法規

施工中における工事の一部若しくは全部を、中止・再開することを明確にするもの。  
 (工事請負契約書第20条、共仕第1編1-1-13)

参	考
<p>第20条(工事の中止)</p> <p>工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災」という。)であつて乙の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>3 甲は前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場の維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>1-1-13(工事の一時中止)</p> <p>1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-4-1臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>2 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>

## 2 . 基本的な流れ(手続き)



## 3 . 様式

- 様式集「様式 49」工事の中止について(申請)
- 様式集「様式 50」工事の中止について(通知) 請負者宛
- 様式集「様式 51」工事の中止について(通知) 事務所長宛
- 様式集「様式 52」工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について
- 様式集「様式 53」工事の再開について(申請)
- 様式集「様式 54」工事の再開について(通知) 請負者宛
- 様式集「様式 55」工事の再開について(通知) 事務所長宛
- 様式集「様式 56」 工事に係る一時中止に伴う請負代金の変更について
- 様式集「様式 57」 工事に係る請負代金の変更について(協議)

#### 4. 留意事項

発注者は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、請負者に対して、中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間の見通し及び工事現場を適正に維持管理させるために、**最小限必要となる管理体制等の基本事項を指示**しなければならない。

発注者が、「最小限必要となる管理体制等の基本事項」を指示するために、中止命令以前に請負者と打合せを行い、基本事項を詰めておくことが望ましい。

基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、**中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。**

中止した工事現場の管理責任は乙に帰属するものとして、基本計画書においてこの旨を明らかにすること。

増加費用協議は乙の請求があった場合に行う。

増加費用の算定は、乙が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを甲乙協議して行うこと。

増加費用は、現契約と同一予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約を行う。

工事再開にあたって、工期が変更される場合は、前払保証契約の保証期間を延長すること。

工事の一時中止にあたっては、「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」に基づき、**適正な対応を行うものとする。**（北陸地整 HP で閲覧できます。）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/suryo/itijityuusi%20guide.pdf>

#### 5. 提出部数及び提出期限

基本計画書	正 1 部	提出期限	指示後	速やかに
-------	-------	------	-----	------

#### 6. その他

請負者からの工事中止について

請負者の権利として契約書第 3 4 条「前払金」「中間前払金」、第 3 7 条「部分払」及び第 3 8 条「指定部分」の支払について適正な請求をしたにもかかわらず遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにも関わらず、支払をしないときは、発注者に通知して、請負者は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。また、前払金及び部分払の支払遅延又は不払いによって請負者が損害を受けた場合は、発注者がその損害額を賠償することになり、その賠償額は両者が協議して定めることとなっている。

#### 基本計画書作成の意義

基本計画書の作成に関する取扱いは、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和 5 7 年 3 月 2 9 日付け建設省官技発第 1 1 6 号、最終改正平成 4 年 3 月 1 9 日建設省技調発第 8 0 号）、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについての運用について」（平成 4 年 3 月 1 9 日建設省技調発第 8 1 号）により、通達・運用されているものである。

基本計画書は、**工事請負契約書第 2 0 条第 3 項に規定する増加費用を確認し、必要と認められる費用を適切に設計変更反映させることを目的としている。**

よって、中止命令をかけたことによる請負者の損失を請負者の意のままに支払うのではなく、かかった費用が適正なものであったかを審査・確認することに意義がある。

増し分費用に関する具体的項目（参考）

別紙のとおり

費目構成	細 分	具 体 的 な 内 容
材料費	材料費の保管費用	工事を中止したために、元設計の直接工事費を計上されている現場搬入の材料を、甲が倉庫等(乙が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料
	他の工事現場へ転用する材料の運搬費	工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入の材料を、甲が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費
	直接工事に計上された材料の損料等	元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料及び補修費用
労務費	工事現場の維持等に必要なる労務費	中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、甲乙協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用
	他職種に転用した場合の労務費差額	工事現場の保安のために、甲乙協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の甲の設計上の単価差額の費用
水道光熱電力料金		工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、甲が指示し、あるいは甲乙協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用
機械経費		現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、甲が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。) (b) 甲が工事現場の維持のため必要と認めて指示した機械の運転費用
運搬費	工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち甲が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定範囲から工事現場に再搬入する費用
	大型機械類等の現場内運搬	元設計に計上した機械、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用。
準備費		別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めたものに係る準備費用
仮設費	仮設諸機材の損料	現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用
	新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

費目構成	細 分	具 体 的 な 内 容
事業損失防止施設等		仮設費に準じて積算した費用
安全費	既存の安全設備に係る費用	中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用
	新たに必要となった工事現場の維持等に要する安全費	元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)
役務費	プラント敷地、材料置場等に敷地の借上げ料	元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
	電力・水道の基本料	元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料
技術管理費		原則として増し分費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用
営繕費		中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用
労務者輸送費		元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、甲乙協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
社員等従業員給料手当		中止期間中の工事現場の維持等のために、甲乙協議により定めた次の費用 ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用 ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
労務管理費	他の工事現場へ転用する労務者の転出入に要する費用	中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。
	解雇・休業手当を払う場合の費用	甲乙協議により適当な適入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用
地代		現場管理費の内営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
福利厚生費		現場管理費のうち現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

## 工事の一時中止に伴う基本計画書

### 1. 工事名及び工期並びに請負者

工 事 名	
工 事 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請 負 者 名	
連 絡 先	

### 2. 中止期間

指示書の受理年月日	平成 年 月 日
中止期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
再開予定日	平成 年 月 日

### 3. 中止時までの工事進捗率

中止直前進捗率	%	前月末進捗率	%
---------	---	--------	---

### 4. 工種別工事進捗率の内訳（直接工事費のみ）

工 種	種 別	単 位	契約数量	施工済数量	進捗率(%)	備 考

## 基本計画書作成上の留意事項

基本計画書は、工事の一時中止にかかる通知に伴い、土木工事共通仕様書 1 - 1 - 13 3 . の規定に基づき、作成するもので、工事請負契約書第 20 条第 3 項に定める増加費用を確認し、甲乙が必要となる(なった)費用を適切に設計変更で反映させるものである。  
 また、発注者が中止の指示にあわせて、「最小限必要となる管理体制等の基本事項を指示する義務があり、その最小限の範囲を事前に打ち合わせにより、確認しておく必要があるため、以下の手順で作成することが望ましい。

- ステップ 1 工事の一時中止の可能性判断
- ステップ 2 工事の一時中止日(基準日)の想定
- ステップ 3 基本計画書原案の作成
- ステップ 4 基本計画書原案に関する監督職員との第 1 回打ち合わせ
- ステップ 5 基本計画書原案に関する甲の指示事項確認
- ステップ 6 基本計画書原案に関する甲の承諾事項確認(甲乙協議必要)
- ステップ 7 基本計画書最終案作成
- ステップ 8 鏡を添付して甲に提出

- ・中止直前までの工事進捗率を記載  
(正確な進捗率を記載できない場合は、概数でも可能)
- ・前月までの進捗率を工事履行報告書から転記する。

- ・工種、種別毎の工事進捗率を記載する。(契約工種を前提)
- ・単位が一式の場合は、契約数量及び施工済数量とも、「1」を記載し、進捗率欄は、完了している場合は 100%、未完了の場合はその進捗率を記載する。概数でも可

5．中止時の施工体制（現場組織体制）

請負者		中止時における下請負業者の従事状況				
現場代理人			1次	2次	3次	4次以下
主任技術者		業者数				
監理技術者		従事者数				
その他技術者等						

6．中止時に工事現場に搬入されている資材（仮設資材を除く。）

資材名	規格	用途	単位	使用済	残数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

7．中止時まで従事していた労務者関係（中止期間に従事を予定していた者のみ）

次数	下請負業者名	作業内容（分担）	員数	中止期間中の対応	甲の指示	甲の承諾

- ・中止時点で、現場従事している元請負業者及び下請負業者の実人員を下請次数ごとに記載する。

- ・中止時に現場に搬入され、残数量がある全ての資材を記載すること。
- ・用途とは、資材の使用目的をいう。
- ・保管方法の分類は、「在場保管」「場外保管」「他工事転用」「返納」「倉庫保管」の区分を記載すること。なお、各用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
在場保管	工事区域の敷地内で保管する場合
場外保管	工事区域の敷地外で保管する場合
他工事転用	他の工事に流用又は転用する場合
返納	注文先に返納する場合
倉庫保管	工事区域外の元請・下請負を問わず、倉庫に保管する場合

- ・甲の指示とは、甲が在場又は倉庫保管の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「保管方法」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「保管方法」を記載する。甲の承諾にあたっては、その理由書を作成し、協議すること。

- ・労務費については、原則認められない。ただし、甲の指示又は甲の承諾により中止現場に従事できる場合がある。
- ・作業内容欄には、中止直前まで従事していた作業内容を記載する。
- ・次数欄には、下請負業者の次数を記載する。
- ・中止期間中の対応には、「他工事従事」「休止」「現場従事」の区分を記載する。
- ・甲の指示とは、甲が現場従事の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「従事員数」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が従事の必要を認めた場合をいい、欄内に「従事員数」を記載する。甲の承諾にあたっては、その理由書を作成し、協議する。

8. 中止時の従事していた特殊技能労務者の他職種への転職（再開時まで）

下請負業者名	特殊技能職種	転職職種	員数	転職にかかる特別な理由	甲の承諾

- ・特殊技能職種とは、トンネル、潜函などの工事において、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があるものが対象となる。
- ・転職職種には、中止期間中、特殊技能職種以外の普通作業等に従事させる職種を記載する。
- ・転職にかかる特別な理由には、その理由を簡潔に記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場等の必要を認めた場合をいい、欄内に「員数」を記載する。

9. 中止時に既に搬入されている建設機械及び主要器具（機械）（再開時使用が前提）

建設機械名又は器具機械名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

- ・主要器具には、発動発電機、パイプレータ、タンパ等の小型機械も含める。ただし、リース・レンタル品については、「10」に記載する。
- ・建設機械については、中止時に現場搬入され、在場している全てを記載する。（リース・レンタルを問わない。）
- ・建設機械については、規格欄に車両重量も併せて記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」の区分を記載する。なお、各用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
在場	工事区域の敷地内で保管する場合
場外保管	工事区域の敷地外で保管する場合
他工事転用	他の工事に流用又は転用する場合
返納	借用先に返納する場合

- ・甲の指示とは、甲が在場保管の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「台数」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「台数」を記載する。甲の承諾にあたっては、その理由書を作成し、協議する。

10. 中止時まで搬入されている資機材でリース・レンタルで在場されているもの

資機材名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

- ・資機材とは、仮設ハウス（屋内施設を含む。）、水洗トイレ、鋼矢板、敷鉄板をいう。また、発動発電機、パイプレータ、タンパ等でレンタルしているものも対象とする。
- ・用途には、資機材の使用（利用）目的を記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」「倉庫保管」の区分を記載する。なお、各用語の定義は上述の例による。
- ・甲の指示とは、甲が在場又は倉庫保管の必要を認め、指示した場合をいい、欄内に「数量」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「数量」を記載する。
- ・甲の承諾にあたっては、その理由書を作成し、協議する。

1 1 . 中止期間中の工事現場管理体制（組織）

中止期間中の工事現場巡視計画							
現場常駐	現場代理人	1	監理技術者		1次下請負業者		中止期間中、 工事現場に常駐する組織
組織体制	主任技術者		その他	1	2次下請負業者		
巡	計画	毎日・週1・2・3回		巡視時間	午前・午後	巡視回数	1
	体制	土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、冬期中止・異常気象時は別途計画する					
視	記録	巡視時には、巡視記録を作成して保存する。 巡視記録の様式については、安全巡視日誌を基に必要項目を抽出・作成する。					
	巡視中に特に注意する項目	立ち入り禁止柵（安全施設）等の維持管理又は保守 在場機材等の維持管理又は保守 在場建設機械の点検（施錠・油漏れ） ..... ..... .....					
期間中の現場保全責任	中止期間中の工事現場に関する全ての責任は、請負者が負います。						
中止期間中の連絡体制	中止期間中の連絡体制は、施工計画書記載の緊急時の連絡体制を準用する。						
その他							

- ・現場常駐組織体制における下請負業者は、甲の承諾した場合に限る。
- ・巡視計画は、該当する項目を記載する。（記載分は例題）

1 2 . 主任技術者又は監理技術者の専任について（選任解除の有無）

	常駐先	連絡先	備考
主任技術者			
監理技術者			



## 1 2 . 電子納品

### 1 2 - 1 電子納品対象書類

北陸地方整備局では、当面の運用として、電子納品対象工事完成書類を表 - 1 のとおり「品質管理資料」、「出来形管理資料」、「施工計画書」、「完成図」、「工事写真」に限定し、その他の書類については、電子データによる提出を求めなくてもよい。

ただし、この運用については、恒久的なものではなく、「工事書類の簡素化」運用の過渡期を考慮した暫定的なものであり、電子納品の手引き（全国版）の策定や工事施工中における情報共有システムの本格運用が実施された時点で、速やかに全国統一運用に移行するものとする。

なお、この運用により、その他の資料についての電子納品要領（案）に基づいた電子納品や施工中の電子メールでのやりとりを妨げるものではない。

（特記仕様書、共仕第1編1-1-19及び第3編1-1-9）

### 1 2 - 2 電子納品に関する協議

#### （1）電子納品に関する協議

電子納品による工事完成書類は、なるべく工事書類の二重化（紙媒体と電子媒体）にならぬよう、甲乙協議を工事施工前に行うこと。また、必要あれば、工事施工段階においても見直すこと。

工事完成後、発注者側が電子化された工事完成図書、書類の利活用を行うため、下記項目に関するものについては、電子化による成果品として作成すること。

工事図書（完成図など）

工事写真

出来形管理に関する書類（出来形図、管理図表など）

品質管理に関する書類

施工計画に関する書類（施工計画書など）

現場固有の状況を鑑み、電子化による成果品のとりまとめの必要性が判断されるもの。

#### （2）その他、必要な協議

「道路工事完成図等作成要領」にもとづく、電子納品においても整理すること。

「地質・土質調査成果電子納品要領」にもとづく、電子納品においても整理すること。

表 - 1 電子納品対象工事完成書類（案）

		電子納品要領（案） H20.5	北陸地方整備局運用
契約時	発注図		
	特記仕様書		
施工時	工事打合簿		
	品質管理資料		
	出来形管理資料		
	施工計画書		
	完成図		
	工事写真		
	工事履行報告書 段階確認書		

### 12-3 検査方法

北陸地方整備局では、電子納品対象書類の当面の対応とからめて、電子納品対象工事については、表-2の検査方法で運用する。

なお、この運用(案)により、工事写真以外の書類等の電子データによる検査を妨げるものではない。

表-2 検査方法(運用案)

書 類	工事写真	電子データによる検査を行う(PC)
	図面	紙による検査でも差し支えない。
	帳票類	紙による検査でも差し支えない。 (具体的な帳票類は、P117参照。)
	機器	受注者が使い慣れたデジカメソフトの入ったPCを用いることを基本

なお、工事検査実施時に、電子化により作成した工事書類(工事写真など)を検査官に提示する場合については、受注者の使い慣れたパソコンを用い、電子データによる検査を行うなど、必要に応じて、検査実施の工夫をすること。

パソコンについては、工事写真改ざんチェックをその場で行うことがあるので、USBメモリー対応型のものとする。

### 12-4 国土交通省 電子納品ホームページ

#### (1) 電子納品要領・基準(案)

「電子納品要領・基準(案)」は、電子的手段によって発注者に引き渡す電子成果品の電子データの形式及びデータ等の作成にあたり必要となる、属性情報、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を定めたものである。

#### (2) 電子納品運用ガイドライン(案)

「電子納品運用ガイドライン(案)」は、国土交通省の公共事業において電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を示したものである。

#### (3) 国土交通省 電子納品ホームページ

電子納品に関する情報、要領・基準(案)など、下記ホームページにて、入手可能である。工事施工にあたり、「電子納品に関する要領・基準」、「電子納品チェックシステム」などの資料について、事前に確認を行うこと。

HP-address ; <http://www.cals-ed.go.jp/index.html>

13. 提出書類一覧表

書類名	宛先		提出期日	条項	局			事務所			計		
	本官契約	分任官契約			会計	契約	技術管理	契約	担当課	出張所	正	写	
													正
現場代理人等通知書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	締結後速やかに	契約書第10条			1			1	1	1	3
現場代理人等変更通知書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	締結後速やかに	契約書第10条			1			1	1	1	3
品質証明員届	主任監督員	主任監督員	決定後速やかに	共仕第3編1-1-8							1		1
請負代金内訳書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	14日以内	契約書第3条			1			1	1	1	3
工事工程表	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	14日以内	契約書第3条			1			1	1	1	3
施工計画書	主任監督員	主任監督員	工事着手前	共仕第1編1-1-4							1		1
工事カルテ確認申請	主任監督員	主任監督員	土日を含めない10日以内登録申請	共仕第1編1-1-5							1		1
施工体制台帳・施工体系図	主任監督員	主任監督員	随時	共仕第1編1-1-10							1		1
建設業退職金共済証紙購入状況報告	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	契約後1ヶ月以内及び完成時	共仕第1編1-1-40				1			1	1	1
工事打合せ簿	主任監督員	主任監督員	随時	共仕第3編1-1-15							1		1
材料確認願	主任監督員	主任監督員	随時	共仕第2編1-2							1		1
段階確認書	主任監督員	主任監督員	随時	共仕第3編1-1-6							1		1
土・休日・夜間作業届	主任監督員	主任監督員	工事日の前日まで	共仕第1編1-1-36							1		1
再生資源利用促進計画書・再生資源利用計画書	主任監督員	主任監督員	工事着手前及び完成時	共仕第1編1-1-18							1		1
工事履行報告書	主任監督員	主任監督員	毎月5日まで	共仕第1編1-1-24							1		1
品質証明書	主任監督員	主任監督員	検査時ごと	共仕第3編1-1-8							1		1
施工管理に関する記録			検査時及び提示を求めた時	共仕第1編1-1-23							1		1
支給品及び貸与品要求書	分任物品管理官	分任物品管理官	使用予定の14日前までに	共仕第1編1-1-16				1				1	1
支給品受領書	分任物品管理官	分任物品管理官	7日以内	契約書第15条				1				1	1
支給品受払簿	主任監督員	主任監督員	監督職員の指示	共仕第1編1-1-16							1		1
支給品精算書	分任物品管理官	分任物品管理官	完成時	共仕第1編1-1-16				1				1	1
現場発生品引渡書	主任監督員	主任監督員	発生時	共仕第1編1-1-17				1				1	1
完成通知書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	完成時	契約書第31条			1		1	1	1	1	4
引渡書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	検査合格通知書受領後	契約書第31条			1		1	1	1	1	3
請求書(前払金、部分払、完成)	支出官	支出官・資金前渡官史	検査合格(認定)後	契約書第32条	1	1	1		1	1	1	1	4
指定部分完成通知書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	指定部分完成時	契約書第38条			1		1	1	1	1	4
指定部分引渡書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	指定部分検査合格通知書受領後	契約書第38条			1		1	1	1	1	4
請求書(指定部分完済払金)	支出官	支出官・資金前渡官史	指定部分検査合格通知書受領後	契約書第38条	1	1	1		1	1		1	4
請負工事既済部分検査要求書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	既済部分検査要求時	契約書第37条			1		1	1	1	1	4
出来高内訳書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	既済部分検査要求時	共仕第1編1-1-21			1		1			1	3
出来形図・出来高数量計算書	主任監督員	主任監督員	既済部分検査要求時	共仕第1編1-1-21							1		1
請求書(部分払)	支出官	資金前渡官史	部分払協議成立後	契約書第37条	1	1	1		1	1		1	4
請求内訳書(部分払)	支出官	資金前渡官史	部分払協議成立後	契約書第37条	1	1	1		1	1		1	4
請求内訳書(国債部分払の場合)	支出官	資金前渡官史	部分払協議成立後	契約書第41条	1	1	1		1	1		1	4
中間技術検査出来高報告書	総括監督員	総括監督員	中間技術検査時	共仕第3編1-1-10				1				1	1
中間技術検査出来内訳書	総括監督員	総括監督員	中間技術検査時	共仕第3編1-1-10				1				1	1
中間技術出来高図・出来高数量計算書	総括監督員	総括監督員	中間技術検査時	共仕第3編1-1-10							1		1
修補指示書	請負者	請負者	修補が必要な場合	共仕第1編1-1-20					1		1	1	2
修補完了報告書	検査職員	検査職員	指示期間内修補完了時	共仕第1編1-1-20					1		1	1	2
修補・改造完了届	支出負担行為担当官	分任支出担当官	指示期間以降修補完了時	共仕第1編1-1-20					1		1	1	2
かし修補請求	請負者	請負者	かし修補が発生・発見された場合	契約書第44条				1	1		1	1	4
確認書(かし修補)	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	かし修補を認めた場合	契約書第44条			1		1		1	1	4
完成届(かし修補)	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	かし修補完了時	契約書第44条			1		1		1	1	3
認定請求書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	中間前金払請求時	契約書第34条	1	1	1		1			1	4
認定調書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	中間前金払請求時	契約書第34条	1	1	1		1			1	4
請求書(中間前払金)	支出官	支出官・資金前渡官史	中間前金払認定時	契約書第34条	1	1	1		1			1	4
事故速報	主任監督員	主任監督員	発生時	共仕第1編1-1-29			1	1	1		1	1	4
事故発生報告	北陸地方整備局長	北陸地方整備局長	発生時	共仕第1編1-1-29			1	1	1		1	1	4
事故報告書	主任監督員	主任監督員	発生時	共仕第1編1-1-29			1	1	1		1	1	4
災害発生報告書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	災害発生時	共仕第1編1-1-38			1		1	1	1	1	3
工期延期願	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	工期延期が必要な場合	契約書第21条			1		1	1	1	1	3
部分使用承諾書	支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官	承認認定時	契約書第33条			1		1	1	1	1	3

# 14 . 請負工事における事務処理系統図

